

# リスク社会における科学評価のための 法制度設計をめぐって<sup>1)</sup>

— ルーマン派システム論アプローチの新展開とその周辺

毛利 康 俊

はじめに

- 一 リスクアナリシスとリスクマネジメント — 事実の次元に重点をおいたアプローチ
  - 1 古典的形態
  - 2 社会性の次元も考慮にいれたアプローチ
  - 3 リスクの概念とリスク対策の戦略
- 二 政策過程におけるリスク論議の位置と形態 — 社会性の次元に重点を置いたアプローチ
  - 1 政治文化によるスタイルの多様性
  - 2 新しい傾向 — 参加的技術評価手続
    - (一) 問題設定と分析枠組
    - (二) 参加手続の諸類型
    - (三) 参加手続の比較
    - (四) 代表民主主義の文脈における参加手続
  - 3 科学技術評価の制度的選択肢
- 三 ルーマン派システムの一般的アプローチ — 社会の音響学
  - 1 社会システムの基本イメージ
  - 2 システム間関係の基本イメージ
  - 3 システム論のイメージの転換
    - (一) 社会システムのイメージの転換
    - (二) 問題意識の転換 包摂／排除・分析
  - 4 社会システムの作動 — コミュニケーションの伝播
    - (一) コミュニケーションの周期
    - (二) 複数のシステムの交差
  - 5 分析手順

四 政策過程における法システムと政治システムの交錯 — 時間性の次元を中心とした統合的アプローチ

- 1 法システム
- 2 政治システム
- 3 古典的な政策過程モデル
- 4 科学システムと政策過程
  - (一) 科学システム
  - (二) 当事者代理型
  - (三) 特別手続導入型
- 5 科学評価制度の選択視点

おわりに

- 1 リスク評価の法的枠組み
- 2 対策原理
- 3 リスクの概念

## はじめに

1 われわれの生きる社会を、情報化社会、国際化社会など、〇〇社会と特徴づけることがよく行われている。最近ではリスク社会という呼び方も流行 — はやくも過ぎ去りつつあるのかもしれないが — している。このような特徴づけにいかほどの根拠があるのならば、法制度政治制度の中で科学知と科学技術をどのように位置づけるかという問題を避けて通るわけにはいかないだろう<sup>2)</sup>。たとえば原子力発電所のような巨大技術の集積体の設置を認可するべきか否か、遺伝子組み換え食品の製造や販売を許可するべきか否か、また、BSEの監視体制はいかにあるべきか。このような問題は、法制度の運営と設計についても悩ましい問題を突きつけているのは明らかである。

思うに、これらの事例はけっして単発的なものではない。これらは、<未来における帰結が予想できない状況の中で多くの関係者を巻き込んでしまう決定を現在時点において下さなければならない>というジレンマが普遍化し深刻化

しているという一般的趨勢の、個別的な現われと見ることができよう。

だとすれば、これらの問題は法秩序の全体構想という一般理論の次元でも受け止めておく必要がある。リスク社会論の本場、ドイツでは、法律家たちの間でも、リスク社会における法秩序はいかにあるべきかという角度から議論がなされており、興味深い<sup>3)</sup>。そこでは上記のような意味でのリスク現象に対応するためには近代法の古典的構造が修正を迫られるのか否か、迫られるとすればどのようなか、ということが問われている。

リスク社会化がもたらす法秩序への挑戦はいろいろな次元で考察することが出来る。もちろん司法的決定のための道具概念<sup>4)</sup>やリスク規制の法的手法<sup>5)</sup>などの次元に焦点をあてることは十分に可能であり必要でもある。しかし本稿では、政策過程においてリスク評価の作用が科学的にも社会的にも適切に行われるためにはどのような制度枠組みが必要か、という問題を中心としたい。

その消極的な理由は、道具概念や法的手法の次元に踏み込むには関係諸法の内実にある程度踏み込まなくてはならないが、本稿にはその準備がないということである。だがもちろん積極的な理由もある。リスク評価のための制度枠組みは各国の法文化や政治文化を反映して多様であるが、そればかりでなく、近年、さまざまな国で、従来見られなかった制度枠組み — とくに参加的なそれ — が構想され実施されてようやく比較研究が可能な程度に資料が整いつつある。わが国でもBSE危機を契機にリスクアセスメントの機能を果たす独立の機関として食料安全委員会が設立されたのは記憶に新しいところである。今後、このような試みを適切に発展させていくためには、リスク評価の多様な制度枠組みを俯瞰する視点を設定しておくのが望ましいと思われる。

2 ただ、リスク社会をどのように見るかということについては本場のドイツでもアプローチが多様に存在しており、どのアプローチを基本的なものとして採用するかがひとつの独立した問題になる。本稿ではルーマン派のシステム論を基本アプローチとして採用したい。その理由は以下のとおりである。

N. ルーマン (Niklas Luhmann) は、人びとがコミュニケーションを通じて構成する世界 (意味世界) には「事実の次元」(Sachdimension)、「社会性の

次元」(Sozialdimension)、「時間の次元」(Zeitdimension)の三次元があると想定して考察することが多く<sup>6)</sup>、リスク社会化の現象についてもそうしている<sup>7)</sup>。この視点は、リスク社会に対する諸アプローチを比較するのにも役立つ<sup>8)</sup>。

人びとのコミュニケーションのなかで世界のなかで生じる事実について言及がなされることがしばしばある。そのとき人びとは、世界のなかで生じるもろもろの事実が互いに全く無関係に生じているとは見ておらず、特定類型の事実と特定類型の事実の間には何らかの関係が存在する想定して生活している。さもなくば暗雲を見て傘を持つことも無意味な行動になる。どの特定類型の事実とどの特定類型の事実の間にどのような関係があると想定されるのかについての分析が、事実の次元についての分析である。

人びとのコミュニケーションには、当然のことながら互いに異なるモノの見方をする人びとが関与するので、コミュニケーションのなかでそれらの見方が一致することもあるししないこともある。その程度もパターンもまちまちである。人々の互いに異なるモノの見方の一致／不一致のあり方についての分析が、社会性の次元の分析である。

人びとは世界のなかで生起する、生起しうる出来事を以前／以後という時間性の観点でも位置づけている。もろもろの出来事が人々によってどのような時間的視点(過去／未来、円環的時間、直線的时间など)のもとに位置づけられているかが問題になる。以上をまとめると「表1 意味の三次元」のように表すことができる。

表1 意味の三次元

	事実の次元	社会性の次元	時間の次元
問題	事実(とされるもの)同士の関係	互いに異なるモノの見方の一致／不一致のあり方	もろもろの出来事が位置づけられるところの時間的観点

二九

さて、法秩序に挑戦を突きつけているところのリスク社会化の本質を、冒頭に述べたように<未来における帰結が予見できない状況の中で多くの関係者を巻き込んでしまう決定を現時点において下さなければならない>というジレンマの拡大と特徴づけることが許されるならば、これら意味の三次元のおのお

のにおいて緊張が高まっていることこそが、リスク問題の解決を困難にしていると見なくてはなるまい。

いわゆるリスク現象においては、特定の政策決定（原因）とそれが引き起こす帰結の間の因果関係が不明確になり専門家の間でも意見が分かれることが珍しくない。これは典型的な事実の次元における緊張である。さらに、決定を下すものとその決定の影響を受けるものとの間の亀裂が深まることは（社会性の次元）、たとえば新技術の投入を決定するものとその結果に影響を受けるものとの関係を考えれば見やすい。また、上記のジレンマには未来と現在の亀裂が顔を覗かせている（時間の次元）。したがって、リスク現象を正しく理解するには、この三つの次元をバランスよく考慮に入れることが必要である。

もちろん、これらの次元の分析は自己完結的なものではない。おのおのの次元の分析は、その意味次元の単なる記述にとどまるのではなく、その背景や帰結の分析にも及ぶので、他の次元の分析にも波及する。このことは、ある次元の分析結果への固執が無意識に他の次元の分析への先入見として働く危険があることも意味し、したがって、より一層、三次元の均衡の取れた分析が要求される。

以上のような意味の三次元を前提にしたとき、ルーマン派の見地からは、他のリスク理論諸派は、いずれかの次元に考察の重点を置いているものとして位置づけることが出来る。

いわゆるリスクアナリシスを基にしたリスクマネージメントは、因果関係を確率表示することに議論の出発点を持つので、典型的な事実の次元重視のアプローチである。

社会性の次元に重点を置いたものには、様々な理論傾向が含まれる。代表的なものを挙げると、社会心理学をベースにしたリスク知覚の理論<sup>9)</sup>、リスク社会論を世界的に注目される議論領域にした、U. ベック（Ulrich Beck）の再帰的近代化論<sup>10)</sup>、技術を議論に基づく規範的コントロールに服させることを要求するJ. ハーバーマス（Jürgen Habermas）のコミュニケーション的行為の理論<sup>11)</sup>、H. ヴィルケ（Helmut Willke）の社会制御論的社会システム論<sup>12)</sup>、リスクの認知と処理は各文化に特有の文化に規定されると説く文化理論（Cultural

Theory) などがある<sup>13)</sup>。

これらが重要な成果を挙げていることは疑えない。しかし、すでに述べたようにリスク現象を適切に考察するには意味の三次元をバランスよく分析しなくてはならないので、そうしたものとして本稿では、基本的にルーマン派のアプローチを採用したい。ルーマン派から見れば、上記リスク論諸派は特定の次元に考察が偏り、とりわけ時間次元の考察が不足する点で不十分であり、批判的撰取の対象である。

3 ところで、法理論においてルーマン派の議論が参照される場合に議論状況に奇妙なねじれが生じやすいので、予めその点に触れておきたい。

ドイツの社会理論では、いまだにJ. ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論とN. ルーマンの社会システム論の対立を参照軸として自らの理論的スタンスを定めるという傾向が強い。ハーバーマスの合意志向的理性主義的姿勢の現実適合性に疑問をもつ論者は勢いシステム論に流れ、あるいは少なくともシステム論の要素を導入しようとする<sup>14)</sup>。そしてこうした議論状況については、次のような教科書的なイメージがあるが、私見によればそれはルーマンにかんして決定的に誤っており、甚だしく議論を誤導している。

その見方によれば、ルーマンは科学、法、政治、経済など、あらゆる社会システムを完全に自律的なシステムであるオートポイエティック・システム (autopoietisches System) と見る。だからルーマンの見方を前提にすれば、法や政治が科学や経済をコントロールしようとしても — そしてリスク社会の現実を見ればそのような誘惑に駆られてしまうのもあるが — 無駄であり無理にそのようにしてしまえば機能的に分化した近代社会そのものを破壊してしまうことになる。さらに法の機能は人びとの行動予期の安定化なのであり、社会制御にはそもそも適合しない。一方、ハーバーマスによれば、科学や経済の自律的な暴走こそがリスク社会の問題なのであって、法や政治における理性的な議論を通じてそれらをコントロールすることが今、求められるのである。

ルーマンのようにはじめから問題解決を放棄した見方にあきたらず、かつ、

ハーバーマスの理性主義的態度に懐疑的な法学者は、ルーマンの理論を足場に、それを改作しつつことに当たろうとする。そのような論者として、K-H. ラドゥーア (Kar-Heinz Ladeur) やG. トイプナー (Gunther Teubner) の名が挙げられる。彼らはルーマンに対し、オートポイエシスの概念と法の機能の概念規定を変更するように要求するが、それは、彼らがルーマンの問題解決を放棄した態度の原因になっているからである<sup>15)</sup>。

だが、ルーマン亡き後のルーマン派リスク社会論の第一人者、K.P. ヤップ (Klaus Peter Japp) に従えば、このような議論状況の捉え方は全く誤っている。第一に、トイプナーやラドゥーアは基本的に制御理論的な — したがって上記の分類では社会性の次元に偏った — 法の見方に立っており、ルーマン派システム論と基本的に性格が異なる<sup>16)</sup>。第二に、ルーマンの言う、法システムのオートポイエシスや機能を正しく捉えるならば、必ずしもそこから法と政治に対する禁欲的な姿勢が出てくるとは言えない<sup>17)</sup>。実際、ヤップ自身は、トイプナーやラドゥーアが主張する、法の手続化や柔軟化と呼ばれるものについて、法的決定における帰結考慮に関しては批判的で危険責任の導入には懐疑的であるが<sup>18)</sup>、関係者による議論手続を法制度へ組み込むことに対してはむしろ積極的な姿勢を示している<sup>19)</sup>。ある意味で、是々非々の対応であるがこれは折衷的な態度であろうか。

私はこれらの批判点についてヤップに同意できると考える。したがって、上記ヤップの批判第一点からは、次のように言える。ルーマン派の観点からリスク社会と法との関係を考察する場合、まず参照されるべきは、当然のことながら純粋のルーマン派の論者である。従来、ルーマン理論の法への含意を探る場合に、トイプナーやラドゥーアの理論が、ルーマンの社会理論を彼ら一流の仕方では法的に具象化するものとして参照されることが多かった。しかし現在、リスク社会と法や政治との関係については、純粋ルーマン派のなかで、ルーマン本人や前記のヤップのほかにも、相当数の論者も育っている<sup>20)</sup>。したがって、現在ではあえて議論状況をゆがめてしまう危険を冒してまで、広義のルーマン派の理論としてトイプナーやラドゥーアの理論を取り上げる必要はない。彼ら

の議論は制御理論の立場に立つ限り、前記の分類で言えば社会性の次元に足場をおいた理論であり、いずれにせよルーマン派の見地からは批判を免れないのである。

ヤップの批判第二点の含意は、方法論にかかわるので項を改めて論じることにはしたい

4 オートポイエシスという概念について、ルーマン自身がビーレフェルト(Bielefeld) 大学を辞す前年の講義で触れ、次のように述べている。

「・・・その説明価値はおそろしく低いのです。このことはまさに社会学の文脈では強調されねばなりません。もともとオートポイエシスの概念でもなんにも説明することができないのです。この概念によって獲得されるのは、具体的な分析のための出発点であり、更なるもろもろの仮説を形成するための出発点であり、もろもろの概念を付加的に積み重ねていっていっそう複雑にこれらを使っていくための出発点であるのです。」<sup>[21]</sup>

したがって、法システムや法の規律対象のシステムをオートポイエシスの概念で記述したからといって、それだけでトイブナーやラドゥーアのような手続化論者が言うような法運用や法設計が不可能だということが説明されるわけではない。

「誰でももし望むのならば、ある理論による基礎の転換とかかわることはできますが、しかしこのことが同時に意味しているのは、作業の続行のためにはオートポイエシスというたんなる言葉以上の、はるかにより多くの概念が必要になるということです。オートポイエシスという概念は作業のための情報をわずかしか与えてくれません。この概念で作業を続け、そのために必要な理論的決定を下し、もろもろの現象を腑分けすることができるためには、システム論はそれらよりも一般性の高い水準に位置をとらねばなりません。」<sup>[22]</sup>

したがって、ルーマン派システム論は一般の理論構成とは趣が異なる。具体的個別的モノから出発して抽象的一般的なモノに到るのではなく、逆に、抽象的一般的なものから出発して具体的個別的モノに到るのである。であるから、具体的個別的なものから出発した他の理論と、中間の抽象度・一般度のところ



で出会い、それを批判的に摂取しつつさらに論を進めるということが可能になる<sup>23)</sup>。つまり、ルーマン派システム論とは、オートポイエシスの概念から出発しつつも、現象の腑分け、理論的決定、概念の形成、仮説の形成の過程で下す理論的決定のいかんによって、そしてまた批判的に摂取する他の理論の選択し受容の仕方によって、同じルーマン派の論者でも結論が異なることがある。

実際、科学評価の法制度に関しても、ルーマン自身は近年の科学評価制度の新しい形態の意義については懐疑的であるが、ヤップは極めて肯定的である。したがって、ルーマン派の立場から科学評価制度を論じるということは、出来合いの理論を紹介するというのではなく、彼らの議論を参考にしつつ、みずからその理論プログラムを歩むということであるほかない。

このような見込みに基づいて、ルーマン派リスク論の現状を見ると、まず、原理論的研究とケーススタディーにはかなりの蓄積が見られるが、その間をつなぐ中間レベルの考察が不足しているのが目に付く。リスク社会化の挑戦を法秩序論一般の次元で受け止めようという本稿の構想からすれば、この欠落は決定的である。そして私見によれば、この欠落には原因がある。つまり、ルーマン派の理論状況において、システム間関係を分析するとはどういうことなのかについての理解が成り立っていないのである。科学評価制度の構想については、科学システムと法システムや政治システムの関係が問題にならざるをえないので、この点が隘路となる次第である。そこで、一方で、システム間関係を分析するための、抽象から具体への手順を明らかにしつつ、他方で、中間レベルにおいて他の理論傾向からの貢献を批判的に摂取するということが、当面の課題になる。したがって本稿では、まず、事実次元に重点をおいた分析と社会性の次元に重点をおいた分析の成果を概観し、批判的に摂取すべき貢献を見定めたい(一と二)、次に、抽象から具体的にいたるルーマン派の一般的アプローチを必要程度で明らかにし(三)、以上の成果を総合する形でリスク社会における科学評価制度の選択パレットの概観を得るように努めたい(四)。

もっとも、リスク社会における科学評価制度には実践例の面からも理論的研究の面からも比較的に新規なものが含まれており、本稿でも明確な将来像が描けるわけではない。とはいえ、科学評価制度を構想する場合に考慮しなくては

ならないポイントや、そうした制度の運営のなかで使用されるべき「リスク」「リスクマネジメント」の概念について、ルーマン派の観点からいくつかの興味深い示唆を得ることは可能であると考え。また、ルーマン派のリスク社会論は、法理論についても重要な課題を提示しているように思われるので、最後にこれについても若干触れることにしたい。

近年におけるリスク論議は、ここで言う事実の次元の分析によって火蓋が切られたことにかんがみ、この次元の分析成果を確認することから議論を始めよう。

## 一 リスクアナリシスとリスクマネジメント — 事実の次元に重点をおいたアプローチ

### 1 古典的形態<sup>24)</sup>

いわゆるリスクアナリシスおよびリスクマネジメントは、被害の発生確率と被害の大きさを何らかし方で数値化できることを前提に、

■ 予想されるリスクの深刻さ＝被害の発生確率×被害の大きさ

と定義するところから始まった。これは、なんらかの人間の行動や自然的出来事（事実）と被害（事実）との間に因果関係が存在することを想定しその因果関係を確率という数値で表現しようとするのであるから、このアプローチは典型的に事実の次元に位置づけられる。

このアプローチの利点は、質的に異なるもろもろのリスクについて、その質の違いを捨象して比較可能にする点にある。そしてそのことによって、合理的な政策選択が可能になる。たとえば、およそゼロリスクということはありえないので、ある社会ですでに受け入れている技術のリスク<sup>25)</sup>よりも低いリスクの

新技術の使用を、それが新しいというだけで生まれる不安感から禁止することは、不合理となる（リスク-リスク比較）。また、リスク回避に割ける社会的資源は有限であるから、上記の式に照らしてリスク回避の対費用効果の高いものから、優先的に資源を配分すべきことになるし、コストのほうが上回るような対策は採るべきではない（コスト-ベネフィット分析）。このような意味で合理的な選択をしないならば、社会的に不当な結果になる。

もちろん、この方式が最もスムーズに適用されるのは、因果関係の確率が確実で、被害の大きさについての評価に争いが無いときである。

しかしまず、こうした因果関係に不確実性の存在する場合がかなりの程度あることも知られている。不確実性の生じる原因として、研究の初期段階における知見の蓄積不足、人間の認知的限界など、主として人間の側に起因するものや、最近注目を集めているカオスその他の非線形現象が自然界には広範に存在しうるなど、主として自然の側に起因するものが、よく取り上げられる。

このような不確実性が存在するときにリスクに対する政策選択の方式はいかにあるべきかということについては、論者の間でかなりの見解の対立がある。あたらしい技術の使用の可否については、あくまで何らかの仕方の問題を上記計算式にのせて、合理的な政策選択がなされるべきだという見解ももちろん存在する。しかし、不確実性が存在するときにはより慎重であるべきであるという予防的アプローチも存在する。さらに不確実性に対する対処としてどちらが正しいかは規範的には一義的に決定できないことを理由に、むしろなんらかの議論の手續を決定過程に組み込むことを主張する議論的アプローチもある。

また、被害の大きさについての評価が評価者の価値観により異なりうる場合には、価値の多元化状況により、その評価は論争的にならざるをえない。予防的アプローチに立つ論者や議論的アプローチに立つ論者がこの点を自分の立場の正当化に用いることも多い。

## 2 社会性の次元も考慮にいられたアプローチ

(一) このような議論状況から見たとき、A. クリンケ (Andreas Klinke)

とO. レン (Ortwin Renn) が、リスク状況を分類した上で諸アプローチを使い分けることを提唱しており興味深い<sup>26)</sup>。

彼らは、①リスクの社会的・心理的諸性質から自然科学的な性質を区別することはできるし必要である、②どちらの性質もリスクの評価とマネージメントには重要である、という前提から出発する。彼らは、リスク評価の基準は人びとのそのリスクに対する関心についての議論から発展して行くべきであるが、客観的測定は確保できる限りで最も厳密な意味での専門家によってなされるべきである、と言う。もちろん専門家たちの測定が後になって誤りであったとか、不確実であった、曖昧であったと判明することがあるかもしれないが、それでも平均してみればそれらの方が単なる直観や常識よりも信用できる。なぜならば、直観の質を予め判定するために使用できる方法的ルールが存在しないからである。

彼らは、被害の不確実性と深刻さという二つの観点から、広い意味でのリスクを三つの領域に分ける。通常領域は、統計的不確実性がほとんど存在しない、破滅的な被害になる可能性が少ない、被害の発生確率と被害の大きさとの積が低い数値にとどまる、リスクの帰結の持続性と遍在性の程度が小さい、リスクの帰結が可逆的である、ということによって特徴づけられる。この領域に位置づけられるリスクに対しては、リスク-リスク比較、リスク-ベネフィット分析がリスクの軽減ないしコントロールの主たる手段となる。

リスク評価の信頼性が低い、統計的不確実性が高い、破滅的被害が警戒すべき水準に達する、リスクの帰結の社会的配分についての体系的知識が欠けている、など、このような場合には、彼らの見方では、リスク忌避的態度が適切である。というのは、人間の知識の限界に達し残存する不確実性の数値化することはおろか特徴づけることもほとんどできないからである。

たが、リスクアナリシスとリスクマネージメントで見解が激しく分かれるのは、上記の二領域の中間領域である。そこで彼らは、そのような中間領域に属するリスクを中心に、リスクの性質が異なるのに応じてそれに対する対策も変えていくべきであるとの見込みにたち、リスクの概念の分類を試み、それらにギリシア神話から取られた名前を与えている<sup>27)</sup>。分類の基準は、被害の不確実

さの性格と被害の深刻さの性格である。

(二) 彼らのリスク概念の分類は以下の通りである。

#### 1 ダモクレス (Damocles)

これは、いったん発生すると被害が甚大ではあるがその可能性は低いものであり、例としては、原子力エネルギー、大規模化学工場、ダムのような技術、その他、まれにしか生じない自然災害が挙げられる。

#### 2 キュクロプス (Cyclops)

これは、発生確率はほとんど知られていないが、発生した場合の惨禍は良く知られているものである。この例としては、原因が知られていない自然災害、地震、火山の噴火、非周期的洪水、のほか、エイズその他の伝染病のように人間の行動が発生確率に影響するものや、原子力早期警告システム、NBC兵器などが挙げられる。

#### 3 ピュティア (Pythia)

これは発生確率も被害の程度も不確実なものである。これに含まれるのは、地球温暖化のような急激で非線形的な気候変動、農業と食物生産における遺伝子工学の一定の適用のような科学技術、BSEのような何らかの影響が疑われているが深刻さも発生確率も精確には見積もれない化学的ないし生物学的物質などである。

#### 4 パンドラの箱 (Pandora's Box)

これは、大きな遍在性、持続性、不可逆性によって特徴づけられるものである。多くの場合、発生確率と被害の程度については、ほどほどの仮説がいくつか使えるだけなので、ピュティアの場合と同様にこれらの基準が不確実なものにとどまっているばかりでなく、行為者と帰結の関係についてもまだ科学的には説得力があるといえるほどは証明されていない。ここには、残留性有機汚染物質やフロンガスが含まれる。

#### 5 カッサンドラ (Cassandra)

発生確率も被害の程度もかなり良く知られているが、きっかけを作る出来事と被害の発生の間に時間的遅れがあり、その結果、無視されたり軽く扱われた

りしやすいのがこのリスクである。生物多様性の消滅などがその例になる。

#### 6 メドゥーサ (Medusa)

新しい事物のなかには、科学的には脅威とはほとんど評価しえないのに、それが個人的ないし社会的に恐怖を抱かせたり歓迎されなかったりする特性を持っているために、拒否されるものがある。いわゆる電磁波の悪影響が適例とされる。

クリンケとレンはこのようにリスクの概念を分類するが、それだけではこれらの概念が直ちに実践的に使えるわけではない。まず、リスクの性格が知られてはならないし、結果として性質の知られたリスクが前記の通常領域に含まれるならば、上記のようなリスクの分類に立ち入るまでもなく、通常のリスクマネジメントが有効となる。そこで彼らは次のような手順を提案する。

第一に、そのリスクの主要な特徴のいくつかを知っているかが問われるべきである。一旦インパクトの可能性の範囲が目に見えるようになったり探索可能になったならばほとんど自動的にリスクマネジメント反応が与えられるような制度的機構が与えられなくてはならない。この段階では未知のリスクに対するより多くの知識を生み出すことが重要である<sup>28)</sup>。

そうしてリスクの性質が明らかになったら、被害の不確実さ深刻さの性質の観点から予め定められた、リスク類別のひとつないし複数の基準の境界を越えるか、と問うべきである。境界値の設定は調査評価機関の主要な任務である。この境界をひとつも越えなければ、リスクは通常の領域にあり、したがってルーティーンなリスクマネジメントの方法で処理してよい。越えるならば、そういうルーティーンな処理ができないので、リスクの分類に向かわなければならない<sup>29)</sup>。

(三) したがって次の問題は、類別されたおのおののリスクに対してどのような対策原理を対応させるのがふさわしいか、である。彼らは、いわゆる広義の不確実性 (uncertainty) を、複雑性 (complexity)、不確実性 (uncertainty)、多義性 (ambiguity, ambivalence) に分類することから手がかりを得ようとする<sup>30)</sup>。

複雑性は、多数の可能性のある被害の原因の候補と特定の有害な諸結果の間の因果的繋がりを同定し数量化することが困難であるときに生じる。これらの候補の相互作用効果、ポジティブ・フィードバック・ループ、ネガティブ・フィードバック・ループ、原因と結果発生のための長い時間のずれ、個人間の偏差、介入的変数などが存在するとき、複雑性が生じる。

こういう意味での複雑性のあるリスクの合理的処理を考える場合には、大衆の関心や知覚など社会的な側面を入れることには意味がない。むしろ、最善の専門知を集めること、規制行動、量的安全目標の設定、コスト-効率性手法の一貫した使用、などが有効である。

不確実性 (uncertainty) は、これに対し、統計的偏差、測定の実験的失敗、無視、非決定性などから生じる。

このような不確実性に対しては、慎重さが重要になる。ここでは、たいいていの予防的リスクマネジメントが有効である。たとえば、予期せぬ出来事への柔軟な反応を可能にする弾力性のある措置、曝露を可逆的なものにするための時間的場所的封じ込め、恒常的モニタリング、準機能的代替物を発展させること、多様性と柔軟性への投資などが対策となるが、古典的なALARA (as low as reasonably achievable) 原理やBACT (best available control technology) 原理も有効になる。

不確実性の特徴は、そのマネジメントのために、リスクスペシャリストからのインプット以上のものが必要になることである。たとえば、利害関係者の関心、経済的予算、社会的評価が必要になる。その要点は、用心しすぎのコストと用心が充分でないことのコストの適切で公正なバランスを取ることである。しかし、残存する不確実性のために両方のコストとも数量化はほとんど不可能なので、主観的判断が避けられないし、また、痛みを伴うトレードオフが不可避になる。二つのコストのいずれかを負担する者が必要なトレードオフを設定する主要な交渉当事者になる権限を有するのは当然である。

多義性 (ambiguity, ambivalence) は、同一の観察やデータの評価についての (正統な) 解釈の多様性から生じる。トレードオフは不確実性の場合よりもっと困難になる。科学的専門知識は必要だが、価値トレードオフを解決はで

きない。トレードオフの結果それ自体が論争的で単なるコストの分配ではないから、これは効率性の向上によっても解決できない。例としては、遺伝子組換え作物の問題が挙げられる。多義性のある場合には、審議的（deliberative）過程が社会・分析的視点からも規範的視点からも要求され、合意ないし妥協が求められる。

以上のことについて、クリンケとレンは、「表2 リスクマネジメントに対する挑戦とそれに対応する戦略」のようにまとめている。

表2 リスクマネジメントに対する挑戦とそれに対応する戦略

挑 戦	目 標	機 能	戦 略	手 段
複雑性	効果的、効率的、適切な割合	因果関係と効果的な手段についての合意	ダメージの可能性を低減させること；全体としてのリスクレベルを限定すること	規格品となっている諸手段、リスク・リスク比較、コスト・分析、コスト・ベネフィット分析
不確実性	持続性  負担の効率的で公正な分配	不可逆性と脆弱さの回避  一定の結果に直面した場合の過小保護と過大保護のコストのバランスを取ることに	諸結果の範囲を限定する多様性と柔軟性  トレードオフ分析	特定の時空間への封じ込め、代替手段の発展  交渉を経てのルール策定、決定分析
多義性	社会的に受け入れ可能な発展の経路	価値対立を解決し利害関心とさまざまなものも見方の公正な取り扱いを確保すること	コンセンサスを目指す議論	諮問委員会、市民パネル、価値の木分析

Klinke/ Renn, 2002, p.1087

さて、たいいていのリスクは複雑性、不確実性の複合ではあるのだが、彼らはこのような広義の不確実性の分類およびそれぞれに対応するマネジメント戦略と前記のリスクの分類を結びつけて次のように言う<sup>31)</sup>。

ダモクレスとキュクロプスは、高い複雑性が特徴であるから、基本的にリスク計算基軸的（risk-based）マネジメントがふさわしい。その上で、ダモクレスについては、災厄の可能性を減らすことが、キュクロプスについては、確率を確認することが重要になる。

ピティアとパンドラの特徴は高い不確実性であるから、これらに対しては予



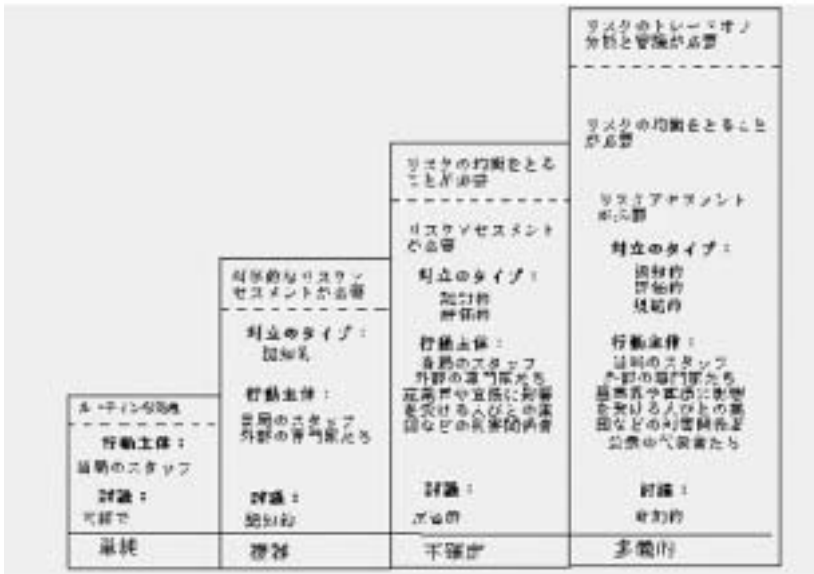
防基軸的（prevention-based）戦略で向かうべきである。加えて、フィティアに関しては予防を改善することが、パンドラについては代替肢を提供することが肝要になる。

カッサンドラとメドゥーサには大きな両義性がはさまれている。だから、討議基軸的（discourse-based）マネジメント戦略をとることが必要になる。カッサンドラについては人びとの責任を強化することが、メドゥーサにたいしては人びとの信用を確立することが大事である。

（四） 三つのマネジメントスタイルを分類することは、審議（deliberation）と公衆の関与が、多義性の生じているときのみ必要であるという誤解を引き起こすかもしれない。しかし、クリンケとレンの見るところ、そうではない。審議は、たしかに複雑性や不確定性を低減させるもっとも本質的な要素ではないが、主として多義性を引き起こすのではないリスクにたいしても助けになりうる。

彼らは反省的討議（reflective discourse）と参加的討議（participatory discourse）という概念を導入したうえで、広義の不確定性と審議の関係について次のような図にまとめている。反省的討議が対象にするのは、知識（単純な知識から認知的な知識）の分類、そして過大保護と過小保護の競合的両極の間のトレードオフである。参加的討議は、多義性と価値についての差異を解決することに焦点を置く。

図1 リスクマネージメントのエスカレーター  
(単純な現象から複雑なものへと不確実なものを経て曖昧なものへ)



Klinke/ Renn, 2002, p.1090

このようにして、クリンケやレンの見解に従うならば、リスクマネージメントも事実の次元だけでなく社会性の次元も大幅に射程に入れ始めていることがわかる。

### 3 リスクの概念とリスク対策の戦略

以上、駆け足でクリンケとレンの所説を紹介してきたが、もちろん、彼らのリスクの分類や各種類のリスクに対するマネージメント戦略の対応のさせ方などに異論の余地がないではない<sup>32)</sup>。しかし、本質的な問題は、リスクに対して、リスク計算基軸の戦略、予防基軸の戦略、討議基軸の戦略を使い分けるという構想そのものにある。リスクマネージメントの専門家たちの間では、リスク計算基軸の戦略と予防基軸の戦略は対抗的戦略として見られることが多く、相互の支持者の間で厳しい対立がある。また、討議基軸の戦略は比較的新しく注目を集め始めたものである。したがって、リスク計算基軸の戦略の支持者からは、

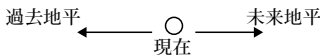
彼らの混合戦略構想は古典的なリスク計算によって端緒の開かれたリスクの合理的処理の意義をむしろ曖昧にしてしまうものとみなされるし、現に彼らのような理論傾向にはそうした角度からの批判もある<sup>33)</sup>。

この点、ルーマン派の視点からはどのように考えられるだろうか。まず確認しておかなくてはならないのは、ルーマンは、近代の時間性の構造の特徴から、すべてのリスクをリスク計算によって処理することには批判的であることである。

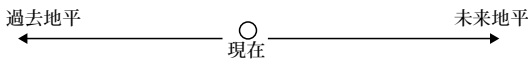
ルーマンによれば、時間の次元とは、出来事が相互に位置づけられるところの次元の一つであるが、この次元の存立のためには、もろもろの出来事を人びとが少なくとも出来事を以前／以後の区別でもって観察するようになることが必要である。もっとも、前後する出来事の豊かな意味づけのためには以前／以後の区別だけでは足りず、現実には社会ごとに時間の次元はさらに豊かな内容を持っている。その例として円環的時間表象、直線的時間表象などがあげられることが多い。しかし、ルーマンは、近代の時間経験を特徴づけるのは、過去／未来の区別がそれ以前とは比べ物にならないほど重要になったことだと言う。この区別は以前／以後と同じではない。近代人は、もはや取り返しのつかないことになった過去の蓄積の果てに今自分が生きている現在があり、未来の行動の一つ一つの積み重ねのうちに将来のある時点の自分の現在があるだろうと意識している。過去も未来ももろもろの出来事が順に配列され位置づけられるところの地平という性格を持っている。そして、近代人の時間意識の特徴は、この地平が過去の方にも未来の方にも以前と比べて長く伸びていることである(図2 近代の時間意識の特徴参照<sup>34)</sup>)。

## 図2 近代の時間意識の特徴

前近代の時間意識

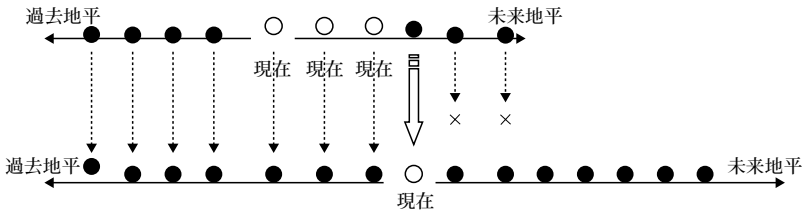


近代の時間意識



しかし、人が生きるということは、定まった時間地平のなかを過去から未来へと滑っていくことではない。予期せぬ出来事を経験した場合、時間地平の様相が一変してしまうということがある。長い間に暖めてきた人生計画の変更を余儀なくされることはありうるし、それによって過去の同一の出来事の意味づけが一変してしまうかもしれない。人生は糾える縄の如しという（「図3 大事件勃発による時間地平の相貌変化」を参照）。

図3 大事件勃発による時間地平の相貌変化



リスク社会が本稿冒頭部に記したように、未来が不確定な状況のなかで多くの人に影響を与えてしまう決定を現在下さなければならないというジレンマの偏在 — これは同時に他者の決定によって予期せぬ影響を受けてしまう可能性の偏在をも意味する — によって特徴づけられるとするならば、そうした社会ではこうした時間地平の様相転換の可能性が大きいということになる。また、近代社会では時間地平の広がり大きい分だけ時間地平がいったん様相転換してしまったときにはその変化が大きなものでありうる。時間地平そのものが相貌を変じてしまうということがあるということは、誰もがおそらく知っていることである。

もちろん、時間地平の激変はそれを経験する人間にとって常に悪いわけではないし、そもそもそのような変化があることにこそ人生の意義を見出す人もいるだろう。しかし、どの経験も体験も特定の時間地平のなかで意味を受け取っているのであれば、その急変の可能性にどのような態度を採るかということは、各人にとって極めて価値的な問題でありうることに注意する必要がある。

さしあたりの問題は、そのような時間構造がリスク計算という方法にたいし

て持つ含意である。ルーマンは次のように言っている。

「リスク計算は、そのつどそれに与えられた状態から出発する、つまり採択ないし拒否されたリスクにあまりに長く固執する、歴史的機械の一部である。だがこの機械は、判断を出来事が起こった後に見直したり、また、そういうことが起こりうる可能性を予見したりすることによってさらに不安定化されるようなものでもある。近代における二重に様相化された時間構造のなかにある、過去の現在・現在の現在・未来の現在を区別すべしという要請と、そのように区別することによってそのつどの現在の過去地平と未来地平を非連続化せよという要請は、もはや合理的計算に従わないような反省に有利に働くのである。その反省は、あまりに多くのシステム状態を考慮に入れなくてはならない。」<sup>35)</sup>

この引用文においてリスク計算はリスク処理方法の一つとしては認められていることは確認しておくなくてはならない。

ルーマン派はいわゆる事実というものも社会的な構築物だと見る社会構築主義の一種とみなされることもあり、それゆえ科学的事実に対しても相対主義的な見方を帰結し、リスク計算基軸的アプローチには懐疑的になるのではないかと思われるかもしれない。事実、ルーマン派リスク社会論に対しては、事実の次元の無視ないし軽視があるという批判もある<sup>36)</sup>。

たしかに、ルーマン派を社会構築主義の一種と見ることは必ずしも間違いではない。しかし、ルーマンは、科学的コミュニケーションに対してそれとは独立に存在する世界が現実中存在することを否定しているわけではないし、科学的知見とそれに基づく後続の科学的技術的コミュニケーションがいわゆる自然界との関係で試行錯誤を経て相対的に安定期に達することを否定しているわけではない<sup>37)</sup>。したがってルーマンに従っても、こうした安定期にあっては、科学的知見の基盤となった実験室状況と技術が適用される状況とのギャップが小さいないし埋められるなどの条件に恵まれた場合には、リスク計算に基づく対策が所期の成果を達成するということは充分にありうる<sup>38)</sup>。したがって、ルーマン派の見地からも、リスクを事象の発生確率と被害の大きさの積と概念化す

ることが妥当であるケースが存在しうることになる。

ただ、ルーマンの見るところ、それがすべてではないということである。では、リスクに対しては予防原理や討議基軸的戦略が一般的にとられるべきだということになるのであろうか。

この点、ドイツの各種のリスク社会論では、これに肯定的に答えるものが多い。U. ベックの見るところ、現代社会においては富の配分ではなくリスクの配分が主要問題になっており、同時に人間の決定が予見不可能な形で人間社会に跳ね返ってくるようになってきているので、リスク配分をめぐる対抗線がつねに引かれなおすことになる。このような事態は通常の政治過程だけでは処理しきれないので、いたるところでのリスクの問題化、政治化が必要になる<sup>39)</sup>。この見解は極めて討議基軸的戦略と親近性が高いことは明らかであろう。また、新しい技術の投入の可否などについては、いたるところでの討議を経て初めて許されることになるので、結果的に予防基軸的戦略に近づくことになる。

J. ハーバーマスは、科学技術システムの自立的展開＝暴走を差し止めるため、理性的な規範的討議が必要であると主張する。これもベックとは理論の立脚点を異にするが、やはり、討議基軸的戦略、予防機軸戦略に肯定的になるであろう<sup>40)</sup>。

これらに対して、ルーマン亡き後ルーマン派リスク論の第一人者、K.P. ヤップは次のように述べている。

「社会性の次元への転換は実践的な問題解決的な理論形成への嗜好とくまだ知らない>ことの無問責性への回帰によって動機づけられているように見える。ウルリッヒ・ベックのような<リスク社会論>の著者たちは、社会性の次元の主張を、事実の次元の巧みな覆い隠しと時間の次元のほとんど完璧な無視によって、条件づけているということを、認識できる。その理論がより確実な（システム-）状態の達成を想定している限り、どちらにせよ、リスクと確実性の差異を頼りにする一次の観察の枠内で動いている。更に上記でわれわれはすでに、この区別は実践的諸強制によって制約された文脈のなかでのみ、その正当性を持ちうる — これとてども、獲得された安全性基準に対する懐疑を組み込

まないわけではないが — ということ、指摘しておいた。そしてまた、ベックは、この関連で、リスク受容を撤回し、科学の独占要求を継続的に批判し、立証責任の配分を転換し、帰責可能な有責性を確立することを、支持している。近代のリスク産出の根本問題を、彼はまさに、過去と未来の差異や複雑な事実関係にではなく、組織化された無責任性に見ている。彼はすべての希望を社会の包括的な（参加的な）政治化に置いており、そうした政治化をつかっ、いわば、集合的責任の市民社会的に賦活された再構成（ハーバーマス）が始まるべきだとされる。結局、ベックは彼の直観に従っている。つまり、社会的諸関係を規範的統合という参加主義的な単純化戦略に服せしめることによって、機能分化の非統合的効果（未来、複雑性、意見の対立）を後退せしめうる、という直観に」（強調は原著者）<sup>41)</sup>。

ルーマン派においても、リスクの社会性の次元は強調される場所である。詳しくは後述するが、リスクの認識は一般に決定者とその決定によって影響を受ける者とのあいだで異なり、リスク社会においては、彼らの間の裂け目が拡大するので、リスクの政治問題化が生じることは、ルーマン自身が強調する場所である。ここまでは、ルーマン派のなかでコンセンサスがあるといつてよい。したがって、ルーマン派の立場に立っても、何らかの形での討議基軸的アプローチが必要なこともありうるということまで、言えるだろう。

では、時間の次元を考慮に入れるとどのような結論が導かれるだろうか。この点については、ルーマン派のなかでも、ルーマン本人とヤップの間で見解が分かれている。

ヤップは、リスクの社会性の認識が予防原理の肯定の論拠となりうることを一定程度は承認しつつ、予防という決定も決定であり機会費用を伴うという事実を指摘する。ある技術の投入はリスクを生むかもしれないが、それによって大きな利便を受ける人びともいるかもしれない（新しい医薬品などに典型的な問題）。危険と利便のどちらが大きいかは事前にはわからない。また、技術の投入とその後の試行錯誤によってはじめて、危険の縮減と利便の拡大が可能になる。このような時間の次元も考慮に入れなくてはならない。そこでヤップは、

予防を原則としつつ、場合によってリスク肯定的態度をとるという戦略を推奨する<sup>42)</sup>。

それに対して、ルーマン本人は、ヤップのこのような機会費用の問題を根拠に予防原理そのものに対して慎重である<sup>43)</sup>。

こうして、事実の次元、社会性の次元、時間の次元を総合的に考察するという立場に立った場合、リスク基軸的戦略、予防基軸的戦略、討議基軸的戦略のそれぞれに相当の根拠があるということ以上のことは確言しがたい。この点については次のように考えておくべきであろう。

リスク評価に含まれる不確定性にも多様なものがあり、しかも未来の不確定性に対する人びとの態度には大きな不一致が存在することもまぎれない事実である。こうした論争自体がリスク専門家内部でも未だ解決をみていない見解の対立であるから、執拗に残る問題であるとみなしなければならない。法制度の構想にとっては、このような不一致の規範的評価が問題とならざるをえない。したがって、少なくとも現時点においては、リスクに対する対応として、リスク計算基軸的戦略、予防基軸的戦略、討議基軸的戦略を使い分けるということには合理的な理由がある。もちろん、いわゆるリスクと言われるものの大部分が結果として、これらのどれかに相応しいものと、たとえばリスク計算基軸的戦略に相応しいものと判明することもありうるが、それは現時点においては、科学的知見の蓄積と人類の経験の総体によって事後的に判定されるべきことと見るべきであろう。

したがって、当面のところは、クリンケやレンの言うように、リスクに対する対応戦略をケースごとに使い分けるのが方針としては妥当であろう。だとすると、そのような方針を操作可能なものにするためには、リスク概念の分類ということも避けられないであろう。

ところで、討議基軸的戦略がとられるべきケースはもちろん、当該リスクがリスク基軸的戦略、予防基軸的戦略のどちらにふさわしいかが自明でない場合には、議論の必要性が生じる。クリンケとレンはこの点についても、ケースの性質に応じて、利害関係者や一般公衆も議論に参加させるべきことを主張している。この点はどのように評価されるべきであろうか。



リスク計算基軸的アプローチをとる論者からはこの点についても強い異論が出されることは容易に想像できる。しかし、そのような異論も、いわゆる素人の見解が入ることによって非科学的な決定がなされることの恐れに主として根拠を持つのであるから、このような異論が決定的な理由になるかどうかは、リスク政策の形成選択過程に科学知識と素人の関与する適切な法的政治的仕組みをどのように適切に構想できるかということと相関的にしか決定できないことである。

したがって今や、リスク現象の社会的次元を正面から考慮に入れなくてはならない。

## 二 政策過程におけるリスク論議の位置と形態 — 社会性の次元に重点を置いたアプローチ

### 1 政治文化によるスタイルの多様性

政策過程においてリスク論議がなされるべきであるとして、その参加者は誰であるべきか、クリンケとレンのいうように様々な選択肢がありうる。もちろん、政治家、政策スタッフ、裁判官らの狭義の政策過程の担い手はリスク論議の主体である。しかし、科学技術の進展と専門分化は、リスク処理に関しても政策過程の狭義の担い手のみでは十分な科学知識を確保しえず、しかるべき専門家の知識を政策過程どこかで導入する必要は感じられ、現に導入されてきた。近年では、科学の素人という意味での一般市民を政策過程に参加させる制度も工夫されてきている。

まず、科学者集団の知識を政治過程・法過程の中にどのように導入するかについてだが、各国ごとに政治文化・法文化に根ざした癖があり、多様である。この点を概観するには、O. レン (Ortwin Renn) による類型分けが便利である<sup>44)</sup>。彼は、科学と政治・法・社会とのかかわり方の文化的パターンを、当事者対抗型、信託型、合意型、コーポラティズム型に分類している。

当事者対抗型 (adversarial) では、さまざまな行動主体が公共のフォーラムで当該政策の争われる場での社会的・政治的影響力をめぐって競争する。各行動主体はみずからの立場を支持してくれる科学的証拠を必要とする。政策策定者は、政策競争に敗れた陣営からの事後的批判に対抗できるように、採用する証拠の形式的証明に注意を払う。様々な立場からの言い分の統合は、通常の統治過程のあり方として精密に組み上げられた精密な「公正な手続」に従った競争を通じて、もたらされる。科学者による諮問委員会は、政策策定者が証拠についての競合する主張を評価するのに役立つ。すべての言い分は公共の吟味に開かれており、競い合う言い分のバランスを取る過程は外部のものに対して透明である。委員は科学者としての信頼性と公共的評判によって選ばれる。

これと対極にあるのが、信託型 (fiduciary) である。政策決定は、「公共善」を自らの行動原理とする保護者 (patron) 連からなる集団に限定される。公衆による吟味や決定の影響を受ける公衆の関与などはあまりない。政策決定サークルの外部の科学者は保護者連への助言者と位置づけられる。外部の専門家に期待されるのは事態の解明と背景知識の提供である。一つひとつの政策選択肢がもたらしうる諸帰結を評価するための知識は、通常は保護者連のスタッフたちによって生成される。外部の科学者は国民的威信や保護者との親交によって選ばれる。

合意型 (consensual) では、閉ざされたドアの背後で有力な行動主体の閉じたサークルが交渉する (negotiate)。社会的諸集団と科学者達はあらかじめ定められた目標に向けて協力する。論争は表面化せず対立は公式の交渉の前に一対一の協議を基本に融和にもたらされる。交渉の目標は、調達可能な範囲で最善の証拠を種々の行動主体が表現する様々な社会的利害と結びつけることである。いったん妥協がなされたら、関係した諸行動主体は、サークル内で達成された妥協として公然とその解決を擁護する。論争的な主張は公衆の目に触れることはない。最終的な決定は、決定過程の合意的過程 (全員が同意したのだ) の構造に訴えることによって、また、決定に影響を受ける人びととの連帯性を主張することによって正統化される。議論のルールは流動的で、論拠としては証拠と公正が混合的に用いられる。参加する行動主体は、手続のなかで弁護人

の役割をしてくれる専門家を各自で雇うか、あるいは、すべての行動主体から尊重される一定数の相互に受け入れられる（中立的な）専門家を、外部から招聘することに同意する。これらの独立した科学者達はどちらかといえば妥協の作出に影響を持ちえ、証拠の提出にのみ限定されるのではない。

コーポラティズム型は、合意型に似ているが、もっと形式化されている。著名な専門家たちが、社会の主要な勢力（雇用人、労働組合、教会、専門職の協会、環境運動家）を代表する慎重に選抜された政策策定者たちのグループに加わるよう、招聘される。招聘された専門家は、専門的な判断を提供するように求められるが、その主張の公式の証拠は提出を求められないこともしばしばある。そのシステムは、専門家にその能力を証明することを強めない。専門家の専門知識への信頼に基礎を置いているのである。コーポラティスト決定グループ内部のやりとりは論争的でありえ、ときには敵対的ですらありうる。同意はしばしば権力構造と公共の圧力の反映である。しかし、科学者はこの「クラブ」の完全な成員であり、データベースの構築および政策の明確化に寄与する。外部の世界との関係では、「クラブ」は一つの単位であるかのごとく行動する。特に、政治的反対者やより多くの公共的吟味の要求に直面する場合にはそうである。科学者はしばしば比例的に割り当てられる。つまりおのおのの当事者はみずからの利益に近いと考える一ないし二名の科学者を候補に挙げうる。ある当事者の候補をすべての他の当事者は拒否できるが、候補に挙げることは交渉に開かれている。交換条件で候補者を承認するということも行われる。こうした過程で候補とされた専門家は関係するどの当事者のラディカルな見解も代表することなく、より温和な立場をとる傾向がある。

どの国でも純粋に現れることはないが、傾向としては、当事者対抗型はアメリカ合衆国、合意型は日本、コーポラティズム型は北欧、信任型は南欧に当てはまる。以上をレンは「表3 科学と法・政治・社会とのかかわり方のパターン」にまとめている。

表3 科学と法・政治・社会とのかかわり方のパターン

スタイル	特徴	専門家集団の役割
当事者対抗型	専門家と公衆による吟味に対してオープン 政策選択に対する科学的正当性の要求 精密な手続き的ルール 生成された証拠に方向づけされる	科学的証拠と実用的知識の強調 形式的規制を通してのアドバイス機構の統合 科学者の個人的判断はあまり強調されない 方法論的客観性の主張に依拠
信託型 (保護関係型)	保護者の閉じたサークル 公衆からのコントロールではなく、公衆への 入力 手続き的ルールなし システムへの信頼の生成が目指される	事態の解明と背景知識に重点を置く 制度内専門家への強い信頼 官僚的効率性に基づく 個人的関係に依拠
合意型	「クラブ」の成員に対して開かれている 閉じた空間内での交渉 手続き的ルールは流動的 クラブ内で生成された連帯に方向付けされる	科学的名声を強調 専門家（科学以外の専門家も含む）の判断に対 する強い信頼 前向きな姿勢が強調 社会的政治的立場に依拠
コーポラティズム型	利益団体や専門家に対して開かれている 公共的コントロールの度合いは低い「見え やすい」 堅固な手続き的ルール（交渉の場外での） 意思決定母体の継続的信頼に方向付けされる	専門家の判断と政治的思惑を協調 専門家の公正さへの強い信頼 科学的に決定された限界内での協定による統合 科学共同体内のシニアの立場に依拠

Ortwin Renn, 1995, p.151

これらすべてのシステムは姿を変えつつある。信任型のシステムはよりコーポラティズム型になっていく傾向があり、アメリカ合衆国は当事者対抗型のシステムに合意的要素を組み入れようとしており、日本は政策過程への公衆の関与を強めるようにという増大する要求に直面している。こうして中間的スタイルが生成しつつある。また、ヨーロッパではコーポラティヴなクラブを環境グループのような新しい運動に開いていくという方向が見られる。

以上紹介してきたレンの諸説が、政策過程における科学知識の位置づけについての各国の現状記述としてはかなりの説得力を持っていると認められよう。では、これらの類型は、科学評価制度の基本的選択肢とも解釈できるだろうか。たとえば、四類型のうち当事者対抗型とコーポラティズム型が公衆に対する開放性の高い制度と位置づけられているが、レンの言うように日本が公衆の関与を高めるようにという要求にさらされているとするならば、日本の選択肢は当事者対抗型とコーポラティズム型のどちらを選択するか、ということになるのであろうか。また、近年さかんに試みられている市民参加にひらかれた科学評価手続はレンの類型のなかではコーポラティズム型の発展形態と位置づけられているようであるが、そのような位置づけは可能だろうか。

これらの問題については、市民参加にひらかれた科学評価手続について、G. アーベルス (Gabriele Abels) とA. ボラ (Alfons Bora) が体系的研究を最近公刊しているので<sup>45)</sup>、後ほど立ち戻って、これと比較しつつ検討することにした。

## 2 新しい傾向 — 参加的技術評価手続

### (一) 問題設定と分析枠組

G. アーベルス (Gabriele Abels) とA. ボラ (Alfons Bora) は実証研究に足場をおいた研究者であり、社会理論や規範理論は仮説の形成や自他の諸実証研究を位置づけたり総合化したりするのに用いるという姿勢である。したがって、理論的側面については良くも悪くも折衷的である。A. ボラに関しては、これまでの研究を見る限り、H. ヴィルケの制御論的システム論、J. ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論、ルーマン派システム論、U. ベックのリスク社会論の影響が顕著であるが、このなかではH. ヴィルケの影響が最も強い<sup>46)</sup>。

だが、問題設定についてはルーマン派の用語を使用して説明している。ルーマンは、リスクを安全との対において位置づけない。安全かどうかという点で見れば古代や中世に比べ近代は安全な社会になっているのは明らかなのでこの観点からは現代社会をリスク社会と位置づけるのは奇妙であろう。ルーマンは、リスクの対概念は危険 (Gefahr) であるとする。つまり、不確定な未来に対する自らの決定によってもたらされるものがリスクであり、他者の決定によってもたらされるのが危険である。

このようにみると近代社会では自然や神によって決定されたことではなく人間の決定によってもたらされるとみなされる事象が増大しているので、そのことは同時に、リスクとみなされる事態が増大していることを意味する。科学の進歩により、技術的応用の可能性が出てきた場合、それを使用するかしないかを決定するものにとっては、それは科学的名声や経済的利得をもたらすかもしれないが、その決定の結果として好ましからざる結果が生じた場合には被害者

から非難され追求されるかもしれないというリスクである。決定を下さなかった者にとっては、それは自らがコントロールできなかったことによって被害をこうむるかもしれない危険である。

こうしてリスク社会は、決定者と被影響者の間の裂け目を生み出し続ける社会である。つまり、ルーマン派の意味の三次元でいえば、リスク社会は、社会性の次元に緊張の走る社会であるとも特徴づけられる。決定者と被影響者の利害調整は、機能的に分化した近代社会においては、経済システムや法システムにおいても行われているが、新しい技術の使用が生み出すリスクによる新しい利害対立はこのようなシステムによるいわばルーティーンな処理では間に合わないかもしれず、政治システムは非定形的な利害対立の調整を期待される社会システムの一つであることから、リスク社会化は政治システムに対する要求の増大として現れる。

そして、現代社会において政治システムの規制原理としては民主主義があるので、政治システムへの要求の増大は、科学技術の使用の是非についての決定の民主化の要求として現れることになる。

そこで、アーベルスとボラは、民主化は参加と切り離しては考えられないので、近年、各国で様々な参加的な技術評価手続が生まれていることを、こうしたリスク社会化の自然な帰結としてみなしている。

ところで現代社会を悩ませているのは、科学者による因果関係の解明だけでは公正かつ合理的な政策決定が行いがたいリスクであるが、他方でその決定の影響が広範に及ぶことを考慮すると、手続参加者の合意が得られればそれでいいというものでもない。彼らは、およそ手続というものを社会性の次元が問題になる手続、事実の次元が問題になる手続、両方の次元が問題になる手続に分けているが（「表4 様々な手続類型における事実次元と社会性の次元」を参照）、技術帰結評価の参加的な手続は両方の次元が問題になる手続に位置づけて

表4 様々な手続類型における事実次元と社会性の次元

社会性の次元	事実の次元	事実と社会性の次元
例： 調停	例： 専門家による委員会、専門家、鑑定	例： 技術帰結評価の参加的 手続

Abels/ Bora, 2005, S.11

では参加とは何か。この点も彼らは、包摂 (Inklusion) と排除 (Exclusion) というルーマン派の対概念を利用して説明している。ルーマン派において、社会システムへ包摂とは、当該社会システムを構成するコミュニケーションの名宛人となること、と定義されている<sup>47)</sup>。では決定手続への参加は、政治システムへの包摂と位置づけられるのか。彼らはそうではないという。政治システムを構成するコミュニケーションには、人びとの世論を構成するようなコミュニケーションも含まれるが、参加手続に言う参加とはそのような漠然とした意味ではない。彼らは参加とは、手続そのものに対する参加、手続に参加する組織への参加のことであるとす<sup>48)</sup>。

こうして彼らは、広義の参加的技術帰結評価 (Partizpative TA-Verfahren) を、技術帰結の評価の過程へ素人と／あるいは利益代表者を参加させることを目指している諸手段と諸方法を包括する概念と定義する<sup>49)</sup>。

さて、前述のように彼らの見るところ、リスク社会化は技術評価について民主化を要求するのだが、そのことから直ちに参加的技術評価がどのような形態のものであれ導入されればされるほど望ましいという結論が導かれるわけではない。というのは、「より多くの参加」と「より高度な民主主義」の等値は、事実の問題としても自明ではないし、民主主義理論的にも争われないものではないからである。また、参加的技術評価制度を肯定的に評価する論者でもそれが完全に代表民主制に置き換えるわけではない。そこで、代表民主制と参加手続きをどのように組みあわせるかという問題が提起されることになる。より詳しくは以下の通り。

代表民主主義は多層的な仕方参加を前提にしている。参加的手続はこれまでむしろ、非慣行的で制度化されていない形式に分類されてきた。それゆえ、参加手続と代表民主主義は互いにどのような関係に立つのかという問題が提起

される。その評価は、手続的事実的なパフォーマンスとその民主主義理論的基礎づけ可能性に依存する<sup>50)</sup>。

このうちパフォーマンスは実証の問題であるが、規範的民主主義理論については、それを彼らは多元主義民主主義 (Pluralistische Demokratietheorie)、参加民主主義 (partizipatorische Demokratietheorie)、審議的民主主義 (deliberative Demokratietheorie) に分類し、おのおのを政治過程へのインプットとアウトプットという区別を利用して特徴づけている。

すなわち、多元主義民主主義 (Pluralistische Demokratietheorie) の見方では、市民は、各人の特殊利益を促進するために、各人の合理的な利益に基づいて能動的かつ自発的に組織を形成する。利益集団が、利益なるものを組織し集積し政治的-行政的システムに対して代表するという中心的な機能を果たす。おそらくこれが支配的な見解であるのだが、この見方によれば、政治過程を経て人びとの利害状況が政策アウトプットに反映されるのが民主的ということである。

彼らはコーポラティズムもこの多元主義に分類する。代表民主制は、政治システムにとって安定化機能と保護機能を持つばかりでなくて、アプリアリに与えられているのではなく、つねに民主的過程の結果としてのみ存在しうところの公共の福祉を考慮に入れうる。国家の諸制度と連合会的システムとの密接な結合が生じたところでは、コーポラティズムということが言われる。いくつかの集団が政治的な意思形成と決定発見の競争的な場への優先的な、場合によっては排他的なアクセスを保持する限りで、このことによって、利益集団間の競争は限定される。国家と諸連合会との間での利益調整の過程の中では、交渉 (Verhandlung, bargaining) が中心的な様式である。

これに対して、参加民主主義のアプローチは、効率性の問題を重視しないで参加それ自体を重要だと見るので、インプット志向的理論である。審議的民主主義のアプローチは、参加が自己目的ではなく、参加者との間の審議の質を通じてより良く、それゆえにより正統な手続成果が生み出されることが重要だと考

このように彼らは問題設定をしたうえで、広義の参加的技術評価手続を、



- モデルⅠ 対話手続 (Dialogverfahren)
- モデルⅡ 参加的技術帰結評価 (Partizipativ Technikfolgenabschätzung)
- モデルⅢ 議論期日 (Erörterungstermin)
- モデルⅣ コンセンサス会議 (Konsensuskonferenz)
- モデルⅤ 拡大コンセンサス会議 (Erweiterte Konsensuskonferenz)
- モデルⅥ 投票会議 (Voting Conference)
- モデルⅦ シナリオワークショップ (Szenario-Workshop)

に分類して考察を進める。分類の観点には、参加者（素人、専門家、利益集団、政策策定者）、手続と参加の形式（参加者の役割と手続の規則）、参加の機能（重点をなす主題、メッセージの受け手、参加の課題／目的、参加に割り当てられた／期待されるパフォーマンス）であり、基礎をなす民主主義理論、パフォーマンスの観点から評価される<sup>51)</sup>。

それぞれの類型について彼らは、自身および他の論者のケーススタディーに基づいて、以下のように述べている。

## (二) 参加手続の諸類型

### モデルⅠ 対話手続<sup>52)</sup>

この類型の一般的特徴は、もっぱら、一定の政治領域ないし特定のテーマについて活動している利益集団が参加することである（それで利害関係者技術評価と呼ばれる）。

対話の対象は、技術評価という一般的問題だが、技術形成が主題となり計画過程にいっそう強く組み込まれることもある。利益集団の選択基準は、主として代表性で、付加的に、該当の政治領域や主題に関連しての当事者性の強さが考慮される。対話は利益集団の間で行われ、国家的行為主体は参加しない。

コミュニケーションの様式は、論証的議論、交渉 (Argumentieren/ argu-

ing, Verhandeln/ bargaining) である。結果が開かれた状態で情報交換を通じて意思疎通をはかることを特徴とする対話であり、合意志向的なものもあるが、目指されるのはコンセンサスではなく妥協であることもある。この対話を通じて、問題の分析の仕方や問題の規範的評価、利害の違いから生じる政治的障害が緩和されることが期待される。

手続参加者は同等の権利と義務を持った同等者として対峙する。理由づけ活動を通じてのコンセンサスが目指され、そのために専門家が「知識提供者」としてかかわることもある。相異なり軋轢を生じさせている利害が白日のものになることが、相手の視点への理解を相互に深めるための前提になる。

場合によっては政治的決定が後続することもあるが、その決定に正統性が付与されるためには、対話手続において政治的行為選択肢が可視的にされていないなければならない。名宛人は、手続に参加する利害関係者と並んで、政策策定者と一般公衆である。

代表例は、オランダの「ギデオンのプロジェクト」(Gideon-Project) である。

民主主義理論についてはこうである。利益諸集団による政治的協議は通常の政策過程でも行われている。しかし、多元主義的民主主義理論が前提にしているような、諸利害のすべてが原理的に組織化可能であり原理的に等価値でありという前提は満たされていない。この手続は、利害の機会平等が擬似的に人工的に作出されている。その意味で、多元主義民主主義的要素が強い。また、様々な視点がきちんとテーブルの上に出され議論されていることが求められており、その意味で審議的民主主義の要素もある。

パフォーマンスについては、決定関連が欠けているので、コーポラティズムの文脈ではあまり適切ではない。しかし逆に、決定関連性が欠けているので率直な意見交換がなされやすいという面もある。ただ、決定関連性がないので他に政治的なルートを持っている利益集団には参加の誘因が弱く参加を確保できないこともある。

## モデルⅡ 参加的技術帰結評価<sup>53)</sup>

ここで取り上げられるのは、協議の参加的技術評価である。この手続では、利害関係者ととも専門家が中心的を果たす。参加するのは代表性のある専門家である。利害関係者を期待される政治システムのパフォーマンスに組み込むことが目指される。参加者は理由づけられた主張をすることが求められる。代表性のある専門知識を基礎とした政治的行為選択肢を見出すことが重要になる。

この手続は、科学技術的事実を説明し、場合によってはその事実の説明から政治的決定の提案を導き出すために、専門家と利益集団を一堂に集める。

参加者が、参加者の確保、手続の召集、諸テーマ、諸鑑定などインプットをコントロールする。また、鑑定の評価と結果の定式化のアウトプットもコントロールする。手続自体は制約のない議論によって特徴づけられる。

専門知識に政治的色の着いていることを考慮に入れるために、第一に、代表性の原理が徹底的に適用される。第二に、手続が、見解の社会的多様性が論拠の形式で現れ、対面的対質の形で行われ、内容的には問題解決のための選択肢へ最終的にはいたるような、議論手続として設けられている。

名宛人は第一義的には狭義の政治界であるが、それと並んで公共圏も名宛人である。また、程度は小さいが、個別事例における決定審級（行政による施設設置許可、物質使用許可、技術許可など）がこの手続で展開された一般的なリスク評価を使うこともある。

この手続の目的は、専門家と対抗的専門家による事実の説明を通じて政治的選択肢を可視的にし、政治的決定に正統化を与えることである。そのために、専門家の知見を基礎とした争いのない事実の解明に基づき、争いのない知識の境界を決定の基礎として印づけるようなリスク評価を生み出すことが重要になる。

現在のところ例としては、ドイツのWZB（Wissenschaftszentrums Berlin für Sozial Forschung）の遺伝子組換え除草剤についての技術帰結評価手続（Technikfolgenabschätzungsverfahren）のみである。

民主主義理論にかんしては、行われるのは一般的な政治的審議（Politikberatung）なので特定の政治理論との結びつきはないと言える。内容

的に代表性のある専門知識が重視される。

パフォーマンスについては次のようなことがいえる。あらゆる人に一般的で同権的なアクセスを認めた場合には実際には公共圏の参加はスキャンダル化の論理に従いやすいが、参加的技術帰結評価の場合には、公開性は低い参加者の極めて持続的で時間と費用を集中的に投下する関与が実現し、技術紛争に事実密着性 (Versachlichung) がもたらされる可能性がある。

社会性の次元では、相対的に強い手続コントロール、相対的に強い内的構造化、相対的な脱スキャンダル化がなされる。手続外部との関係での代表性和同盟による媒介はある程度の外部的拘束力の方向で作用しうる。手続コントロールと内的拘束、参加の平常化は政治システムにおける応答性と手続結果に対する検討の準備を高めうる。

事実評価の次元では、一般的な科学的問題設定ばかりでなく社会的政治的評価の次元にまで踏み込むので専門家のありきたりのコミュニケーションの軌道を越える、対立実態に即した考量がなされうる。

しかし、極めて多くの時間と費用の投入が必要なこととならんで、すべての参加者を共同の成果の公然の擁護へ動かすほどには拘束力が強くないという問題がある。

### モデルⅢ 審議期日<sup>54)</sup>

審議日程は、誰でも参加できる、行政手続への市民参加の中心的な側面である。

手続の形式と参加の目的に即して言えば、誰でも参加できるのが特徴で、計画法で実現された。

例としては、ドイツの遺伝子技術法の許可手続、原子力法、イミッション保護法を挙げることができる。

これらの手続では行政は法律上当該諸法律のリスク評価規定に基づき、事実上は規則的に生じる技術政治的対立の結果として通常は技術帰結評価の要素を含まざるをえない決定を下してきた。具体的には、申請に対する専門的審査、計画の周知、基礎資料の開示、文書による異議の可能性、〈審議期日〉を伴う

いわゆるヒヤリング手続、などが行われる。

利益代表者は参加するが決定的な役割は果たさない。専門家はあらゆる参加者によって事実の説明の為に呼ばれるが、手続を支配するわけではない。手続のコントロールは、参加者の言い分を聞き、彼らと議論し、決定に際してはこれを内容上考慮することを義務づけられている行政的決定者の手のなかにある。

公衆の参加は審議的で助言的な機能を果たす。そのことを通じてもたらされることが規範的に期待されるのは、1. 官庁に対する情報提供、2. 参加者に対する情報提供、3. 行政の民主的コントロール、4. 法益の保護、5. 決定の利益代表性、6. 正統化／受容、がなされることである。

民主主義理論の面では、この手続は公式には参加民主主義的だが実際は審議民主主義的である。

パフォーマンスの面では、法的決定プログラムへの結合によって内容的には限定されたコミュニケーションになってしまい、きわめて広範な利害の包摂により紛争促進的な傾向が生まれる恐れがある。

#### モデルⅣ コンセンサス会議<sup>55)</sup>

「審議日程」のような、法的制度的に事前に与えられた基準と密接に結びついた手続には前項のような困難があるので、それに代わるものが以前から模索されていた。

公共計画（交通、インフラストラクチャー、技術的施設その他の大規模計画）の領域では、ドイツでは計画セル（Planungzelle）のモデルが発展し、また、それとよく似た、アメリカ合衆国やデンマーク、イギリスから生まれたコンセンサス会議のモデルが普及した。市民カンファランス（Bürgerkonferenz）、公共フォーラム（PubliForum）とも呼ばれる。方法論的に若干異なる「市民フォーラム」（Citizens' Forum/ Bürgerforum）や市民陪審（Citizens' Jury）も本質的にはこれに対応する。

手続の形式と参加の目的の面では、偶然に選ばれた素人に市民的公共圏の代

表として技術帰結評価の過程を迫ることを許すのが特徴である。素人と専門家集団がこの手続の二つの構成要素である。通常は組織チームが手続の公正で透明な進行に責任を持つ。コンセンサス会議は多くの場合様々な程度で公共圏へのアクセスを持つ。素人集団の交渉は閉ざされたドアの背後で行われる。これまでのモデルと異なり、素人集団が指導的役割を果たす。素人集団は最初に調整役 (Moderator) によって審議に付される素材について手ほどきを受ける。それから詳細な審議の後に専門家委員会に提起される質問を定式化する。専門家委員会はさまざまな立場が代表されるように幅の広い母集団から選ばれる。公衆としての公共圏にアクセスを持つ本来の会議の始めに、専門家が素人の質問に対する回答を与える。次に素人集団と専門家との間の議論の段階があり、未解決の事実問題の説明に役立つ。第三段階には再び素人集団が中心になる。彼らはどの公共圏の目もないところで、専門家によって議論された事実問題を背景に、評価と勧告を含む文書を作成する。開かれた規範的議論によって合意に達することが試みられるがしかしそれは最終文書の前提ではない。勧告においては何処まで意見が一致しどこに異論が残ったかが明示される。会議は通常、成果の提示によって終わるが、この成果に対して専門家たちは事実に関する誤解を取り除く機会が与えられ、その結果が政治的公共圏に伝えられる。

例としては、デンマークの「遺伝子組換え食物コンセンサス会議」が挙げられる。

民主主義理論は審議的民主主義である。

パフォーマンスについては、1. 情報を消化した上での市民の意見、2. 民主的技術形成、3. 公共的論争、4. 問題になっている領域の学習が社会全体の次元での進むという学習過程、5. 参加的技術評価手続の方法の更なる発展という方法面、の五つの次元で成果が期待される。

現実には、実践例は多いものの、このような期待が満たされているのか、学問的知見が不足していて確かなことは言えない。

モデル V 拡大コンセンサス会議<sup>56)</sup>

これは、コンセンサス会議に利害関係者をプラスしたようなものである。

例としては、スイスの「遺伝子対話」(Gen-Dialog)がある。

民主主義理論は、多数決民主主義の要素を付加した審議的民主主義的なものである。

パフォーマンスについては前項と同様に、いままでのところ科学的には確かなことはいえない。

#### モデルⅥ 投票付会議<sup>57)</sup>

このモデルは、三つの点でモデルⅣ、Ⅴと区別される。第一に、手続に参加するすべてのグループは同権であり、間接的にのみ関与する利益集団だけが補助機能を持つ。第二に、政治家も手続に積極的に関与する。第三に、望ましい選択肢についての採決を目標として議論が行われる。

素人、専門家、政治家は、それぞれ代表性を基準として選出される。

利益集団は間接的にのみ参加する。それらは他のグループとの討議に直接に参加するのではなく、他のグループに対して議論と評価のために差し出すために行動計画を作る。この手続の中心は会議で、その場ですべての参加者が利益諸集団とおのおのの計画について聴聞を行う。それに続いて、総会で、提示された諸シナリオについて三つのグループ間で論議される。この会議は公開で行われ公衆の参加のもとで行われる。その限りで一般公衆が広範な審議的参加の可能性を持つ(投票権はない)。最後に、諸シナリオについてグループに応じて別々に投票が行われる。手続の名宛人は政治界と公共圏、及び間接的に利益諸集団である。

この例には、デンマークの「飲料水に関する投票付会議」(Voting Conference Trinkwasser)がある。

民主主義理論は、投票に結びつく審議が中心なので、条件づけられた多元主義的民主主義的要素が強いものである。

パフォーマンスについてはこうである。審議と投票の結合によって情報がきちんと消化された上での決定に至ることが、手続きの理念である。投票がある

ので、競合する政策選択肢にフィルターをかけるという機能が強化されている。また、このモデルは交渉ないし合意形成の余地をあまり残していない。それゆえ、純粋に審議的な手続と比べて対抗的である。その結果、勝者と敗者がうまれることになる。このことは後続する政治過程が、どちらかというところとネオ・コーポラティズム的なモデルが優勢で諸利益集団が強くまた制度化された立場を有している場合には、問題が多いかもしれない。同時に、この手続によって公益志向的な利益集団が特殊利益に対して貫徹するかもしれない。それで多くの利益集団が、伝統的な影響力ルートを失う可能性があるという理由でそのような参加的手続にたいして留保する場合がある。結局、いままでのところ、科学的には確かなことは言えない。

#### モデルⅦ シナリオワークショップ<sup>68)</sup>

この手続には、素人（地域的当事者性が重視される）、専門家、利益集団、政策策定者が参加する。それで、多様性が最も大きいと言える。拡大コンセンサス会議と投票付会議と共通点が多い。拡大コンセンサス会議とは、手続における役割のバランスを共有する。すべての手続参加集団が原理的に同権で素人パネルがモデルⅤのように優越的立場を持たない。投票付会議とは、未来志向を共有する。シナリオワークショップでは、諸シナリオが手続参加者によって発展させられうるが、しかし予め展開されたシナリオが評価されさらに発展させられることもある。投票付会議との違いは、利益集団が完全な参加者であることである。その限りで多元主義的であると言える。第二に投票がないので純粋に審議的で前者に近づく。素人と利益集団はローカルな当事者として手続に参加する。専門家と政治家は代表性の基準に基づいてそれに加えられる。小集団での審議もいろいろ行われる。政治的障害を除去して様々な視点を白日のものにするために、コミュニケーション過程が先行し、その最後に共通点が確定されるべきである。その意味でモデルⅠに近い。関心を持つ公衆の広範な参加がある。問題設定はローカルだが国家レベルへの接続も確立されうる。



例としては、デンマークの「都市エコロジーについてのシナリオワークショップ」(Scenario-Workshop Urban Ecology)が挙げられる。

民主主義理論としては、多元主義民主主義的要素を伴う参加的-審議的民主主義の性格を持つ。

パフォーマンスとしては、アジェンダ設定への影響が大きい。政治家や公益志向的な参加者が参加しているから、ひょっとするとこの作用がこのモデルでは一番大きいかもしれない。しかし、勝者と敗者が生まれるときには当事者参加は爆薬になるかもしれないので、このモデルでは交渉的要素が排除されない。排除すると審議的側面が危険になるからである。しかし、いままでのところ科学的には確実なことは言えない。

### (三) 参加手続の比較

彼らは以上の各類型の特徴を一覧表にまとめた上で(表5 一覧表: 参加的技術評価の諸手続を参照)、次のように総括的な比較をしている。

表5 一覧表: 参加的技術評価の諸手続

		手続き参加者の多様性 <span style="float: right;">→</span>						
		モデルⅠ 対話手続	モデルⅡ 参加的技術帰 結評価	モデルⅢ 議論期日	モデルⅣ コンセンサス 会議	モデルⅤ 拡大コンセン サス会議	モデルⅥ 投票付会議	モデルⅦ シナリオ・ワ ークショップ
		利益集団手続 き	専門家・関係 者手続き	決定志向的関 係者手続き	素人・専門家 手続き	素人・利益集 団・専門家手 続き	投票志向の手 続き	関係者、専門 家、政治との 手続き
参加者								
素人			×	×	×	×	×	×
科学の専門家		×	×	×	×	×	×	×
利益集団	×	×				×	(×)	×
政策策定者							×	×
参加者の選 択基準	代表性；一部 で、関与の深 さ	代表性	「誰でも」参 加性；関与の 深さ	市民；偶然/ 代表性； 専門家；選出	市民；偶然/ 代表性； 専門家；選 出；利益集 団；協調	市民；偶然/ 代表性； 専門家；選 出；利益集 団；協調；政 策策定者；代 表性	代表性	
参加の形式								

役割	参加主体は同権	専門家がかぎの役割	決定者がかぎの役割；市民が議論を提供し、専門家が助言する	素人がかぎの役割、「知識の提供者」としての専門家	素人がかぎの役割、「知識の提供者」としての専門家（利益集団との対話のための補助）	参加集団は同権	参加集団は同権
手続き規則	利益集団間の対話（一部は専門家の参加を伴う）	科学の専門家と利益集団の間の討議	法的決定；参加者は協議する課題を負う	素人パネルが専門家に質問する	諸グループの、しばしば分離される協議；諸利益集団の態度表明は市民パネルによって評価される	予め当事者によって展開された諸シナリオの評価；シナリオについての投票	予め展開された諸シナリオの評価；集団内・集団間の分離された協議
参加の機能							
主題の重点	技術の評価・形成；部分的に計画手続き	技術一般	個別事例における技術（例えば遺伝子技術：自由化決定）	技術一般	技術一般	技術一般	技術一般
名宛人	政治（決定者；利益集団；公共圏）	政治一般、公共圏	行政的決定者	政治一般、公共圏	政治一般、公共圏	政治一般、公共圏	政治一般、公共圏
課題／目的	コンフリクト当事者間の対話を開始させる；諸目的の相互作用の探査；場合によっては諸シナリオの展開と評価；コンセンサスの達成された問題と意見の相違の残った問題の確定	専門家と対抗的専門家による問題の明確化；そのことを通じての、政治的行為選択肢の創出；政治的決定の正当化	審議（Deliberation） i.e.S、すなわち、議論によって決定に影響を与えること	素人と専門家の間のコミュニケーション；開かれた討論による刺激と啓蒙	開かれた討論による刺激と啓蒙	開かれた討論による刺激と啓蒙；種々の集団の種々のモノの見方	計画過程；全体集団間の対話；対抗的理解を強化すること
割り当てられた／期待されるパフォーマンス	諸利益集団の異なったもの見方を白日のものにする／諸利益の説明；封鎖の克服；組合へのフィードバック；政治的決定者への選択肢の説明	技術によって惹き立てられる事態の説明のリスク評価；決定の基礎としての争いのない知識	五つの規範的機能；市民の情報、官庁の擁護、法益、受容／正統化	典型的な素人の意見；一部にはアジェンダ設定	諸目的の探査；典型的な素人の意見	競合的な政策選択肢のフィルター	参加する諸集団の異なった見方を白日のものにする；アジェンダ設定；政治的正統化；封鎖の解除
民主主義理論上の位置づけ	多数決民主主義的、しかし審議的要素もあり	非特定の；むしろ審議的	公式には参加民主主義的、実際は審議的	審議的	審議的・多数決民主主義的	多数決民主主義的要素を伴う審議的民主主義的	多数決民主主義的要素を伴う参加民主主義的・審議的民主主義的
手続きの名称と例							
典型的な手続き形式	和解志向的な当事者討議	i.e.S 討議的な、参加的技術帰結評価	行政的許認可手続き内での公共圏参加（技術的な設備法、安全法）	コンセンサス会議、市民フォーラム、市民の陪審	コンセンサス会議と市民フォーラムの発展形	投票会議	シナリオワークショップ（DKモデル）

リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって  
— ルーマン派システム論アプローチの新展開とその周辺

<p>手続きの具体例</p>	<p>ギデオンプロ ジェクト（オ ランダ）；ウ ニレバー討 議；ニダー ザクセン討 議プロジェクト；緑の遺伝 子技術討議 （ドイツ）； ザルツブルグ 交通フォーラ ム（オースト リア）</p>	<p>除草剤耐性植 物についての WZB手続き （ドイツ）</p>	<p>原子力法：連 邦イミッシ オン法；行政手 続法（ドイ ツ）</p>	<p>デンマークコ ンセンサス会 議；遺伝子検 査市民会議 （ドイツ）； 植物バイオテ クノロジーに かんするコン センサス会議 （イギリス）； GM動物につ いての公共討 論（オラン ダ）；オゾ ン・コンセン サス会議（オ ーストリア） ；電気公 共フォーラム （スイス）； GM食物につ いてのコンセ ンサス会議 （オーストラ リア）；遺伝 子技術にかん する市民フォー ラム（パー デン・ヴェル テンベルク）</p>	<p>遺伝子対話 （スイス）； GM植物にか んする市民洞 察プロジェクト （イギリス）；GM穀 物にかんする 市民陪審（イ ンド）</p>	<p>飲料水にかん する投票会議 （デンマー ク）</p>	<p>都市エコロジ ーにかんする シナリオワー クショップ （デンマー ク）；コペン ハーゲン交通 未来研究会議</p>
----------------	--	---	--	---	--	---	--

Abels/ Bora (2005) S.115-119

- 1 すべての手続はその多様性にかかわらず限定的な意味でのみ公開的である。例外は審議日程で、その他の手続には「公衆参加」という概念は使えない。
- 2 すべての手続は — 対話手続については限定的にだが — 核心において素人-専門家のコミュニケーションによって特徴づけられる。専門家-素人の役割は手続のモデルごとに区々である。多様性の観点とは独立に、専門家支配的（たとえば参加的技術評価手続）、素人支配的（たとえばコンセンサス会議）、どちらかといえば両グループのバランスを取っている手続（たとえば投票付会議、シナリオワークショップ）がある。
- 3 手続モデル内の素人の支配が強くなるほど、これまでは、手続の規範的機能（目的と拡大されたパフォーマンスという意味で）はより曖昧になり経験的に観察可能なパフォーマンスについて科学的に確実に言えることは少なくなる。
- 4 専門家支配が、手続内で事実の次元・社会性の次元での代表性や当事者代理的要素を伴う場合には、確かに手続成果の社会的受容を保証しはしないが、しかし、社会性の次元でも事実の次元でも維持可能な議論が生み出されるチャ

ンスを高め、したがって手続成果がより高い正統性を持つチャンスをも高める。専門家支配のゆえに、政治的公共圏における媒介問題が、この種の手続の「アキレス腱」でありつづけている。

5 高度の（法的に生み出された）決定圧力と強い法的枠づけを伴う手続にたいしては、手続的分化が提案される。つまり、参加の異なる機能を異なる時点で異なる手続形式で実現するということである<sup>59)</sup>。

6 幅広い社会的集団の参加の下で素人と専門家の同権的参加を伴うバランスの取れたモデルは政治的審議において事情によっては高い正統性と広い受容を生み出しうる。その際、このバランスが手続ルールによって安定的に維持されうることが条件となる。

7 たいていの事例では手続の規範的機能記述は曖昧さが残っている。民主的技術評価の手続のパフォーマンスについては、今までのところ、経験的に証明可能な評価がほとんどなされていない。

#### (四) 代表民主主義の文脈における参加手続<sup>60)</sup>

以上のような総括をもって、彼ら本来の問題、つまり、参加的手続が科学技術評価に関して代表民主制の文脈のもとで意義を持ちうるかを検討する準備がほぼ整ったのであるが、最終的論判の前に、彼らはその前提として、手続により生み出されるべき知識の種類に注目してそれに適合的な手続の分類を試みている。

価値的知識は、事実についての知識を基礎にして様々な形式の討議を通じて生み出されるはずであり、さらに言えば、素人優位の手続（モデルⅣ、Ⅴ）の方が専門家優位の手続（モデルⅡ）よりも一層強く生み出されるはずである。いわゆる政治を通じての価値考慮可能性の普及は社会的統合的機能を持つはずである。どの程度までこの知識が技術評価に必要なかは技術と社会的な対立の性格に依存する。生命倫理的問題の場合はリスク論争の場合よりも高い程度で価値的知識を必要とすることが多いだろう。リスク論議では事実の次元と最終的にはアウトプットが中心になる。この事例では、専門家優位の手続の方が素人

優位の手続よりも推奨される。他方で、強い倫理的対立の場合には当事者手続は内在的な限界がある。というのは倫理的対立は交渉によっては解決しえないからである。

多くの技術対立では対立自体の定義と知識の形式の地位について争われる。この対立は利益集団の間と政治的公共圏のなかで争われる。この場合には、事情によっては、モデルⅤからⅦまでが勧められる。これらのモデルでは、大きな多様性と手続参加者の同権性があり政策策定者の直接の参加が可能である。これらの手続を立法の決定過程に結びつけることに対しては、体系的な制限はない。というのはそれらはドイツに存在する多元主義的コンコルダートの構造と原理的に両立可能だからである。それらはむしろ、素人優位の手続よりも行為の回廊帯と政治的アジェンダの拡大に寄与しうるし、これまでは過小代表されていた部分の価値切り上げとコミュニケーション障害の克服に寄与しうる。最後の点は、当事者参加モデルでも目的とされていたが、しかし、対立が強化される場合には、交渉志向的コミュニケーション様式に転換してしまう可能性によって、困難になるであろう。これらの手続の適用領域はリスク論争でも倫理論争でもありうる。以上を彼らの所説をまとめると表6 対立の類型と推奨される手続との関係のようになろう。

表6 「対立の類型と推奨される手続」との関係

対立の類型	推奨される手続
事実についての知識が主として決め手となる対立	専門家優位の手続： モデルⅡ（参加的技術帰結評価手続）
どちらの知識が要求される対立かが未確定	参加者の多様性が大きく同権性の高い手続： モデルⅤ（拡大コンセンサス会議） モデルⅥ（投票付会議） モデルⅦ（シナリオワークショップ）
価値についての知識が主として決め手となる対立	素人優位の手続： モデルⅣ（コンセンサス会議）、 モデルⅤ（拡大コンセンサス会議）

参加的技術評価手続は、一般的に、代表民主主義の構造と両立しうる。手続を行政過程に結びつけることも立法過程に結びつけることも可能である。参加

手続のパフォーマンスは類型ごとに異なるが、それは代表民主制のなかの特定の類型との適合性を左右するのではなく、むしろ問題となっているリスクが要求する知識にどの手続がふさわしいかという問題である。

彼らがこのように考える理由は、パフォーマンスの観点からは、①ある国で実験的に行われた参加手続が比較的スムーズに他の国に移植できた実績があること、②今まで現れているケーススタディーからは、特定類型の参加手続を立法過程ないし行政過程との接合の点で困難にする構造的要因があるとは明確に示されているわけではないこと、③今まで現れているケーススタディーからは、特定類型の参加手続を特定類型の代表民主制との接合の点で不可能にする構造的要因があるとは明確に示されているわけではないこと、である。

また、民主主義理論の観点からも、参加的手続の導入が拒否されなくてはならない決定的な理由はない。参加手続の諸類型のほとんどが、おのおの代表的な民主主義理論の一ないし複数のものと親和的であり、ケーススタディーからは、どの類型についても、その拒否を必然にせしめる特定の民主主義理論の存在は示されなかった。

以上の理由は、現在までの実証的なデータからは、参加手続が代表民主主義に対して補完的な意味をもつことが不可能とはいえないということを示すとどまっている。それは彼らも十分に自覚しており、最終的には次のような慎重な結論に達している。

政治的に動機づけられた諸人格の包摂を通じて進行する技術帰結評価の参加的手続が代表民主制の確立した諸制度と諸手続よりも民主的技術評価を達成できるかは、依然として広い領域で未解明の問題である。その回答は、少なくとも、議論されるべきテーマの複合体の具体的あり方、念頭に置かれる名宛人の範囲、参加手続の内的構造に依存するが、しかしまた、学問的観察者の民主主義理論的選好にも依存する。

### 3 科学技術評価の制度的選択肢

(一) 以上、レンおよびアーベルス＝ボラの所説を紹介してきたが、彼らの

議論を参照することで、科学技術評価の制度的選択肢についてある程度の手がかりが得られると思う。

レンおよびアーベルス＝ボラの所説を比較してみると、レンがマクロな構造に照準し、アーベルス＝ボラがミクロな手続に照準しているのはあきらかである。そして、レンは当事者対抗型、コーポラティズム型を二つの基本的選択肢とし、現在それぞれが変容しつつあると捉えていた。そして、各種の参加手続はコーポラティズム型の変容形態と捉えているようである。すると、科学評価の制度的選択肢としては、当事者対向型とコーポラティズム型があり、コーポラティズム型を大枠として選択した上でアーベルス＝ボラの言うような各種の参加手続からどれかが選択されるということになるのであろうか。

近代法が前提とする基幹的政策過程との関係でレンやアーベルス＝ボラの所説を検討すると必ずしもそうは言えないように思われる。

(二) 近代法が前提とする基幹的政策過程においては、おおむね、国民の政策意思の形成→立法機関による大枠の制度化→行政機関による制度の詳細化と執行→裁判所による権利救済および合憲性合法性審査、という一連の流れがあると想定されている。そして各段階では、前段階で定立された基準が事案処理の実体的基準とされる一方、その基準を前提にした決定が（場合によっては当事者に主張の機会を与えつつ）合理的かつ公平に下されうるように、手続的基準が設けられている。基幹的政策過程がこのような形で構造化されているのには、それが民主主義や自由主義などの統治原理の実現に資すると想定されているからである。だが、このような基幹的政策過程を前提としても、この過程に対する利益集団のかかわり方に応じて、アメリカ合衆国に典型的な利益集団多元主義と北欧型の（ネオ・）コーポラティズムが区別されることが多い。

それを前提にレンの諸説を見ると、彼はアメリカ合衆国型の利益集団多元主義と（ネオ・）コーポラティズムを代表的な政策過程の類型と見て、そのなかに科学者の知識の導入を位置づけていることがわかる。アメリカ型の利益集団多元主義のモデルでは、なんらかの規制要求に対し政策過程の早期の段階で規制することは、規制の科学的根拠があきらかにならない限り禁欲され、非規制による被害が生じた場合には司法過程で救済されるはずであると考える。リス

ク規制に関しても政策過程の早期の段階で利益集団によるロビーイング活動が行われるがその過程で利益集団が自己の要求する政策を正当化するために科学者を動員する。政策過程の早期の段階で規制することはっきりした根拠が要求されるので、規制を求める側の科学者には、単なる見解ではなく根拠を述べるのが要求される。他方、コーポラティズム型では、特定の政策領域において利害がいくつかの極に構造化され、その極を代表する集団が組織されており、それら代表的集団の間で合意が成立するならばかなりの程度の社会統合が見込まれる、ということを前提に、実体的基準の決定以前の段階で、利害関係集団の交渉手続きを設ける。リスク規制に関しても、コーポラティズム型では、実体的政策形成以前の段階で関係諸集団による交渉の場が設けられるが、この段階で諸集団が科学者を動員するのはアメリカ型の利益集団多元主義と異ならない。ただ、交渉過程では何らかの合意に達することが重要視されるので、科学者も自己の見解の根拠を述べることは必ずしも厳格に要求されない。

ここで、当事者対抗型であるアメリカ合衆国では、リスクを根拠にする政府による規制に対しては謙抑的であり、コーポラティズム型をとるヨーロッパのかなりの国ではより予防的な対策がとられることが多いという事実を想起しておくべきであろう。もちろんそこには、レン自身が指摘しているように、市場の機能に対する信頼がアメリカ合衆国では伝統的に強くヨーロッパではそれほどではない、という事情がある<sup>61)</sup>。しかし、政策過程という観点から見直してみると、両者の違いには、政策過程のいわばテンポという構造的事情も存在することもわかる。科学と社会の関係についての研究で有名な S. ジャザノフ (Sheila Jasanoff) は、次のように指摘している。合衆国では、規制当局がたとえばなんらかの化学物質の使用を許可しても企業等は免責されることなく、かりに誰かに被害が生じたならば、被害者はその企業を訴訟に訴えて損害賠償による補償を受けると期待できる。それゆえに、許可に楽観的でありうるのである<sup>62)</sup>。いわば速いテンポで政策決定をし、事後のチェックに期待するわけである。それに対して、コーポラティズム型では、実体的政策形成の前の段階で交渉手続を設ける結果、その分だけ慎重なテンポでことを進めるとは言えるであろう。



では、アーベルスやボラが言うような参加手続はコーポラティズム型の派生形態と位置づけることが出来るだろうか。彼らの研究では、むしろ、モデルⅠ、Ⅱ、Ⅵでコーポラティズム的構造との相性の悪さが指摘されていたことを想起すべきであろう。参加手続はコーポラティズムとは別個の、独自の制度と位置づけたほうがよいように思われる。

コーポラティズムにおいては、理念型的には三面的構造があるとされる。つまり、ある集団とそれに対抗する集団の対峙に国家機関が関与して交渉システムが構成される。そして、政策領域の利害対立が複数の極に組織化され、交渉に参加する集団がおおのその代表する利害の集約組織として独占性をもち、その集団がそれを構成する諸組織や諸個人にたいして内部義務付力を有していることを前提に、交渉システム参加集団間の合意が社会に対しても通用力を持つことが期待されるのである<sup>63)</sup>。

コーポラティズムと参加手続を比較すると、後者では、政治家が参加する類型は確かに存在するが国家機関の参与は必ずしもない。前者では、特定の政策領域の利害対立が明確に構造化され、すでに組織を通じての諸個人の包摂パターンも確立していることをあてにしているが、後者では必ずしもそうではない。手続の目的としても、参加手続では必ずしもすべての類型で社会的通用力を持つ合意の作出が目指されているわけではなく、質の高い政策選択肢の提供が目的の場合もある。

(三) したがって、レンの四類型は彼自身の狙ったように、科学技術評価の政治文化・法文化の型を記述するための枠組に過ぎず、制度的選択肢の類型ではないと考えるべきであろう。

そこで、クリンケ＝レンのリスクマネージメントのエスカレーター、レンの四類型、アーベルス＝ボラの参加手続研究を参考にしつつ、近代法的前提とする基幹的政策過程との関係で、制度的選択肢の類型を組みなおしてみると、およそ次のようになるであろう。

基幹的政策過程を基本に、当局スタッフや専門家委員会を通じて科学知識を政策過程に導入するもの。本稿ではこれを、スタッフ・委員会型と呼ぼう。

利益集団や当事者が、自らの政策要求を公共圏ないし政府にむけて提起する

際にみずからの要求と統合的な科学者・科学知識を動員し、あるいは、政策実施後に被害等が生じた場合に裁判所で当事者が争うなかで鑑定等で科学者・科学知識を動員する、という過程が適切に進行するように背景的制度を整えるもの。本稿ではこれを、当事者対抗型と呼ぼう。

政策過程のなかでの実体的基準策定の前の段階で、科学評価について議論するための、一般公共圏そのものではない、参加資格に限定を設けた特別手続を設けるといふもの。これを以下では特別議論手続導入型と呼ぼう。このなかには、コーポラティズムの派生形態と見うるものとそうでない参加手続がある、と考えておくべきであろう。

では、どの型が科学評価の仕組みとして望ましいのだろうか。あるいはその望ましさを決定する要因としてどのようなものがあるのだろうか。アーベルス＝ボラが主張するように特別議論手続を導入することがもし可能であるとしても何か注意すべき点はないのだろうか。

これらの点についてさらに手がかりを得るには、ルーマン派の議論を参照するのが有益だと思われる。マクロな基幹的政策過程との関係で両類型をさらに位置づけていくことが必要であるが、レンの分析もアーベルスとボラの分析もそこまでは及んでいない。ルーマン派はむしろマクロな次元から具体的な次元に分析を及ぼすので、その分析の進行過程でレンやアーベルス＝ボラの分析を批判的に摂取できる可能性がある。また、以上を振り返ってみると、レンやアーベルス＝ボラの分析には時間次元の分析がほとんど見られなかった。ルーマン派は時間の次元重視の理論であるから、この点からも追加的な視点が得られるかもしれない。

だが、ルーマン派の一般的な次元から具体的な次元へ分析を及ぼしていく分析手順は必ずしも明確ではないので、その点の検討に一つの項目を割くことが必要になる。

### 三 ルーマン派システムの一般的アプローチ — 社会の音響学

#### 1 社会システムの基本イメージ

(一) ルーマンの理論は難解だといわれる。それで一群の比喩で理解されることが多い。わたしはいかなる概念も直観的理解の裏打ちなしには理解されとも適用されとも考えないので、理論 - 概念体系の理解のために比喩が使われることに対しては、一概に否定的ではない。その点はルーマンの理解についても変わらない。

しかし、比喩の使用が呼び起こす思考の連鎖は第一義的には連想であって、概念的連鎖ではなく、むしろ思考ではない。するとある理論を理解するのにどの比喩を採用するかは、多かれ少なかれ事実上、その理論のわれわれの使用方向を制約してしまうであろう。ある比喩その理論に含まれる概念のネットワークのなかの特定の連なりを強い光が照らし出す半面で、それ以外の連なりは闇に沈んでしまうであろう。このことは、ルーマン理論の使用という点にかんしては決定的である。

ルーマンは、ある意味で人を喰ったことであるが、みずからの理論を迷宮に喩えている<sup>64</sup>。複数のひとつがどのような順番でどのような道を歩いても結局は同じところに出ることができるならば、それは迷宮とは言われぬ。別の人が歩めば別のところへ、それどころか同じ人が歩いても別の時には別のところへ出てしまう — ルーマンは意図的にそのような多義的テキストを生み出してきたように思われる。

だとすると、ルーマンの理論をどのような比喩で理解するかは、たんに理解や説明の便法ということ以上の意味を持つはずである。採用される比喩の違いはルーマン理論に含まれるあれこれの道筋のどれを採用するかにつながり、結局はルーマン理論を通してどこに出るかの違いとなるだろう。だとすれば、われわれは、比喩の採用に自覚的でなくてはならない。

従来のルーマン解釈で一般的だったのは、システムの「内」「外」という比喩である。この比喩はそれが比喩であるということがしばしば忘れられるほど

よく使われている。いわく、システムの「内外」には複雑性の落差があるシステムの作動がシステムの「内」「外」の境界を引く、システム「内」部の出来事は、外部の出来事と一対一対応しない・・・、などなど。しかし、「内」「外」という概念が本来は二次元ないし三次元の物理空間に位置を占める特定の図形ないし物体との関係で用いられるものであることに注意すれば、システムの内外という表現が比喩に過ぎないことはたちどころにわかる。法であれ政治であれ、社会システムは物理空間に位置を占める多様体ではない。

この比喩はわれわれの目的にとって適切か？ それは結局のところその使用によってわれわれがルーマン理論をよりよく歩けたか否かで判定されるほかない。ここでは、「内外」比喩のほかにも、ルーマン理論は社会の音響学であるとする比喩が可能であることを説明し、本稿の目的にはむしろそのほうが適切であると主張したい。

ルーマン晩年の主著の一つ、『社会の社会』(*Gesellschaft der Gesellschaft*)は、実質的には「意味」(Sinn)の概念の導入で始まっている<sup>65)</sup>。これは、晩年にいたってもルーマンにとって「意味」が彼の理論の根本概念であったことを物語っている<sup>66)</sup>。それも当然であろう。ルーマンにおいて、意識システムにおける思考が意味的現象であるのは言うに及ばず、人々が社会的場面でなすとされる行為や体験も、人々がナニモノかナニモノかとして体験したり経験したりする意味的現象にほかならず、また、社会システムの作動とされるところのコミュニケーションとは、人々が行為や体験をお互いに帰属させたり伝達したりしあう過程にほかならない。したがってルーマンにとって、「意味」とは、意識システムの作動の一齣としての思考と社会システムの作動の一齣としてのコミュニケーションが、ともにその上で生起するところの、共通のメディアなのである。

ところで「メディア」の概念の理解について、晩年のルーマンにおいて、心理学者のF. ハイダー (Fritz Heider) の影響が大きくなっているのは周知のところであろう。ハイダーは、その論文「物とメディア」で、空間という媒質の上で生起する光や音の波動を通じてわれわれがなにかの物をそのものとして

認知する機構を取り扱っている<sup>67)</sup>。

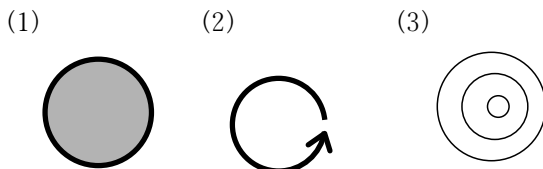
それゆえ、ルーマンが社会システムの作動というとき、そこでイメージされていることの一つとして、次のようなことを想定してもあまり無理がないだろう。つまり、社会的意味空間の中で人からひとへとコミュニケーションの波動が引き継がれていき、その波動の連鎖のなかのどこかでそれと出会った人はそこでそのことによって何らかの意味的事態を理解するのである。あたかも、ある音源の振動がそれに接触する空間を振動させその振動がその次の空間を振動させ・・・そのようにして音波は四方八方に、上下を加えれば十方に広がり続けて、その音波の広がりの中でどこかでそれと出会った人はそこでそのことによって、何らかの音をその音源が発した音として感覚する、がごとくに<sup>68)</sup>。

さて、これとてももちろん単なる比喩であることには変わりがない。だが私見によれば、この比喩を導入することには、本稿の主題との関係では、とりわけ「構造的カップリング」(Strukturelle Kopplung) という概念を適切に使用する筋道がはっきりするという効果がある。この概念は、ルーマンの依拠するオートポイエシス理論において、システム間関係を記述するために用いられる<sup>69)</sup>。ところが、本来は生物学に由来する構造的カップリングの概念が社会理論において何を意味するかは、実はルーマン派のなかにおいても謎として残されているのであり、応用的利用が可能になるには後一步の感がある<sup>70)</sup>。しかしながら、本稿の主題との関係では、政治システム、法システム、科学システムなどの複数システムの関係を取り扱わざるをえない。

ルーマン派システム論において、社会システムのイメージには、おおよそ次の三種類がある。(1) 環境から区切られたまとまりがあり、その中では外部よりも複雑性が低く(たとえば、どんな組織でも外部で生じる雑多な事柄のうちその組織に関心のあるものだけを情報として取り入れて内部で処理を進める)、この複雑性の落差が存在しているという状態が、システムが存立しているという状態である、(2) 同種のコミュニケーションという作動=操作(Operation)が再帰的に接続を続けている状態が、システムが存立しているという状態である、(3) コミュニケーションの波動が広がっていく状態がシステムが存立して

いるという状態である。(1)は、ハーバーマスとの論争の頃に主として形成されたイメージである<sup>71)</sup>。(2)は『社会システム論』(1984年)<sup>72)</sup>の頃に主として形成されたイメージである。そして、(3)は今のところあまり注目されていないが、90年台の『社会の・・・』シリーズ<sup>73)</sup>を駆動しているイメージである(以上、「図4 システムの基本イメージ」を参照)。

図4 システムの基本イメージ

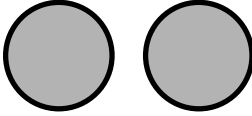


## 2 システム間関係の基本イメージ

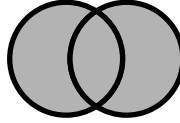
ではこれらのイメージに従った場合、システム間関係はどのように観念されるのだろうか。問題になるのは、個別の社会的事象に複数の社会システムが関与している場合である。たとえば、経済的契約が締結された場合には経済システムと法システムが同時に関与していようし、立法がなされる場合には政治システムと法システムが同時に関与していよう。だが、複数のシステムが同時に関与するとはどういう事態なのか。应用到志向する論者は、安易に二つのシステムが重なっている図を書いてしまう<sup>74)</sup>。確かに、ある社会的事象が複数の社会システムに同時に属していると言いたくなるときがあり、そうした事象がある理論においてアプリオリに分析対象から排除されてしまうとしたら、その理論の応用面での魅力は大いに減殺されてしまうであろう。そういうときには人は、  
二  
四

図5 システム間関係の基本イメージ

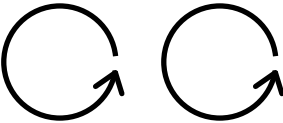
(1) (a)



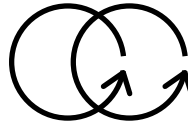
(b)



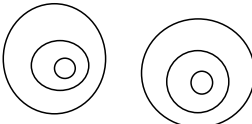
(2) (a)



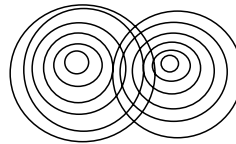
(b)



(3) (a)



(b)



(1) の複雑性の落差のイメージに従った場合には、図5システム間関係の基本イメージ (1) (b) のような図を書くのは容易い。しかし、せっかく複雑性の落差でシステムの境界を定義したのに、それが重なっているとはどういう事態なのか。重なっている部分は、システムAとシステムBの要素が重なるので要素数が増大する結果としてより複雑になるのか。それとも、二つのシステムの複雑性縮減効果が重なる結果として、一層複雑性が低減するのか。わからない。また、このイメージは、そこから先にどのように分析を進めていったらいいのか何の示唆も与えてくれない。つまり、このイメージの元では、「重なる」ということがより原理的概念（ここでは複雑性という概念）ともつながらず、より具体的分析にもつながらないので、たんに社会的事象 a には社会システム A と社会システム B のシステムが関与しているということを言い換えただけの

意味しかもたないことになる。

(2) の自己言及イメージではどうか。もちろん図5システム間関係の基本イメージ (2) (b) のような絵を書くことはできるが、それが重なるとはなにを意味するのだろうか。せつかく、同種のコミュニケーションは同種のコミュニケーションとのみ再帰的に接続する、と定義したのに、交差するとは、一体に何を意味するのか、まったくわからないし、次にどのような分析を続けていけばよいかの指示も得られない。やはり、たんに社会的事象 a には社会システムAと社会システムBのシステムが関与しているということを言い換えただけの意味しかもたないことになる。

(3) の場合、ある地点で二つのシステムが同時に関与するとは、ある地点に発した波動が別の地点に発した波動がある地点で出会いましたれ違っていくこと、と観念できるであろう。すると、具体的な分析のためには、どこから発した波動がどこで会いどこ行くのかを追跡していけばよい。そして音響学が、複雑な音現象を分析するのにまずそれを構成する単純音に分解しそれが合成されたものとしてその複雑な音を理解するように、社会現象の場合にも分析すればよい。法的コミュニケーションの波動が伝播してゆくとはどういうことか、経済的コミュニケーションの波動が伝播してゆくとはどういうことか、それが重なるときにはどういう法則性があるのか。こうして原理的な研究と具体的な事象の分析の往復が可能になるのである。

言い換えてみよう。音響学では、さまざまな音の現象を分析するために、まずその音を構成する単純な音に分解して単純な音をしかるべく分析した上で、当初の音をそれら単純音の合成されたものとして再発見する。つまり、個々の社会的事象は複数の社会システムの波動がおりなすザワメキ (Geräusch) であり、その事象を分析する社会理論は、その事象を構成する社会システムを特定し、それにしかるべき分析を加えたのちに、当の現象をそれら社会システムの波動の重なり合ったものとして再発見することになる。つまりこういう見方

に従えば、ルーマン派システム論とは、実に社会の音響学に他ならないのである。さて、ルーマン派システム論を社会の音響学と捉えた場合、いままであまり注目されてこなかったルーマン理論の側面 — 私見によれば応用的研究には



決定的に重要な — が、くっきりと浮かび上がってくる。それをいくつかの  
テーゼにまとめておこう。

### 3 システム論のイメージの転換

#### (一) 社会システムのイメージの転換

##### 中心／周縁-構造化テーゼ

波動には反射という現象がある。これに社会システムは中心と周縁に構造化  
されているという観念をあわせれば、社会システムの中では中心から周縁への  
波動が伝播し周辺で反射されてまた中心にいたるというイメージが可能になる。  
これを本稿では中心／周縁-構造化テーゼと呼んでおく。

##### 異波長波動並存テーゼ

波動には長い波長のもも短い波長のももある。すると、一つのシステム  
のなかでも大きな波長の波動が中心から波及し周辺か中心へと跳ね返されてい  
る間に、局所的に短い波長の波動が生まれては消えているであろう。そしてこ  
れらの大小の波動は重なり合って複雑な合成波をなすであろう。これを本稿で  
は、同一システム内における異波長波動並存テーゼと呼んでおく。

##### コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ

また、小さな波動が伝播していきやがて消えていくとき、その波動に触れる  
人と触れない人がでることになる。システムの中はまだら模様なのである。こ  
れを本稿では、同一システム内におけるコミュニケーション・ネットワークの  
粗密存在テーゼと呼んでおく。

以上を要するに、以下のように言えるであろう。一つのシステムの中にも中心から周縁へ周縁から中心へと寄せては返すダイナミズムがあるということ、長い波長のコミュニケーションと短い波長のシステムが干渉しあい複雑な干渉模様を成すということ、コミュニケーションの接続のあり方はまだら模様になっているということ、このようなことは図4 システムの基本イメージ (1) (2) のような「内外イメージ」によってはシステム内が単色のイメージに染め上げられる結果、視野から欠落してしまうのである。

このように、ルーマン派社会システム論を社会の音響学と捉えるならば、社会システムそのもののイメージが通常、ルーマン派の社会システムの描写と理解されているものとは大幅に異なっていることが明確になるが、そればかりではない。近年のルーマン派における準拠問題の転換も明確になるのである。

## (二) 問題意識の転換 包摂／排除-分析

一つの部屋の中に二つの音源があり、それぞれがさまざまに変化する音を発生させ続けているとしよう。その部屋に二人の人物がいたとすると、その二人が二つの音源に対して相対的に異なる位置を占めるかぎりにおいて二つの音波の重なりの方を別の形で経験することになるので、二人の聞いている音は異なることになる。だから、隣に座って同じコンサートを聴いても二人は厳密には異なる音を聞いている。一般に、二つの音源の距離が離れており音波の広がりが広く、また、二人の距離が広いほど、<同じ>空間と時間を生きつつ<異なる>音を聞くという、同一性と差異性の断絶は大きくなるであろう。

社会の場合も、コミュニケーションの広がりの射程が大きくなるほど、また、人々の社会の中での位置の隔たりが大きいほど、<同一>の社会を今生きながらの経験の<差異>は大きくなるだろう<sup>75)</sup>。私見によれば、だからこそルーマンは、コミュニケーションの射程を拡大する文書メディアの開発その他にアンバランスとも言えるほどの関心を寄せているし、相互行為-組織-機能システムという社会システムの分類で言えば、もっとも射程の大きい機能システムの分析を優先させてきたのである。こうした同じ社会に住まう人間同士の経験の同

一性と差異性の断絶が、図4 システムの基本イメージの(1)(2)のような「内外イメージ」によってはシステム内が単色のイメージに染め上げられる結果、視野から欠落してしまうのである。

このことは、ルーマンの包摂 (Inklusion) / 排除 (Exklusion) という対概念を導入するとよりよく理解できる。ルーマンは、ある人格 (Person) がある社会システムを構成するコミュニケーションの名宛人になっているとき、その人格はそのシステムに「包摂」されているといい、名宛人になっていないとき「排除」されている、と言う。

とすると、ある社会システムには多くの人間が関与しているのであるが、そのシステムと個人とのかかわりは、そのシステムへの包摂 / 排除のされかたによって大きく異なることになる。およそあるシステム (法システム、政治システム、経済システムなど任意のシステムを考えられたい) から排除されているとされていないのとでは、その個人がつむぐ生に大きな違いが出るのは自明であろう<sup>76)</sup>。しかしそればかりではない、社会システムは前述したように複雑な内部構成を持っている。したがって、同じ包摂されているにしても、その社会システムのどの位置で包摂されるのか (中心 / 周縁-構造化テーゼ)、大小のコミュニケーションの波動のどれにどのように包摂されているのか (異波長波動存在テーゼ)、コミュニケーション・ネットワークのどれにどのように包摂されるのか (コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ)、によって、個々人のその社会システムとの関係は大幅に異なってくることになる。

そして、もろもろの社会システムの波動が重なり合っている様相、それ自体がルーマンの言う全体社会なのであるが<sup>77)</sup>、だとすると、〈同一〉の社会に住まう諸個人のつむぐ生は、どの社会システムにどのような形で包摂 / 排除されるかによって大幅な〈差異〉をもつことになる。したがって、理論家が個々人の生のあり方に関心を持つ場合は言うまでもなく、社会システムの挙動それ自体に関心を集中する場合でも、あれこれの社会システムに、ひいては全体社会システムに、あれこれの人格がどのように包摂 / 排除されているかが、重要な関心事たらざるをえない。コミュニケーションの名宛人となった人格がそのコミュニケーションを受けて次のコミュニケーションの発信者になることによ

て、社会システムは進行していくのであるから。思うに、近年のルーマン派において、包摂／排除が一大重要テーマとして浮上している所以である<sup>78)</sup>。

したがって、社会の音響学たるルーマン派システム論の最終的な分析焦点の一つは、分析対象の社会システムにおける人びとの包摂／排除パターン、ひいては全体社会レベルにおける人びとの包摂／排除パターンの解明である。

#### 4 社会システムの作動 — コミュニケーションの伝播

##### (一) コミュニケーションの周期

もっとも、このようなシステム間関係の理解は現在のところあまり見られない。しかしルーマン自身は反対しないと思われる。確かに、ルーマン自身はいたるところで、システム同士は重なり合わないし、おのおののシステムは雑音なく (geräuschlos) 進行すると述べている。しかし、私見では、ルーマンが排除したいのは図5システム間関係の基本イメージ (1) (a)、(2) (b) のような重なり合いのみであるように思われる。

手近にあるドイツの物理ハンドブックに曰く、「複数の波動がひとつのメディアのなかを通っていくとき、重なり合い (Überlagerung) あるいは干渉 (Interferenz) が生じる。波動の場合も『非攪乱的重なり合いの原理 Prinzip der ungestörten Überlagerung』 (Superpositionprinzip) が妥当する」(強調は原著者)<sup>79)</sup>。そして同書に曰く「どの振動も同時に複数の振動を実現することがある。個々の振動が重なって結果として一つの振動が生じる。次の原理が重なり合いの法則として妥当する。非攪乱的重なり合いの原理: ある物体が複数の振動を生むように力を加えられたとき、これらの複数の振動は互いに独立である。つまり互いに影響を与えない」(強調は原著者)<sup>80)</sup>。

つまり、複数の波動がある地点で交差しても、交差の後はおのおのの波動は波形を変えないのである。純音は交差の瞬間はともかくその後も同じ純音のままである。これが私見では、ルーマンの言う「雑音なく (geräuschlos) 進行する」の意味なのである。

もっとも社会システムの場合は、交差の瞬間に人間の選択が入るのでコミュニケーションは変奏されるのではある。したがって、波動の比喻にも限界がある。そこで、ここではコミュニケーションの伝播ということに実質的な意味を与え、具体的な分析の準備とすることにしよう。そして、比喻の否定的効果を可及的にキャンセルすることを試みよう。

ルーマンはコミュニケーションを、伝達行為、情報、理解の三つの契機からなるものと定義する<sup>81)</sup>。そして、次のように言っている。

「情報が処理され、結果が伝達され、他の人、次の人はその結果にだけ向かうのであって、その結果の源泉となったものにはもはや向かい合うことはない……」<sup>82)</sup> 「YES/NOの選択肢は、省略法的に働く抽象的な選択肢であり、次の一步を、NOの後もコミュニケーションを続けて紛争に突き進むか、それとも伝達されたことをその語のコミュニケーションの基礎としてそのまま受け入れるか、という形で決定づけるのです。」<sup>83)</sup>

これを敷衍すると次のようになろう。

コミュニケーションのなかである表現が誰の伝達行為によるものかが決まって初めて他の人は誰に回答すればよいのか、コミュニケーションの結果を事後的に遡及して誰に問い合わせればよいのかわかる。その伝達行為によってどのような情報が主題になっているかについて理解が成り立ってはじめて、伝達行為の受け手はYES/NOの態度を表明することができる。YESであれば、伝達された情報は次のコミュニケーションの前提となる。NOであれば、紛争になり、紛争の間は伝達された情報はペンディングされた状態であり、場合によってはコミュニケーションの流れはそこで終わってしまう。

以上のことは、噂話のような単純なコミュニケーションの伝播の場合にも当てはまる。そしてあなたがその噂話を信じた（振りをした）ならば（つまりYESを明示ないし黙示的に表明したならば）、あなたは別の人にその噂話の情報を伝えることができるが、そのときあなたは次の人にそれを信じてもらえばよいだけなので、あなたはその噂話の証拠として聞いたことのすべてを次の人に向かって挙げる必要はないし、新たな根拠を付け加えてもいい。要するに、

その噂話を聞いたときのあなたが納得するまでの複雑なやり取りを、伝達の時には逐一再現する必要はない。だから噂話では根拠のない情報も伝播しうる。あなたがその噂話を信じなければ（つまりNOを明示ないし黙示的に表明したならば）、伝達者とあなたとの間でさらにコミュニケーションが行われ、それでもあなたが納得しなければ、そこであなたの線での噂の伝達経路は閉じてしまう。

こうして、YES/NOが表明されることがコミュニケーションの伝播の節目になる。それゆえ、波動の比喻でいうならば、前のYESから後のYESまでの間を一周期と見ることになる。一周期の間にはなにがあるかという点、①その話題が不活性になっている期間と、②その話題をめぐるコミュニケーションがYES/NOのどちらで受け止められるかが不確定な浮動期間がある。そして、YESが連続する限りで、情報が社会のなかを流れていくが、おのおののYESの前の②浮動期間のやりとりは、後のコミュニケーションに痕跡を残さないで、コミュニケーションの流れは事後的には純粋な情報の流れと見ることができる。

もっとも、そもそもYESが言われるべきかどうかについてはコミュニケーションの伝達者とその受け手の間に大きな視点の相違が存在しうる。また、コミュニケーションを活性状態にスイッチを入れるのも、YES/NOの結論を出すのも最終的にはそのコミュニケーションに参加する個々の人間である。したがって、次の点には注意しておくべきであろう。物理的な波動とは異なり、コミュニケーションは、それ自体のなかに緊張をはらむものであり、また、周期はそのコミュニケーションの属す社会システムの構造により大幅に規定されるとはいえ、流動的である。

さて、波動モデルに従えば、複数システムがたまたまではなく構造的に交差するときに、そこに「構造的カップリング」があると言うのであるが、ではそもそも複数のシステムのコミュニケーションの波動が交差するというのはどういう事態であるか。

## (二) 複数のシステムの交差

法システムと経済システムの例で考えてみよう。

ある土地取引を想定した場合、その土地はどこかの誰かから転々売買されて今の所有者の手元であり、買手の手を通じてまた別の、十分に長い時間的スパンのみとではおそらくは今の所有者の見も知らぬ人のところにまで、転々売買されていくであろう。これは法的コミュニケーションの波動の伝播である。またこの取引の結果、その土地の代金の分だけ（買手がく支払う／支払わない）の選択肢に関して支払うというYESを表明したことによって）買手の資産は流動性を失い売手の資産は流動性を増す。買手と売手はおのおのの資産状態のもとで可能な取引をおのおの別の人とするであろう。これが経済的コミュニケーションの伝播である。

法的コミュニケーションの周期を見ると、前の売買＝所有権の移転の時点（相互のYES＝合意により契約成立）のときから次の前の売買＝所有権の移転の時までが一周期である。経済的コミュニケーションの周期を見ると、ある人のある時点での資産状態（支払い／非支払いの可能性の制約条件）がある取引を経て次の資産状態が成立するまでの間が一周期である。

つまり、ある取引の時点において法的コミュニケーションと経済的コミュニケーションが交差しており、その直前には、法的コミュニケーションの浮動状態でもあり経済的コミュニケーションの浮動状態でもあるという期間が存在する。その浮動期間において取引の当事者は、おのおの、自らの資産状態の来し方行く末を見据えかつ自らの権利義務関係の来し方行く末を見据え、どちらの観点でもNOを表明するよりもYESを表明する方が望ましいと思えるとき、YESを表明するであろう。この考量は、もうYESと言ってしまって、あるいはNOを言って交渉の場から離脱することによってそれ以上の考量が無意味になるまで続けられるであろう。ルーマンは次のように述べている。

「・・・時間次元は未来と過去の区別によって特徴づけられるということが出来ます。つまり、この二つの地平があるのです。・・・以前になにがあったのかを思い浮かべることが無意味になるまで、何度でも過去を振り返って考え

ることができますし何度でも未来に思いをはせることができます。わたしたちは思い浮かべなくてはならないことを詳細にしていく可能性、規定していく可能性を次第に失っていきます。しかし原理的には、私たちの現在が、つまり、私たち自身のシステムが今なお続けることが作動の上でなんの役にも立たないと、私たちに告げるまで、私たちは思い浮かべることを詳細にしていき規定していくことができます。』<sup>84)</sup>

このような浮動状態において、二つのシステムは複雑に関係すると言えるが、事後的に見ると、その複雑さはおのおののシステムに痕跡を残さないし、相互のその後の成行きにも関心を示さない。法的コミュニケーションの伝播のなかでは、土地所有権がどのように移転して行ったかだけが重要な情報として残っていき、その取引の結果として当事者の資産状態がその後どのように改善ないし悪化して行ったかは痕跡を残さない。経済的コミュニケーションの接続のなかでは各人の資産状態の変化のみが問題であって、貨幣と物権の移転に付随するその他の法的義務がどのように履行されて行ったかということは痕跡を残さない。

だから、二つのシステムの同時的浮動期間の終結点においてどのような決定が下されるか (YES/NOのいずれが表明されるかは) は、相互のシステムのその後にとって重要な意味をもつし、YES/NOのいずれが表明されるかについては相互のシステムのその時点での状態が相互に決定的に重要な役割を果たすであろうが、それにもかかわらず、ルーマンは相互に分離しているというのである。

ルーマンは、あるところで、二つの機能システムは「それらは分離されていて本質的には重なり合わないということはどのようにして示されるでしょうか？」<sup>85)</sup>と問い、みずからその意味は、「両方のシステムにおいて、ここにおいてお互いに出会い異なった形でネットワーク化される点が存在します。・・・過去への遡及とひょっとしたら起こりうる帰結への先取りは、・・・おのおので全く異なる」<sup>86)</sup> ということだと応えている。

以上のことを、本稿では「弱い非攪乱的重なり合いの法則」と呼んでおこう。



## 同時性 — 交差の条件

以上のことからすでに、複数のシステムの交差が生じるためには、特定の条件が満たされなくてはならないことが明らかである。まず、法システムで可能であり経済システムでも可能であるコミュニケーションしか伝播していかない(双方の文脈でYESが表明されなくてはならないので)。禁制品の売買をすることはできないし、自分の資産状態からみて買えないものは買えない。

だが、おのおのシステムのシステム状態以外に、複数システムの交差の可能性を制約するものがある。

システムの伝播にはテンポがある。噂の伝播では、その主題に対する関心が高ければ伝播のテンポは速く、低ければ遅い。経済取引には、営業日という刻みがあり、また取引額の大小により決定のスピードに差が出る。法的には可能な取引でも経済システムのこのテンポに沿わない取引は行われにくい。複数のシステムが交差するには、それら複数のシステムのテンポを合わせなくてはならない。ルーマンは、これを同期化と呼ぶ。

また、それぞれのシステムには構造がある。法システムの場合には、法規範で、法規範に反する行為はたいていの場合に行われにくい。経済システムの場合には、ある製品が製品の原料であれば二つの製品を作っている企業同士の取引は行われやすい。

したがって、二つのシステムの個別の交差がどのように生じるかについては、そのつどのシステム状態のほか、複数システムのテンポの同調のパターンやおのおのの構造が制約条件として働き、その自由度のなかで具体的な決定が下されることになる。

## 相互浸透 — 交差の結果

以上のことから、二つのシステムが交差するとき、おのおののシステムに照準する視点からは、おのおののシステムの状態が許容する可能的ないくつもの次のシステム状態のうちの一つが実現し、その実現したシステム状態が許容す

るいくつかのシステム状態のうちのどれがまた実現していくという過程が繰り返されるにすぎない。

しかし、交差する二つのシステムを同時に観察する観察者にとっては、他の事態が見える。立法における政治システムと法システムの交差を例にとると、そこでは、法システムの側が課す制約としては、憲法やその立法が属す領域の既存法との整合性などがあり、政治システムの側が課す制約としては、そのときの政治的力関係がある（その力関係に反する法律は既存法規範の上からは可能でも事実上採択されない）。すると、法システムと政治システムを同時に観察している観察者には、立法に具現化された政策プログラムの内容に憲法や既存法を支える原理が浸透しているのが見えるだろうし（法システムから政治システムへの浸透）、法律の内容に制定当時の政治的権力関係が浸透しているのが見えるだろう（政治システムから法システムへの浸透）。これを相互浸透という。

このように、一般的に複数システムが交差したならば、相互浸透が存在するが、以上のことから同時に、その方向性に強弱がありうることも明らかだろう。つまり、前記の同時性の条件があるので、立法の例を考えても明らかのように、そのときそのときで、他の事情にして等しければ、構造的制約の強いシステムの方が他方のシステムの選択を規定する力が一般的には強いことになる。これを本稿では、浸透の方向性定理と呼んでおこう。

以上、社会の音響学としてのルーマン派システム論の説明がかなり長くなったので、以後の論述の道筋を可及的にわかりやすくするために、既述のことをルーマン派による社会現象の分析手順という観点からまとめなおしておこう。

## 5 分析手順

1 問題事象を構成するシステムを同定する。できれば関連する機能システムを取り上げる。機能システムを取り上げることの効果は、特定の事象を分析するに際して、もっとも大局的なコンテキスト（システム）を踏まえることを可

能にすることである。もっとも大局的なコンテクストを踏まえなくてはならないのは、個々人の経験と体験を瑣末なこととして無視するためではない。むしろ、〈同一〉の社会に生きつつ各人の経験と体験には大きく差異〉が生じるという、多様性にどこまでも肉薄していくためである。

2 システムの観察の出発点は、再帰的作動を見出すことである。そうすることで、理論の側が対象にあらかじめ特定の内容を読み込んでしまうのを極力避けよう。

3 作動としては、コミュニケーションを選択する。そうすることで、〈社会的なるもの〉にはられる緊張から目をそらせずに観察をつつけることができる。社会的な過程を、「行為の連鎖」として描くならば、自他の振る舞いをそういう行為として通用させた当事者の視点を特権化することになるだろう。

4 特定の事象を、複数のシステムの作動の複合的効果として観察する。その効果は、我々が経験している事象を、それ自体に緊張をはらみうる複数のコンテクスト（システム）の、必ずしも整合的とは限らない錯綜それ自体として、再発見することである<sup>87)</sup>。そうすることで、特定の事象が、通常の経験では見落とされているかもしれないような、できる限り多くの大域的・局所的関連の中において、考察できるようになることが期待される。

5 複数システムの重なりを構造的カップリングとして、観察する。焦点になるのは、①システムの時間性、リズム、②構造、③システム同士のシンクロの仕組み、④以上のものの再生産のあり方である。

6 評価の視点は、それらの複合の効果として、全体社会への人々の包摂／排除の様相が最適化されているかどうかである。

本稿との関連では、法システムと政治システムの構造的カップリングとして政策過程が存在し、その政策過程に科学システムがどのように関係するかが問題になる。

#### 四 政策過程における法システムと政治システムの交錯 — 時間性の次元を中心とした統合的アプローチ

さて、政策過程における法システムと政治システムの交錯を論ずべきときであるが、まず、法システム論、政治システム論をそれぞれとして展開しておかなくてはならない。ただこれについては、ルーマン自身がおのおのについて独立の書物を公刊しており、その内容も比較的によく知られているので、ここでは、その内容を、波動モデルとの関係をやや強調しつつ簡単に概観するにとどめたい<sup>88)</sup>。

##### 1 法システム

法システムは、法／不法についてのコミュニケーションからなる。法的コミュニケーションとして典型的に念頭に置かれるのは、市民生活の現場での法使用である。今、特定の権利義務権限などの状態や、なんらかの事実が成立しているとしよう。それを前提に、Aなる者が「私は・・・の権利を持つ」と主張したとしよう。もし、その主張が法的に妥当（法）ということになれば、「Aは・・・の権利を持つ」ということが新しい権利義務などの状態として確定し、その後の法的コミュニケーションの前提になる。その主張が「法的に妥当でない（不法）」ということになれば、法的にはいかなる変化ももたらさない。この意味で「法」は、真理が引用解除の機能を持つのに似ている（法／不法は法システムにおけるはYES／NOに他ならない）

この場合、Aなる者が、自己の主張や行動に「法的に妥当（法）」という要求を結びつけている限り、それは、少なくとも潜在的には「法／不法」が決定的な主題とするコミュニケーション、すなわち、法的コミュニケーションである。そして、そのAの主張が、法的に妥当（不法）でないと主張するものが現実に現れたとすれば、場合によっては、訴訟にもいたるであろう。そして、法／不法を決する基準として当事者、そして裁判官が参照するのが法規範、つまり法的プログラムである。

法システムは中心と周縁に構造化されている。中心は裁判所、周縁は現場における法使用である。周縁、つまり現場における人びとの法使用において当事者間で相互の行為の合法性に異論がなければ、権利の発生・変更・移転・消滅という過程がそのまま進行する。例としては、契約と立法があげられる。世の中では法関係が無数に生じては消えている。法についての争いか生じていかにしても決着がつかなければ、それらは最終的には裁判所にもちこまれるほかなく、世の各所で生じた法律事件が集中していくところとして、裁判所は法システムの中心である。また、法規範の意味内容に関してひとびとの理解がばらついているとき、リーディングケースとなる裁判の判決が出されれば、爾後、蓋然的にその判決を基準として現場での法使用がなされる。つまり何が妥当している法であるかについての情報が中心から周縁に伝播していくのである。

これを法システムの機能という観点から見ると、裁判所の法解釈が安定している限りで、裁判所が法規範をどのように理解（観察）しているかを人びとは参照（二次の観察）することによって、人びとはお互いに何を規範的に期待できるかを確定でき、その結果、各人がそれを足場に複雑な行動計画を練り上げ、相互にそうした行動計画をすり合わせるができる。これが、法システムの行動予期の安定化機能である。

また、その他、法システムが正常に作動している限り、権利の実現が図られるのも見やすい。さらに、判例があいまいなところを残しているとか、判例に批判がつよく判例変更の期待が高まっているなどの事情で裁判所の法理解が不安定化しているところでは、あえて裁判所に事件が持ちこまれ、その結果、法規範を詳細化する判決が出されたり、新たな判決が出されたりすると、以後はそれが現場での法使用の相場となる。これは、最初は裁判当事者となった市民の主観的な法理解であったものが、社会で通用する法規範となったわけで、つまり、社会の外から社会の内に規範が移入されたことになる。つまり、法システムは社会の外（人びとの心）にある規範を社会の中に取り入れたれ入れなかったりする選択作用を果たしているという意味で、法システムは社会の免疫システムであるという。

## 2 政治システム

政治システムについてルーマンが語るところを読むと、彼はおよそ、政治システムを構成するコミュニケーションには、①与党／野党を主導的区別とするによるコミュニケーション、②権力を媒介にするコミュニケーション、③権力の行使についての期待的評価的コミュニケーションが含まれると見ているようである<sup>89)</sup>。これらが絡み合って全体としての政治的コミュニケーションがなされていく。

①の与党／野党を主導的区別とするによるコミュニケーションとして具体的には次のようなことが考えられている。A党がAプログラム（綱領）を、B党がBプログラム（綱領）を掲げて選挙戦を戦う。選挙の結果でA党が与党になると（ここで国民がA党のプログラムにYESと行ったことになる）、Aプログラム（政策）が国家の政策になり、Aプログラムの具体化の過程が始まる。その展開過程を見つ、世論形成が行われる。次の選挙では、いろいろの綱領を掲げる政党が立ち、どの政党が与党になり、どの綱領が国家の政策になるかには、それ以前に形成された世論が大きな役割を果たす。したがって、このコミュニケーションの一周期は選挙から選挙の間の、多くの場合数年にわたる長いものである。

選挙と選挙の間で世論が形成される過程においては、②権力を媒介にするコミュニケーション、③権力の行使についての期待的評価的コミュニケーションが行われている。

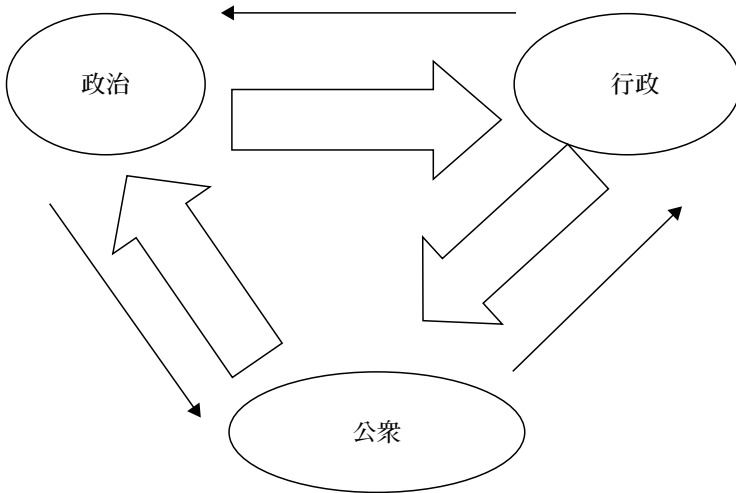
ルーマンによれば権力（Macht）とは、ある人の行為が別の人の行為の前提として受け入れられる（YESが言われる）蓋然性を高めるコミュニケーション・メディアである。選挙で示された国民の意思は、狭義の政治界での政策形成の前提として受け取られ、プログラムが立法機関で制度化されると、行政組織にはそれが実行されるべきプログラムとして受け渡される。行政機関においては、上級者が下級者に対し権力を持つことによって、上級者の決定が下級者の行為（意思決定を含む）の前提となるということが繰り返され、次第に当初の一般的抽象的プログラムは次第に具体化され細分化される。そして、官職保持

者と一般市民の接点にいたり、そのプログラムは、公衆への拘束力ある決定に転換される。こうした執行を公衆はさまざまに評価し、次の選挙にその評価を反映させる。これは公式の権力循環と言われる（図6 ニクラス・ルーマンによる民主制における公衆、狭義の政治、行政の間の権力循環ではブロック矢印⇒で表している）。

しかし、ルーマンは、これとは逆向きの権力循環が存在することにも注意を促している。かれによれば、権力は、ある人が他の人の避けたい事態を実現しうる立場にあることによって作動する。したがって、たとえば、上級者が下級者の行動を通じて一定の事態をスムーズに実現したいという意図を持っている場合で、かつ、予定されている前者から後者への指図に関連して後者がその指図に協力したり拒否したりする選択肢を有している場合には、その選択肢（協力の撤回や指図の拒否）を自由に出来る範囲で、また、その選択肢が上級者にとって重要である範囲で、下級者が上級者に対して権力を行使しうる。公衆は行政に対する協力や拒否を通じて、行政は専門知識や草案の作成を通じて、狭義の政治界は政策提案の定式化を通じて、それぞれ他方に権力を行使しうる。ルーマンはこれを非公式の権力循環と呼んでいる（図6 ニクラス・ルーマンによる民主制における公衆、狭義の政治、行政の間の権力循環では矢印←で表している）。

そしてこうしたなにもものかになものかに対する権力の行使の一つ一つが（権力行使者の選択を被行使者が自らの行動の前提として受け入れることに明示的でないし黙示的にYESを表明するたびに）コミュニケーションの一周期になるので、①よりずいぶん短い周期の波動である。

図6 ニクラス・ルーマンによる民主制における公衆、狭義の政治、行政の間の権力循環



③大小の政治的決定や政府機関の行動にたいする期待的評価的コミュニケーションは、噂話と同様のメカニズムで伝播するので極めて拡散的であり周期も早い(日常会話のYESでよいので)、世論の形成にとって極めて重要である。なお、①政府/野党に志向したコミュニケーション、②権力行使のコミュニケーションにも、その内容として政治に対する当事者の期待や評価が含まれるのは当然であるので、ここにいう③期待的評価的コミュニケーションは、①②とは区別される独自のコミュニケーションを指すものとする。

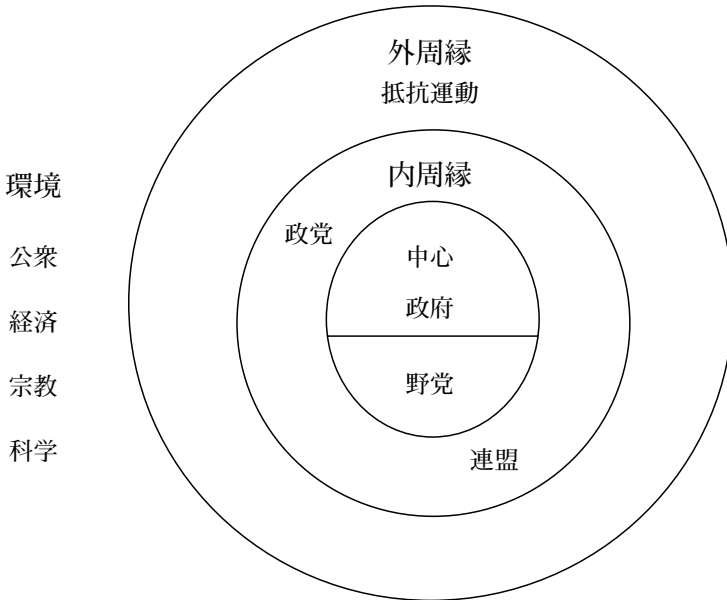
①の大きなコミュニケーションの循環に②③の小さなコミュニケーションの循環が合流して全体としての政治的コミュニケーションが成り立つことになる。

政治システムも中心と周縁に構造化されている<sup>90)</sup>。政治システムの中心は政治的選択をする選挙であり、選挙の結果、与党の綱領(Program)がその後の国家機関の行動のプログラムとなる。そのプログラムの実行、適用の結果は個々の国民の生活に直接影響し、政治的に評価される。国民の中に大きな不満をいだく層が存在すれば、さまざまな抵抗運動(Protest)が生じるかもしれ



ない。国民による政治の評価や抵抗運動の活動は世論の形成を通じて次の選挙の結果に影響するであろう。抵抗運動はルーマンにおいて決して小さくない意義を割り当てられている。それは、あたかも社会の外に立つかのごとくすることで社会全体を観察する立場に立つという特異な位置を有し、その結果、あらゆる既存の文脈に再考を迫る問題提起をする可能性を持つのである。

図7 ニクラス・ルーマンによる狭義の政治の中心／終焉-分化



Jan Fuhse, 2005, S. 89

### 3 古典的な政策過程モデル

以上を前提に政策過程における法システムと政治システムの交差を一般的に考えてみよう。まず政策過程のすべてにおいて政治的コミュニケーションが行

われているのはあきらかである。たがこの過程を少し立ち入ってみれば、法的コミュニケーションも行われているのも明らかである。法使用あるところ法的コミュニケーションあり、なのであるから。したがって政策過程のいたるところで法システムと政治システムは交差していることになる<sup>91)</sup>。

政策過程が社会ごと政策領域ごとに多様であるということは、すなわち、法システムと政治システムの交差のパターンが多様であるということにほかならない。しかし、古典的と目される政策過程をモデルとして構築し、そのようなモデルのもとで法と政治の交差はどのように生じるかを、今まで導入してきた概念で以って記述し、いくばくかの推論をすることは十分に可能であるし、それが単なるモデルに過ぎないということを忘れなければ有益であろう。ポイントになるのは、政策過程に実体的規範でどのような制約が課されるか、手続規範で手続の参加者となりうるものがどのように規定され手続の進行段階に応じた手続的権能の配分がどのようになされるか、などである。

選挙のコミュニケーションの一周期は、前の選挙で議席の配分が決まって（その議席配分に有権者がYESと言ったことになる）から今度の選挙で新たな議席配分が決まるまでである。選挙と選挙の間には、公衆同士の間、公衆と狭義の政治界に属する行動主体との間での期待的評価的コミュニケーションが短い周期で社会のなかを駆け巡る。A党支持の市民から市民へのコミュニケーション・ネットワークとB党支持の市民から市民へのコミュニケーション・ネットワークは異なりうる（コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ）。コミュニケーションの名宛人の範囲に限定はない。法規範による統制は、扇動の排除、不公正な政治活動の排除などのほかはあまり存在しない。

国会の機能は多様であるが、政策の遂行のために法律の制定が要求され現に制定されることがあり、そのケースが、法システムと政治システムとの相互関係との関連では重要である。法的規律がすでに及ぼされている領域での立法の場合には、前の立法（法律成立の時点で国会がYESを言ったことになる）から次の立法までが一周期である。ここでは、前の立法に対する評価、次に制定されるべき法律への期待が内容になるので、ここで行われる政治的コミュニケーションは期待的評価的コミュニケーションが主となる。この場面での法規範に

よる統制は、憲法上の手続的実体的制約、国会を組織する規範、既存の法との整合性などであるが、一般には法的規律はそれほど強くない。このコミュニケーションの名宛人は国会の構成員である（図7 ニクラス・ルーマンによる狭義の政治の中心／終焉 - 分化の「中心」）。もちろん期待的批判的な政治的コミュニケーションは国会外部でも一般市民を名宛人として行われているが（図7 ニクラス・ルーマンによる狭義の政治の中心／終焉 - 分化の「内周縁」「外周縁」「環境」）、この二つの評価的期待的コミュニケーションは、一つのコミュニケーションにおいて交差するという関係にはないので、相互浸透は生じない。ただし、別の機構を通じた後者から前者への影響もありうる。ルーマンの理解では、狭義の政治は「世論」を自らの「鏡」として自らの方向を定めるのであるが<sup>92)</sup>、世論の形成に後者の評価的期待的コミュニケーションは寄与するからである。

ここまでは、法規範の統制はあまり強いものではなく、政治勢力間の政治的資源（市民の対する説得力なども含む）の配置が上記の諸評価的期待的コミュニケーションの帰趨を決する度合いの方が、一般には高いであろう。したがって、一般的には、制定された法律の内容に上記の政治的コミュニケーションを経た政策選択が反映する度合いの方が、ここまでの政治過程を枠づける上記の諸規範の規範内容が政策の内容を決定づける度合いよりも大きいであろう（浸透の方向性定理<sup>93)</sup>）。

立法は、次の立法までの一周期の起点でもあれば、政策プログラムとして行政に渡され権力的コミュニケーションの起点にもなり、場合によっては憲法裁判にいたる法的コミュニケーション<sup>94)</sup>の起点にもなる。

立法は、通常の政策過程においては、権力的コミュニケーションの起点としての意義が重要である。古典的モデルでは、この段階では、相当の範囲の行政から市民への権力行使<sup>95)</sup>＝政策実施は同時に法的コミュニケーションでもあることが多く（両システムの交差＝相互浸透の発生条件充足）、政策実施が法律内容の実現となるように、つまり法システムから政治システムへの一方的な浸透が生じるほどに、法律の枠付けは可及的に厳格であるのが理想とされた（浸透の方向性定理）。

この政治的コミュニケーション（のうちの権力行使のコミュニケーション）＝法的コミュニケーションにおいて、古典的モデルでは、市民側の名宛人は、政策実施を授権ないし統制する法規範の構成要件の人的要素に該当するものか、その法規範に定められた正負のサンクションの名宛人になっているもの、その他の当該決定手続に妥当するに手続規範によって定められたものに限定される。

行政から市民への権力行使の過程で同時平行的に、あるいは前後して、その権力行使についての期待的評価的コミュニケーションが進行することは充分ありうるが、そのコミュニケーションの名宛人がその権力行使の名宛人と重ならない限りで<sup>96)</sup>、権力行使のコミュニケーションと期待的評価的コミュニケーションは交差せず、相互浸透は生じない。また、行政過程には、狭義の政治界と異なり、当該時点での世論ではなく事前に定立されている法規範に志向するよう要請されているので、世論の鏡機構を通じた、期待的評価的コミュニケーションから権力行使のコミュニケーションへの影響もほとんどない。このように分離された期待的評価的コミュニケーションは、次の選挙や立法過程に接続していくべきものとされる。国家機関の市民への権力行使は、市民の期待的評価的コミュニケーションの対象となるが、場合によっては訴訟が提起されて裁判所の審査を受けることになる。

古典的な政策過程のモデルでは、選挙と狭義の政治界での議論を通じて形成された国民意思を具象化した法律を行政機関はたんなる執行機関として執行するとされる。このモデルの特徴は、政治の期待的評価的コミュニケーションから法への浸透を立法の一点に集中して、以後は、公式的権力的コミュニケーション＝法的コミュニケーションと評価的期待的コミュニケーションの厳格な峻別を行うことである。

総じてこの過程では、同時に法的コミュニケーションでもあるところの権力行使のコミュニケーションと、期待的評価的コミュニケーションの厳格な分離が特徴であり、その分離は当該手続に直接の関係者のみを包摂し他のものを排除するということにより、制度的担保されている。裁判では、原告・被告・裁判所のみが名宛人である。

#### 4 科学システムと政策過程

##### (一) 科学システム<sup>97)</sup>

ルーマンによれば、真理 (Wahrheit) とはある人の体験が別の人の体験の前提として受け入れられる蓋然性を高めるコミュニケーション・メディアである。そして、科学システムは、真理／非真理の区別に照準するコミュニケーションからなる社会システムである。真理というコミュニケーション・メディアは日常生活のなかでも用いられるが、自然現象にかんしては、科学システムが事実上、何が真理かを決定している。

科学システムと他の社会システムの関係を考える場合には、科学的コミュニケーションの名宛人には、能動的名宛人と受動的名宛人がいることに注意すべきであろう<sup>98)</sup>。ある仮説が真理と認定されるかどうかは、科学者共同体で共有されている方法論を基準に、実験結果などが根拠となって決定される。これは、能動的名宛人間の科学的コミュニケーションである。他方、能動的名宛人間で真理とされた理論が受動的名宛人に伝えられるコミュニケーションもある (コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ)。したがって、科学的コミュニケーションにも知識産出的コミュニケーションと知識伝播的コミュニケーションの種別があることになる。知識産出的コミュニケーションのループが科学システムの中心であり、周縁部にむけて知識伝播的コミュニケーションの波動が伝わっていくこととなろう (中心／周縁-存在テーゼ)。

科学的知識がまったくの真空から生み出されることはあまりなく、たいいてい問題領域には先行知識が存在する。知識産出的コミュニケーションの一周期は、その先行知識の成立から、その先行知識を修正する仮説やその先行知識を前提にするより詳細な仮説などが提示されて科学的コミュニケーションが活性化され浮動状態を経て、その仮説が真理と認定される (仮説にYESと言われる) までである。知識伝播的コミュニケーションの一周期は、ある人の知識の伝達行為からその知識がある人に受容される (YESと言われる) までである。

一般的には、知識産出的コミュニケーションの周期の方が、知識伝播的コミ

コミュニケーションの周期より長いであろう（異波長波動並存テーゼ）。したがって、ある知識領域に複数の仮説が乱立して浮動状態にある（まだ一周期が完結していない）間に、特定の仮説を真理とみなす人たちの間で知識伝播的コミュニケーションが生じる可能性がある。この場合、ある仮説を真理とみなす人びとの系列と別の仮説を真理とみなす人びとの系列が存在しうる（コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ）。

問題は、こうした科学システムのコミュニケーションの波動が政策過程とどのように交差するかである。スタッフ・委員会型では、科学知識は、一般市民への一般的な伝播により市民たちが評価的期待的コミュニケーションを形成しひいては世論を形成する素材になったり、あるいは、国家機関内のスタッフや特に依頼された科学者を通じて科学知識が政策過程に流入することになる。

では、当事者代理型と特別手続導入型では、どうなるだろうか。これらはかなり複雑なのでおのおの一つの項目を必要とする。

## （二）当事者代理型

当事者代理型では、政策過程と科学知識の関係は古典的政策過程モデルに近いが、その他に、当事者や利益集団による科学者の動員が重要である。

以下、説明の便のために、「組織」「抵抗運動」という概念を導入しておこう。ルーマン派において、組織とは、成員資格で画される人びとの間のコミュニケーションからなる社会システムであり、そのなかでは決定の連鎖が生じる。したがって、組織は特定の人びとを成員として包摂すると同時に他のものを排除し、かつ、包摂された人びとの間には一定の同質性を要求することになる。その意味で、組織は一面では、排除と同質性のメカニズムであるとも言える。だがルーマン派では、現代社会において組織が重要な役割を果たしていることの意義を、社会の中には同種の組織が複数存在することのうちに見る。すなわち、ある組織に排除された人びとは同種の他の組織に包摂されるのである。したがって、現代社会が組織の社会であることによって、かえって、全体社会のレベルでは、包摂と多様性が増大するのである<sup>99)</sup>。

社会運動の場合は組織と異なり、成員資格も決定の連鎖ももっと流動的だが、排除と同質性を通じての包摂と多様性の増大ということでは、本質的には同じ役割を果たしていると言えよう<sup>100)</sup>。

社会のなかでは、特定内容の評価的期待的コミュニケーションのYESの系列と別の内容のYESの系列がまだら模様になりねじりあっているのであるが（コミュニケーション・ネットワークの粗密存在テーゼ）、それぞれの組織や社会運動の内部の人間同士では政治に対する評価や期待はある程度似通っているであろうから、組織や社会運動は、社会の中での評価的期待的コミュニケーションの分布のありかたを大きく規定するであろう。個々の市民は、もちろん単独でも政治的コミュニケーションの名宛人たりうるが、その他に、なんらかの組織や社会運動に包摂され、かつ、それらの組織や社会運動が政治的コミュニケーションの名宛人となっていれば、その組織や社会運動を通じても政治システムに包摂されることになる。

こうして組織と抵抗運動の活動のあり方は、個々人の政治システムへの包摂／排除のありかたを大きく規定することになる。

当事者代理型の政策過程は、古典的政策過程モデルに近いが、利益集団がルーマンの言う非公式的権力循環のルートを使って立法府や行政府に影響力を行使するさいに自己の政策要求を正当化する科学者を動員したり、裁判の場面で当事者が鑑定を依頼したりするという形で、人びとの期待的評価的コミュニケーションと科学知識が政策過程に浸透することになる。当事者代表型を選択する場合には、これら利益集団や当事者の活動が科学知識の動員も含め十分に活発で競争が公正に行われるように配慮することになる。

### （三）特別手続導入型

古典的モデルにおいては、政策過程の後の段階はその段階を規律する手続的規範に服すると同時に前段階の決定を実体的決定前提として受け入れることになっている。おのおのの段階のコミュニケーションは官職保持者間、官職保持者 - 直接の関係者間で行われる。

特別手続導入型は、それにたいして、ある段階の実体的基準策定の前の段階に、上記の者以外が参加する議論手続を挿入するところに特徴がある。

さて、この手続はシステム論的にはどのように分析されるだろうか。ルーマン派システム論とヴィルケ派システム論の混同がしばしば生じるのでこの点について少し触れておきたい。

たとえば、政治家、科学者、経済団体、労働団体が参加する特別手続を導入したとしよう。政治家は政治的合理性を、科学者は科学的合理性を、経済団体は経済的合理性を、労働団体は生活者の合理性を、それぞれ盾に交渉するかもしれない。するとここでは、本来なら相互に自律的におのおのの合理性を基準に作動している政治システム、科学システム、経済システム、生活世界が、この交渉の場でおのおのの合理性を調整しあっているということになるのだろうか。ヴィルケ派システム論ではまさにそう考える<sup>101)</sup>。しかし、この理論では、第一に、後に見る当事者対向型政策過程でも政治システム、法システム、科学システムの連動が生じていることが視野から消失してしまい、不当である。第二に、もしそのような交渉システムの交渉結果が社会に有効に作用するとしたら、それは参加集団がその参加の諸集団や諸個人を有効にコントロールできるというコーポラティズムの前提が満たされていたときである。諸集団が交渉しているのに過ぎないのに政治システム、経済システムその他のシステムそのものが交渉しているかのように語るのとは、このコーポラティズム的前提の存在を忘れさせ、交渉システムに楽観的に過ぎる評価を与える誘因になり、不当である。

それにたいしルーマン派システム論では別のように考える。まず、支払い／非支払いに照準する経済的コミュニケーションは行われていない<sup>102)</sup>。しかし、政治的コミュニケーション、法的コミュニケーション、科学的コミュニケーションが同時に行われるので交差はしており、相互浸透も生じることになる。しかし、議論手続の段階に注目すると、法規範はほぼ手続的統制だけなので、法から科学システム、政治システムへの浸透はほとんどない（浸透の方向性定理）。また、交渉手続の結果も正式に法定立手続に載せないと法規範にならないので、交渉成立の時点では、法システムへの浸透は生じていない。



したがって結局、議論手続は主として政治システムと科学システムの相互浸透メカニズムと見るべきである。では特別手続導入は、その相互浸透パターンをどのように変容させるのであろうか。

古典的政策過程モデルでは、科学知識は、一方で知識伝播的コミュニケーションの波動を通じて個々の市民に届き、各市民の期待的評価的コミュニケーションの形成の素材となる。また科学知識は他方で、知識伝播的コミュニケーションの波動を通じて国家機関の政策スタッフに伝播し、政策判断の根拠となる<sup>103)</sup>。たが、その政策判断の過程は一般市民には見えにくい。そこで、政策執行にたいする評価的期待的コミュニケーションの内容は執行の結果を見て形成されることになる。また、古典的政策過程モデルでは、手続参加者を厳格に絞ることで、市民による評価的期待的コミュニケーションを立法の一点でだけ後の法的コミュニケーション＝権力的コミュニケーションにむけて流し込もうとしていた。

それにたいして、特別手続を設けると、第一に、政策過程の参加者が拡大するので、そのぶん、期待的評価的コミュニケーションと法的コミュニケーション＝権力的コミュニケーションと分離が緩み、相互浸透の幅が広がるのが重要である。手続に特定の組織や社会運動が参加すれば、それらに包摂されている市民たちはそれらをつうじて彼らの評価的期待的コミュニケーションを法的コミュニケーション＝政治的コミュニケーションに浸透させやすくなる。また、おおくの議論手続の場における科学システムと政治システムの交差が生じる（アーベルス＝ボラの分類ではモデルⅡからⅦ）。科学システムで当該手続において論点になっている事項についての専門家の意見が一致している程度が高いほど、その場での伝播的科学的コミュニケーションの自由度は低いので、交差が生じた場合の政治システムへの浸透の程度は大きくなる（浸透の度合い定理<sup>104)</sup>）。

第二に、コミュニケーションの密度も異なってくる。通常は知識伝播的コミュニケーションにおいて知識はかなり一般的な内容で伝達されてゆく。しかし、手続のなかではその知識は具体的適用条件との関係づけや社会内の利害状況との関係づけがなされ、そのように具体化された知識の対立状況が明確になるこ

とが期待される。

第三に、その手続が公開されている範囲で、手続に直接には参加していない一般市民にも政策判断の判断根拠が見えやすくなるので、政策過程外部での評価的期待的コミュニケーションも政策判断の根拠にまで踏み込んだ内容形成が可能になると期待される。

要するに、特別手続の導入によって、特定のリスクについて科学知識が具体化され、その具体化された科学知識が政策過程に浸透し、その具体化された知識が政策過程外での評価的期待的コミュニケーションを活性化するとともに、手続に参加した組織を通じての政治システムへの包摂が進行するわけである。そして、これら三点のどれに重点がおかれるか、また、それぞれの具体的あり方はどうなるかなどは、手続参加者の範囲、手続参加者のもの手続的権能の配分、政策過程との接合の場所と強度、に左右されるということは、アーベルス＝ボラが指摘するとおりであろう。

## 5 科学評価制度の選択視点

リスク処理を段階に区切り、段階ごとの名宛人の種類と範囲、統制する規範（実体的規範／手続規範、規律の密度と強度）によって、政治システム（政権選択のコミュニケーション、権力行使のコミュニケーション、期待的評価的コミュニケーション）と科学システム（知識産出的コミュニケーション、知識伝播的コミュニケーション）の相互浸透のパターンが異なり、また、人びとの政治システムや科学システムへの包摂／排除のパターンが異なってくる。このようにみると、スタッフ・委員会型、当事者代理型と特別手続導入型は、こうしたリスク処理過程の三大類型であり、いずれも、過程の全体として、科学的に適切で、かつ、人々のものの見方の違いを的確に拾い上げ調整することが目指されており、機能的に等価である。

ここまでのところは、クリンケ＝レン、レンやアーベルス＝ボラの所説を適宜ルーマン派の枠組みのなかに取捨選択しながら描きこんできたに過ぎないので、ルーマン派の内部ではおそらくコンセンサスを得られるところと思う。で

は、どの型を基本的なものとして採用すればよいのか。スタッフ・委員会型は事実上、かなりの国ですでに導入されていて、日本で問題になるとすればレンも言うようにその公開度であろう。問題はそれに加えてさらに公衆の関与を増していく必要があるとすれば、当事者代理型と特別手続導入型のどちらを基本に据えていくべきなのか、である。実はここにいたると、ルーマン本人と、現在のルーマン派リスク論の第一人者ヤップの間の見解の対立が目立つのである。

ルーマンはどちらかという当事者代理型に肯定的であり、ヤップは特別手続導入型に好意的である。両者の違いは何処から出てきたのだろうか。すでに両類型を政策過程と位置づけたので時間というものが視野に入ってきてはいるが、しかし、この段階では、出来事の進行を位置づける座標として存在しているだけであり、時間の次元そのものを分析対象にしているわけではない。そこで、時間の次元そのものを分析対象にすることによって、さらに諸制度を比較するための追加的視点が得られないかが次の課題となろう。実際、ルーマン自身が次のように言っている。

「・・・リスクマネジメントにおいては時間の流れが重要で政治的には決定的な役割を果たす。あらゆる重要な観点の把握できない『同時に』の代わりに、一系列の決定が現れる。この系列は、政治システムの諸時間構造によって、句読点を打たれる。つまりたとえば、政治的選挙のリズム、立法議会の任期、政府の安定性ないし不安定性によって。しかしまた、決定過程やコンセンサス発見過程の予見可能な時間消費によっても句読点を打たれる。この時間消費は、急迫化したり遅延させたりという戦略によって加減をつけられうるが、しかし、自由に圧縮したり延長できたりするものではない。そのさい政治システムの『固有時間』は、全体社会システムとその環境のなかで一系列の出来事を配列するところの時間とは区別される。だから、政治システムの固有時間は、外部からの衝撃から保護されているのではない。固有の時間秩序を持つということだけですでに、政治システムは、環境による恒常的な攪乱にさらされるのであり、なんらかの選択をなすためにはある程度の頑強さと無関心さを必要とする。そういうことに人びとはなにかしら反応するだろう。しかしそれでも、

こうしたことは特定の行動主体の決定の自由とは理解されえない。それがどうしてもそうならざるをえないのは、政治システムが作動的に閉じており、固有の諸構造によって決定されるシステムとしてのみ、そしてまた、非トリビアルな歴史的機械としてのみ、自己組織化された再帰性にに基づいてのみ、なすことをなしうるからなのである。]<sup>105)</sup>

こうしたルーマンの示唆に従い、政策過程の内部の時間性構造と環境の時間性との関係という二つの視点から考察してみよう。

まず、政策過程の内部の時間性構造に着目してみよう。個々の市民 → 世論形成 → 選挙 → 立法 → 法執行としての国家活動 → 裁判所による事後の救済 → 個々の市民 という一つのサイクルは、選挙 → 選挙という大きな波動の一周期のあいだに、小さな周波の権力行使のコミュニケーションと評価の期待的コミュニケーションの波動が数限りなく生じ、それらが折り重なって、全体としての政治的コミュニケーションが成立している。

そしてルーマンの見るところ、個々の市民 → 世論形成 → 選挙 → 立法 のどこかで「全体としての国民」(Volk) というフィクションが現実性を帯びなければならない。個々の市民 → 世論形成 → 選挙 → 立法 → 法執行としての国家活動 → 裁判所による事後の救済 → 個々の市民 というサイクルは「全体としての国民」(Volk) というフィクション再帰的に現実化され更新されるメカニズムでもあるのである。「全体としての国民」というフィクションが再帰的に現実化されることは、政治システムからみれば、その作動のループが閉じるための現在のところの前提条件であるにすぎない。しかしそれは、概念史的に見れば、個々の市民が互いに異なった存在であることを相互に承認しつつ同じ国民同士として同じ法に服するための前提条件という役割を担ってきており、この概念が融解してしまってよいというほどの歴史段階に現在すでに達していると断言するのは困難であろう<sup>106)</sup>。

波動の比喻で言うと、同じ方向に進行する複数の波動が重なり合うと、1つの合成派が成立する。参加手続が過剰になると大循環の波動の姿が不分明になり、「国民」という概念が融解してしまう虞がある<sup>107)</sup>。私見では、ルーマンが

特別手続の導入に積極的でないのは、一つにはこういう理由によるものである<sup>108)</sup>。ヤップは、コミュニケーションの波動モデルに自覚的に立っていないので、同一システムにおける内異波長波動の並存という事態を見落としてしまったのではないかと思われる。もっとも、この虞は、特別手続の結果が政治システムの権力的コミュニケーションに過剰に直結する場合に大きいであろうが、それに対して、政治システムの評価的期待的コミュニケーションの活性化に照準する場合にはその虞は小さいであろうけれども。

次に、政策過程の環境との関係で政策過程の時間性を検討してみよう。既述のように、当事者代理型と特別手続導入型とでは、いわば政策過程のテンポが異なるのであった。ルーマンが当事者代理型を基本的に支持するのは、一回の政策過程ではそれほど多くの視点が反映されなくても、いわば回転数を上げれば、長い目で見れば、事後的な政治的な批判や裁判所のチェックに早く何度もさらされることになるので、結局ははやく多様な視点が政治過程にのぼってき、試行錯誤をへて適切なものが残っていくと考えるからである。他方、ヤップが特別手続導入型、とくに参加手続を支持するのは、むしろ、政策過程に特別手続を組み込むと、最初の決定までの時間が長くなり、ゆっくりになるからである。彼の言い分によると、急がばまわれで、最初の決定までに多様な参加者を手続に参加させることで、多様な視点が政策過程に反映するまでの時間は結局は早くなるのである。

いずれにせよ多様な視点が政策過程に反映し適切なものが残っていくテンポが問題である。だが、はやいと言い、遅いと言っても、それらは相対的概念なのであり、何と比較してそれ言うのかを明示しなくては没概念である。では、それは何か。法システムと政治システムからなる政策過程と比較されるのであるから、その環境であるほかない。つまり、本稿との関係では、一つは科学システムである。そしてもう一つは人びとの意識が現に有するテンポである。さらにもう一つは自然界（有機構成体としての人間の身体も含む）である。本稿との関係で、科学システムが政策過程にとって有意な環境であることについては言うまでもない。意識システムについてはこうである。集散的に拘束力ある決定を作出するのが政治システムの機能であるから、政策過程のテンポは技術

の使用・不使用に関しての全体社会レベルでのテンポであり、全体社会のテンポと直接に比較されうるのは、全体社会の唯一の直接的な環境であるところの、人々の意識システムのテンポ以外にはありえない<sup>110)</sup>。以上の二者は、いずれも意味世界に属する。しかし、自然界は意味世界の外部にあり、人びとのコミュニケーションや意識と直接の接触関係には立たない。しかし、政策過程における決定は人びとの行動を通じて自然界に作用しその結果のあるものは人びとに意識されることなりそのまたあるものはコミュニケーションの場に持ち出されることになる。したがって、政策過程にとって自然界も有意な環境である。

結局、マクロな時間構造に照準する限り、問題は政策過程と個々の市民や科学との時間的同調である。したがって、市民層のリスクに対する理解と発言のテンポ、(多様に分岐する) 政治的コミュニケーションの速度と経路、(多様に分岐する) 科学的知識の伝播の速度と経路などに注目しつつ、全体として、事実在即し、かつ、人びとのものの見方の違いを的確に拾い上げ調整しうるのはどちらの型かを、慎重に見定める必要がある。

では、ルーマンとヤップの判断の違いはどこから来たのであろうか。一つには、人びとの意識と科学システムのテンポとの同調関係に対する事実上の評価の違いであろう。人びとの意識と科学システムのテンポについては、社会ごと時代ごとにより異なるので、ルーマンとヤップのどちらが理論的に正しいかという次元ではなく、自らの住む時代と社会を素直に見つめる姿勢の方が重要であろう。これは意味世界における環境との関係である。

もう一つはすでに触れたことであるが、リスクマネジメントの戦略として、一般的傾向として、ルーマンの方が科学技術の広義の市場への解放に楽観的(試行錯誤による洗練)、ヤップの方がリスク忌避的態度に好意的という違いがあり、それが当然、当事者対抗型と特別手続導入型に対する評価に反映している。ただ、これについてもルーマン自身がカタストロフィー的な被害を引き起こしうる科学技術に対してはリスク忌避的態度を採ることを当然視していることを考えあわせると<sup>111)</sup>、ルーマンとヤップのどちらが理論的にどちらが正しいかという次元よりも、問題としているリスクの性質を性格に見定めるといふ姿勢の方が重要であろう。これは、意味世界外の環境との関係である。リスク

によっては、特別議論手続、もしくはスタッフ・委員会型で委員会の設置をして慎重に検討するのが賢明な場合もあるかもしれない。

もっとも、両者の型は、近代法の想定する基幹的政策過程を多かれ少なかれ前提としている点で共通しているので、理論的には、両者の混合戦略をとることは充分可能である。本稿では、科学技術評価制度を、スタッフ・委員会型、当事者対抗型、特別手続導入型に分けたが、別の視点からいえば、スタッフ機構の整備、当事者対抗型のための基盤整備は、政策過程のルーティーンにかかわるものであり、委員会と特別手続は問題に応じて設置されるものである。したがって、ルーティーンのあり方をスタッフ型と当事者対抗型の適当なバランスで決定し、適宜、委員会や特別手続を導入するということも理論的には充分に可能である。それゆえ、前述のような虞が大きくないのであれば、特別手続を導入することは原理的に不可能ではない。

その場合は、手続参加者の範囲、手続参加者への権限の配分などの手続規範、政治過程との接合の仕方などにより、パフォーマンスがかなり異なってくるので、検討されるリスクの性質と手続を設置する目的との関係で、どの手続類型を選択すべきかを検討すべきである。この点については、本稿で紹介したアーベルス=ボラのものなど、近年の比較研究が出発点としては有益であろう。それでも残る問題は、適切な参加者を得て時間的社会的経済的費用に見合う効果が期待できるかである。

最後に制度選択に関して事後の観察が重要であることに注意が必要である。制度選択に関して、時代や社会、リスクの性質の観察が重要であることは上述したとおりだが、ルーマン派の見地に立つ限り、その観察が正しかったかどうかは事後的にしかわからない。それはたんに人間の認知の限界の問題ではない。ルーマン派の見方では、同時性の条件において触れたことから明らかのように、生じることはつねに同時に生じ、あるシステムとあるシステムが関係する場合、両システムが同時に変化してしまう。だから、一方のシステムが他方のシステムを一方向的に制御するという関係には原理的に立ちえないのである。したがって、環境との関係は事後の観察を精密に繰り返すことによってしか正しく調整することはできないのである。もしこのような考え方は余りに希望がないと

思われるのであれば、そうであればこそやはり事後の観察が重要であると強調しておきたい。ある試みの結果として事前には誰も目的とはしていなかったコミュニケーションのループが生じ、そのループのあり方にわれわれは希望を発見することが出来るかもしれない。これがシステム信頼ということの一つの側面である<sup>112)</sup>。こういう希望を悠然と見過ごせるほどにリスク社会とは安心できる社会なのであろうか？

## おわりに

現代社会では、科学の進歩に伴い、一方では多くの人々に大きな便益を提供することが可能であると同時に大きな被害も与えかねない技術が次々と生まれている。そうしたなかで、あれこれの技術と技術の産物を使用すべきかいなかを全体社会レベルで決定しなくてはならないことが増え、そのための政策過程をどのように構想すべきかが問題になっている。とくに問題になるのが、それを議論する制度枠組みをどのように整えるか、どのような概念を使用して議論すべきかである。

本稿では、リスク社会の問題を、未来が不確定ななかで他の人に影響を与えてしまう決定を現在の時点で下さなくてはならないというジレンマのなかに見た。すなわち、事実と事実の関係（典型的には因果関係）が問題になる事実の次元、人々のものの見方の不一致が問題になる社会性の次元、人々がもろもろの出来事を時間的に配列するときの位置づけ方が問題になる時間の次元、のおのおので緊張が高まるということを意味する。

こうした観点から、リスクを議論する制度枠組みをどのように整えるか、どのような概念を使用して議論すべきかについて、本稿では、上記の三つの次元をともに考慮に入れるアプローチとしてルーマン派システム論を基本的には採用して、おおよそ次のような結論を得た。



## 1 リスク評価の法的枠組み

リスク評価の法的仕組みとしては、大きく分けて、スタッフ・委員会型、当事者対抗型と特別手続導入型がある。それぞれは、政策過程を複数の段階に区別し、段階ごとに処理されるべき事項と参加者の範囲、決定前提を変えることによって、全体として、事実在即し、かつ、人々のものの見方の違いを的確に拾い上げ調整することが目指されており、機能的に等価である。

政策過程の開放性が次第に要求されるなかで、スタッフ・委員会型でも議論過程や議論の成果の可及的な公開が必要な場合がでてくるのは間違いないであろう。難しいのは、リスクの種類によっては、それ以上の公衆の関与が要求される場合である。

当事者対抗型は、個々の市民 → 世論形成 → 選挙 → 立法 → 法執行としての国家活動 → 裁判所による事後の救済 → 個々の市民という、近代法が前提とする基幹的政策過程に向けて、個々の市民や利益集団が自己の政策要求を正当化しうる科学的知見を動員するものであり、この科学知識の動員が十分に活発かつ公正に行われるように制度的な配慮を行うものである。

特別手続導入型は、上記の基幹的政策過程を前提に、特定のリスクに関して、その処理の実体的基準を決定する前段階に、一定の参加者（当事者、利益集団、科学者、政治家など）を一定の手続規範のもとで議論させる手続を導入するものである。

マクロな時間構造の点から見ると、前者では、科学技術の投入 → 事後の政治過程や司法過程での検証という試行錯誤のインターバルが短い、後者では、議論手続を前置する結果最初の決定までに時間をかけるという違いがある。どちらが基本的に採用されるべきかは一概に言えない。しかし、マクロな時間構造に照準する限り、問題は政策過程と個々の市民や科学との時間的同期である。したがって、市民層のリスクに対する理解と発言のテンポ、（多様に分岐する）政治的コミュニケーションの速度と経路、（多様に分岐する）科学的知識の伝播の速度と経路などに注目しつつ、全体として、事実在即し、かつ、人びとのものの見方の違いを的確に拾い上げ調整しうるのはどちらの型かを、時代や社

会に即し、慎重に見定める必要がある。

また、特別手続の導入や委員会の設置は、リスクに対して慎重に構える姿勢の表れでもあるから、

もっとも、両者の型は、近代法の想定する基幹的政策過程を多かれ少なかれ前提としている点で共通しているので、理論的には、両者の混合戦略をとることは充分可能である。

ただし、個々の市民 → 世論形成 → 選挙 → 立法 → 法執行としての国家活動 → 裁判所による事後の救済 → 個々の市民 という大きなサイクルは、「全体としての国民」(Volk) というフィクションが再帰的に現実化され更新されるメカニズムであることにも注意しなくてはならない。「全体としての国民」というフィクションが再帰的に現実化されることは、政治システムからみればその作動のループが閉じるための前提条件として現在のところは作用しているというにすぎない。しかしそれは、概念史的に見れば、個々の市民が互いに異なった存在であることを相互に承認しつつ同じ国民同士として同じ法に服するための前提条件という役割を担ってきており、この概念が融解してしまってよいというほどの歴史段階に現在すでに達していると断言するのは困難であろう。

波動の比喩で言うと、同じ方向に進行する複数の波動が重なり合うと、1つの合成派が成立する。参加手続が過剰になると大循環の波動の姿が不分明になり、「国民」という概念が融解してしまう虞がある。この虞は、特別手続の結果が政治システムの権力的コミュニケーションに過剰に直結する場合に大きいであろう。それに対して、政治システムの評価的期待的コミュニケーションの活性化に照準する場合にはその虞は小さいであろう。

しかし、そのような虞が大きいのであれば、委員会、場合によっては特別手続を導入することは原理的に不可能ではない。その場合は、手続参加者の範囲、手続参加者への権限の配分などの手続規範、政治過程との接合の仕方などにより、パフォーマンスがかなり異なってくるので、検討されるリスクの性質と手続を設置する目的との関係で、どの手続類型を選択すべきかを検討すべきである。この点については、本稿で紹介したアーベルス＝ボラのものなど、

近年の比較研究が出発点としては有益であろう。残る問題は、特別手続には時間的社会的経済的費用がかかるので、それに見合う効果が期待できるかである。

## 2 対策原理

個々のリスク現象の構成には事実の次元、社会性の次元、時間の次元の諸要因が関与するので、リスク計算基軸的アプローチが常に有効であるとは限らない。予防基軸的アプローチや討議基軸的アプローチが有効である可能性は捨てきれない。

## 3 リスクの概念

リスクの性質により、対策原理やリスク処理の法的枠組みが変わってくる可能性があるので、リスクを性質により分類しておくことは有効であると思われる。そのさい、本稿で紹介したクリンケ＝レンの試みなどが手がかりとして有効であろう。

以上のように、リスク評価の法的枠組み、リスクへの対策原理、リスクの概念のいずれについても、今後の検討と経験の蓄積に待つところが多い。しかしそれは単なる研究の蓄積不足という理由からばかりではない。ルーマン派の見るところ、リスクをめぐるコミュニケーションの枠組みやその内容と、その環境であるところの自然界や人間は、同時に変化するので、何が有効である（あった）かということは、事後的にしか決定できないのである。

それは、事前の努力を放棄するものではないが試行錯誤によって学ぶ姿勢を自覚的に取ることが重要だということを意味する。そのためには、制度枠組みの設定やリスク対策の決定に際しては、はっきりとした狙いをもって決定し、そのことによって失敗するときには明確に失敗することが重要である。そしてまた、誰もが想定していなかったが有効なものと判明するコミュニケーション秩序が創発する可能性もある。これもシステム信頼の一つの側面である。

したがって、リスク現象に関してはとりわけ、事後の観察に自らを開き続ける姿勢がもとめられるのである。このことは、ルーマン派から見れば理論の敗北ではなく、進化論的アプローチの当然の帰結である。つまり、確実かつ普遍的な決定の基盤は次第になくなってきているので、正解を導くための確実な事前の基準、方法を確立することもさることながら、正負の成果をきちんと観察できる視点の構築に理論的活動の重点が移動してきているとルーマン派は見るのである。

それは法理論に対しても重要な問題を提起している。本稿では包摂／排除パターンの最適化という評価視点を導入したが、その内実は開いたままである。したがって、もちろん価値原理の探求が必要になるのは言うまでもない<sup>113)</sup>。しかし、ルーマン派システム論は、本稿で検討した範囲では法秩序論に対して要求するところが大きいであろう。すなわち、時間を、分析対象を位置づける単なる座標としてではなく、それ自体を分析対象とする時間論の観点を入れた法秩序論、社会への人びとの包摂／排除に大きな影響をもつ組織の観点を入れた法秩序論、事後観察の適切に行うための法秩序論が要求されているのである。

**追記** 本稿は西南学院大学学術研究所特別研究（C）による助成を受けた研究の一部である。

- 1) 本稿はドイツにおける在外研究中に草されたものである。そのため、出国以前の段階で学恩を忝くした邦語文献も数多いが、これらの文献に対する公正な言及は期しがたいので、自分自身のものも含め邦語文献への言及は割愛することにした。したがってまた、邦訳の存在する場合でも訳文はそれらの文献に従うことができなかった。その欠は続稿にて補うことをお約束し、それらの文献の著者の先生方のご海容を請いたい。ただし、本稿で使用した文献のうち、邦訳の存在に気づいたものについては、その簡単な書誌情報を添えることにした。
- 2) リスク社会という意味でのリスクは、科学技術によるものばかりではない。生活リスクも含まれる。この点については、リスク社会という用語を定着せしめた、Ulrich Beck, *Risikogesellschaft. Auf dem Weg in eine andere Moderne*, 1986, Suhrkamp (ウルリヒ・ベック著、東廉、伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』1998年ウニベルシタス)を参照。この意味で、vgl., Hoch, Hans J., (1999), „Die Regulation familialer Risiken durch das Kinder-Jugendhilfegesetz (KJHG)”, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humboldt, S.207-238. リスク社会というのは、リスクという観点が全面化する社会のことである。そもそも、科学技術によるリスクにのみ焦点を当てるのであれば、なにもリスク社会などという言葉を使うまでもなく、むしろ、例えばアドルノとホルクハイマーの啓蒙の弁証法を再び、そして幾度も、読み返すほうが有益だろう。
- 3) 議論状況の概観には、社会理論家と法律家がともに参加したセッションの記録である、Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humboldtが有益である。次の段落とその次の段落における、近代法秩序に対するリスク社会化の挑戦の概観についても、さしあたりこの文献を参照。
- 4) たとえば、無過失責任を判例の集積や立法によって導入することなどが挙げられる。
- 5) 私法的制度、刑事法的制度、行政法的制度をどのように使うかとか、それぞれの分野の内部での手法の比較などが考えられる。
- 6) Niklas Luhmann, *Soziale Systeme*, 1984, Suhrkamp (ニクラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論』上1993年、下1995年、恒星社厚生閣) S. 114ff の論述を、おのおのの次元で何が問題になるかという観点から整理すると本文のようになると解する。
- 7) Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, 1991, de Gruyterの最初の二つの章が意味の三次元の観点からのリスクの輪郭付けを扱っている。
- 8) 意味の三次元は諸理論の特徴づけの観点からも利用可能であるというアイデアは、ルーマン派の Klaus Peter Japp, *Risiko*, 2000, Transcript から学んだ。
- 9) Paul Slovic, “Perception of Risk: Reflections on the Psychometric Paradigma”, in; Sheldon Krinsky/ Dominic Golding (Hg.), *Social Theories of Risk*, 1992, S. 117-152 などが代表的である。
- 10) Ulrich Beck, *Risikogesellschaft. Auf dem Weg in eine andere Moderne*, 1986, Suhrkamp.
- 11) Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, 1992, Suhrkamp (ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸、耳野健二訳『事実性と妥当性 — 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』

上2002年、下2003年、未来社)

- 12) Helmut Willke, *Irony des Staats*, 1992, Suhrkamp
- 13) Mary Douglas/ Aaron Wildavsky, *Risk and Culture*, 1983, University of California Pressが代表的である。
- 14) ハーバーマス自身も、敵役を名指すものとして、あるいは生活世界の論理に従属すべきものとして、社会システムという言葉を用いるし、現実記述の道具としてならば、システム論のもろもろの概念を使用することを躊躇しない。Vgl., Jürgen Habermas, *ibid.* したがって、ここにいうシステム論の要素を導入するとは、社会のなかの合意排除のないし合意超越的な部分にも積極的な意義を認めるということを意味する。
- 15) 実際、K-H. ラドゥーア (Kar-Heinz Ladeur) とP. ヒラー (Petra Hiller) との論争だけを見ているとこういう理解が追認されるかのようなので注意を要する。Vgl., Petra Hiller, *Der Zeitkonflikt in der Risikogesellschaft: Risiko und Zeitorientierung in rechtsförmigen Verwaltungsentscheidungen*, 1993, Duncker & Humbolt; Petra Hiller, „Probleme prozeduraler Risikoregulierung“, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humbolt, S.27-40; Kar-Heinz Ladeur, „Risikobewältigung durch Flexibilisierung und Prozeduralisierung des Rechts - Rechtliche Bindung von Ungewissheit oder Selbstverunsicherung des Recht? -“, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humbolt, S.41-63。ラドゥーアは、リスクの予見不可能性に対応して、一方で、法的決定に際して事前に設定された基準の遵守に拘泥することなく、大胆にその決定の社会的帰結を考慮に入れて決定を下すべきであると説き (法の柔軟化)、他方でまた、規律対象を直接統制する法制度ではなく規律対象の自律性を重視して法は間接的手続的統制をするにとどめるべきであると説く (法の手続化)。その前提として、彼はルーマンの法理解に修正を迫る。ルーマンよれば、法システムは自律性をもつシステムとして存立し、人々が互いに対して有する行動予期を安定化するという機能を果たしている。ラドゥーアの見るところ、ルーマンは法の自律性や行動予期の安定化という機能に拘泥する結果として、法の柔軟化や手続化の可能性を見落としてしまう。だから、ルーマンの法の概念は変更されなくてはならない。そして現実には、ラドゥーアと近い立場にあるG. トイブナー (Gunther Teubner) は、ルーマンの法の概念の基礎にあるオートポイエシス (後述) の概念の修正を提案している。Vgl., Gunther Teubner, *Recht als autopoietisches System*, 1989, Suhrkamp (土方透・野崎和義訳『オートポイエシス・システムとしての法』1994年、未来社)。これに対してヒラーは、ルーマンにより忠実な立場から次のように論じている。法の柔軟化と手続化は、法の自律性と機能を弱体化させ、その結果として、社会全体に対する効果としては逆に危険である。

このような論争を見るとき、ドイツの法理論に通じた者ならば既視感に襲われることであろう。ここで私が念頭においているのは、ドイツ流の法化 (Verrechtlichung) 論である。そこで問題にされていたのは、社会国家における介入主義的な法の行き詰まりに対する、法の手続化の有効性である。手続化を積極的に進めるように主張していたのが、一方でハーバーマスのコミュニケーション的行為の依拠する論者達であり、他方で、システム論内部のルーマン批判者達である。手続化の意義は、ハーバーマス派においては

法の規律対象内部において論証的な議論がなされることを可能にすることに求められ、制御論的システム論においては、規律対象にたいする間接的な統制にとどめた方が、あるいは規律事項に関与する社会システム同士の議論に委ねたほうが、法の志向する問題解決に有効であるという点に求められた。以上の論争に対する概観として、制御論的システム論の側からの展望であるが、vgl., Gunther Teubner, “Juridification --- Concepts, Aspects, Limits, Solutions”, in: do. (ed.), *Juridification of Social Spheres*. 1987, de Gruyter (樫沢秀木訳「法化 --- 概念、特徴、限界、回避策 ---」 [『九大法学』一九九〇年、第五十九号])。ルーマンは、介入主義的な法のあり方にも法の手続化にも懐疑的であった。Vgl., Niklas Luhmann, “Einige Problem mit “reflexiven Recht””, 1985, *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 6, Heft 1, SS. 1-18; do., “Closure and Openness : On Reality in the World of Law”, in : G. Teubner (Hg.), *Autopoietic Law : A New Approach to Law and Society*, 1987, de Gruyter, pp. 335. すなわち、システム論内部における、あくまでも古典的な近代法像に忠実で、それゆえに古典的近代法の枠組みでは対処しがたい問題（ここではリスク現象）に対してはむしろ法は禁欲的な姿勢を貫く方がよいとするルーマンと、そうした問題に積極的に対処するためむしろ積極的に古典的近代法の枠組みを組み替えていくことを主張する論者達との対立である。そして、論争の帰趨は、法のオートポイエシスや機能をどのように規定するかという概念論争によって決せられるかのような外観を呈していた。

だがこの既視感はおそらく、本文で述べるような、ルーマンの直系の弟子で、ルーマン派システム論におけるリスク論の第一人者、K.P. ヤップ (Klaus Peter Japp) のコメントに接するとき、ザラリとした違和感に変わるだろう。

- 16) Vgl., Japp, Klaus Peter (1999), „Risikoreflexion - Beobachtung der Gesellschaft im Recht“, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humboldt, S. 239-258, S. 240. ヴィルケが制御論の立場に立っていることは、Helmut Willke, *Systemtheorie - 3. Auflage -*, 1991, Gustav Fischer を一読すればわかる。ここでは「複雑性」など、ルーマンと共通の概念も、制御論の観点から丁寧かつ露骨に組みかえられている。そして、この書物と、Gunther Teubner und Helmut Willke, “Kontext und Autonomie”, 1984, *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 4 を比較すれば、トイブナーは一般に思われているのとは違い、ルーマンの徒としてではなくむしろヴィルケの徒として出発したことが分かる。この論文の後半は上記のヴィルケの書物のあからさまな引き写しである。ラドゥーアは彼らとはかなり異質であるが、それでもマネジメントの発想から法を見ていることには変わりがない。Vgl., Karl-Heinz Ladeur, *Das Umweltrecht der Wissensgesellschaft. Von der Gefahrenabwehr zum Risikomanagement*, 1995, Berlin.

ところで、彼らは自らの理論をポストモダンと特徴付けることがしばしばある。たとえば、vgl., Karl-Heinz Ladeur, *Postmoderne Rechtstheorie, 2. Aufl.*, 1995, Berlin. しかし、ポストモダン思想をフランス発生のものとし、かつ、J. F. リオタールをその典型的論者と見るならば、彼らの自己演出はさておき、リオタールが制御論を明示的に退けている以上、第三者的には制御論の立場に立つ彼らをポストモダンの理論家と見ることはできないだろう。

なお、ポストモダン思想とシステム論との関係については、なお、後注87)を参照。

- 17) Vgl., Japp, Klaus Peter (1999), „Risikoreflexion - Beobachtung der Gesellschaft im Recht“, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humboldt, S. 239-258, esp., S. 241.
- 18) Vgl., Japp, Klaus Peter (1999), „Risikoreflexion - Beobachtung der Gesellschaft im Recht“, in; Alfons Bora (Hrsg.), *Rechtliches Risikomanagement: Form, Funktion und Leistungsfähigkeit des Rechts in der Risikogesellschaft*, Duncker & Humboldt, S. 239-258, S. 240.
- 19) Vgl., Klaus Peter Japp, *Soziologische Risikotheorie*, 1996, Juventa.
- 20) 代表的なものとして以下のもの参照。Petra Hiller, *Der Zeitkonflikt in der Risikogesellschaft: Risiko und Zeitorientierung in rechtsförmigen Verwaltungsentscheidungen*, 1993, Duncker & Humboldt; Johannes F. K. Schmidt, „Politische Risikoregulierung als Risikoerzeugung? Zur Bedeutung von Gefährdungshaftung und Versicherung im Rahmen gesellschaftlicher Risikobearbeitung“, in; Petra Hiller/ Georg Krücken (Hrsg.), *Risiko und Regulierung - Soziologische Beiträge zu Technikkontrolle und präventiver Umweltpolitik*, 1997, Suhrkamp; Georg Krücken, *Risikotransformation. Die politische Regulierung technisch-ökologischer Gefahren in der Risikogesellschaft*, 1997, Westdeutscher Verlag.
- 21) Vgl., Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2. Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 114.
- 22) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2. Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 115. しかし、オートポイエシスの概念がそれ自体として説明力のないものだとすれば、そしてそこから出発する作業が上記のように相応の労苦を伴うものだとすれば、なんのためにその概念が導入されなければならなかったかが、逆に問われよう。ルーマンが強調しているのは、伝統的な認識論や存在論からの断絶という意義である。ルーマンの言うところでは、「環境から認識者にナニモノかが入ってきてそのナニモノかが認識するシステムの内部で環境を代表したり、反映したり、模写したり、シミュレーションしたりすると想定する存在論的伝統」(ibid, S. 114) を前提にする認識論である。なぜその断絶が必要なのかと言えば、彼自身がビーレフェルト大学における最後の学期の講義で、明示的にG. バシュラル (Gaston Bachelard) の名を上げつつ言っているように認識論的障壁 (obstacles épistémologiques) から身をもぎ離すためである。ルーマン自身が全体社会の理論の文脈で取り上げている認識論的障壁は、社会は人間からなるという想定、社会は地理的境界を持つという想定、学問 (ここでは特に社会学) は社会の外にあるという想定、である。Vgl., Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, 2005, Carl-Auer-Systeme, S. 37ff. したがって、その概念の導入の意義は、それによって可能になった具体的分析によって、以前は見るべくして見えども見えなかったものがどれほど見えるようになったかという結果から遡及的に評価されるほかはない。私見によれば、本稿のテーマとの関係では、オートポイエシス概念の導入の意味は、第一に、ルーマンの言う「意味の三次元」が相互に関連する分析対象として浮かび上がってくることであり、第二に、法や政治、科学など複数の社会システムの錯綜を精密に分析できる点である。



- 23) ルーマン派のなかでこれに気づいているのは、Jean Clam, *Was heißt, sich an Differenz statt an Identität orientieren?* : *Zur De-ontologisierung in Philosophie und Sozialwissenschaft*, 2002, UVKである。
- 24) 古典的な形態のものも含め、リスク論の諸相についてはvgl., Wolfgang Bonß, *Von Risiko. Unsicherheit und Ungewißheit in der Moderne*, 1995, Hamburger Edition.
- 25) しばしば基準となるリスクとしては、自動車の使用が使われる。
- 26) Andreas Klinke and Ortwin Renn, “A New Approach to Risk Evaluation and Management: Risk-Based, Precaution-Based, and Discourse-Based”, 2002, *Risk Analysis* Vol. 22, No. 6
- 27) *Ibid.*, pp. 1080-1082.
- 28) 彼らは具体的には次のような三つの戦略を提案する。第一は、類似の状況との類推と比較を手段とする「安いが大したこともない」調査をすることである。第二は、リスクの調査のために十分に公的資金を投入することである。第三は、リスクを引き受けたり第三者に押し付けたりするものに責任を課すことである（こうした責任を課すことで、リスクを生み出すものには、リスクについて適切な時間内に知識を生み出そうとする誘因が与えられる）。
- 29) こうした理論構成からも想像できるように、彼らの推奨するリスク処理法はフローチャート化できるし現に彼らもそうしている。そのフローチャートについての説明は省略する。Cf., Andreas Klinke and Ortwin Renn, “A New Approach to Risk Evaluation and Management: Risk-Based, Precaution-Based, and Discourse-Based”, 2002, *Risk Analysis* Vol. 22, No. 6, pp. 1082-1085.
- 30) 以下については、cf. *ibid.*, pp. 1085-1087.
- 31) cf. *ibid.*, p. 1087, p. 1083
- 32) どのリスクをどのリスク類型に位置づけるかということも問題になりうる。彼らも注意を喚起しているように、あるリスクに対する知見が蓄積されることにより、それが不確定性を主たる特徴とするリスクから複雑性を主たる特徴とするリスクへさらには単純なリスクへと性格が変わっていくことがありうる。このことは、特定のリスクがどのリスク類型に該当するかの判断が微妙でありうることを意味する。むしろ彼らが勧めるのは、科学的知見の蓄積を促進し、その展開に応じてマネジメント戦略を柔軟に変えていくことである。彼らの読み筋のなかにあるとみてよい。
- 33) とくに彼らを名指したものではないが、cf. Chauncey Starr, “The Precautionary Principle Versus Risk Analysis”, 2003, *Risk Analysis*, Vol. 23, No. 1, p. 1-3
- 34) 以上、過去と未来の地平については、vgl., Niklas Luhmann, *Einführung in die Systemtheorie*, S. 207ff; Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, 1991, de Gruyter, S. 46ff. これは単に人びとの意識の問題であるだけでなく、社会的圧力の問題である。以前の自分の行動との整合性が問われる機会が多いほど、また、未来を考慮して現在の選択をするように求められることが多いほど、また、その過去が遠い過去のものであるほどその未来が遠い未来であるほど、人びとは射程の広い過去地平と未来地平を持つように促されることになろう。だから、この変化は社会の変化でもある。
- 35) Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, S. 51.
- 36) Vgl., Reiner Grundmann, „Wo steht die Risikosoziologie?“, 1999, *Zeitschrift für Soziologie*, Jg. 28, Heft 1, S. 44-59.

- 37) Niklas Luhmann, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, 1990, Suhrkamp における Eigenwert, Eigenzustände の概念の重要性を想起されたい。もっとも、科学的モデルと自然界との構造的同一性については確かに懐疑的であると言えるかもしれない。
- 38) ルーマンの懐疑はむしろ、そういう側面に対してのみ無関心を集中することや、事態を「科学的知見に基づく制御」という概念で捉えることに対する懐疑であると思えるべきであろう。この問題は、政治学における制御論争とほぼ同型であると思われる。政治学における制御論争については、Vgl., Jan Fuhse, *Theorien des politischen System: David Easton und Niklas Luhmann. Eine Einführung*, 2005, VS Verlag, S. 104ff.
- 39) 前注 (10) にあげたものの他、Ulrich Beck, *Die Erfindung des Politischen*, 1993, Suhrkamp も参照。
- 40) 前注 (11) であげたもの参照。
- 41) Klaus Peter Japp, *Risiko*, 2000, S.53f.
- 42) Ibid., S. 87ff.
- 43) Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, 1991, de Gruyter, S. 38ff.
- 44) Ortwin Renn, “Style of using scientific expertise; a comparative framework”, 1995, *Science and Public Policy* Vol. 22, No. 3
- 45) Gabriele Abels/ Alfons Bora, *Demokratische Technikbewertung*, 2005, transcript Verlag
- 46) Alfons Bora, *Differenzierung und Inklusion*, 1999, Nomos
- 47) さしあたり、Niklas Luhmann, „Inklusion und Exklusion“, in: ders, *Soziologische Aufklärung 6* 1995, Westdeutscher Verlag を参照。
- 48) Abels/Bora, *ibid.*, S. 15ff.
- 49) Abels/Bora, *ibid.*, S. 13.
- 50) Abels/Bora, *ibid.*, S. 33.
- 51) Abels/Bora, *ibid.*, S. 36f.
- 52) Abels/Bora, *ibid.*, S. 38-45
- 53) Abels/Bora, *ibid.*, S. 45-54
- 54) Abels/Bora, *ibid.*, S. 54-66
- 55) Abels/Bora, *ibid.*, S. 66-72
- 56) Abels/Bora, *ibid.*, S. 72-78
- 57) Abels/Bora, *ibid.*, S. 78-84
- 58) Abels/Bora, *ibid.*, S. 84-89
- 59) かねてよりのボラの持論である。Vgl., Alfons Bora, *Differenzierung und Inklusion*, 1999, Nomos.
- 60) Abels/Bora, *ibid.*, S. 96ff
- 61) Ortwin Renn, “Style of using scientific expertise; a comparative framework”, 1995, *Science and Public Policy* Vol. 22, No. 3, p. 135.
- 62) See, Sheila Jasanoff, “Science and Governance: the US Experience”, 2000, *IPTS Report 45*
- 63) Frank Pilsz/ Heike Ortwein, *Das politische System Deutschlands. 3. Aufl.*, 2000, Oldenbourg, S. 291ff.
- 64) Niklas Luhmann, *Soziale Systeme*, 1984, Suhrkamp, S. 13.
- 65) Niklas Luhmann, *Gesellschaft der Gesellschaft, Bd. 1, Bd. 2* 1997, Suhrkamp. 「意味」と

- 題されているのは第一章第三節であるが、第一節は全体社会（Gesellschaft）についての社会学とはどのようなものかについてのルーマンの理解を示す節であり、第二節は方法的な前注に当てられている。
- 66) これは彼年来の構想である。Vgl., Niklas Luhmann, „Sinn als Grundbegriff der Soziologie“, in: Jürgen Habermas/Niklas Luhmann, *Theorie der gesellschaft oder Sozialtechnologie*, 1971, Suhrkamp (邦訳はJ. ハーバーマス、N. ルーマン著、佐藤嘉一訳『批判理論と社会システム理論 — ハーバーマス＝ルーマン論争』1984木鐸社に所収)。
  - 67) 今では、vgl., Fritz Heider (mit einem Vorwort von Dirk Baecker), *Ding und Medium*, 2005, Kulturverlag Kadmos Berlin.
  - 68) ルーマンの理論的後継者の一人、J. クラムの理解もそう遠くないと思う。Vgl., Jean Clam, Was heißt, sich an Differenz statt an Identität orientieren?: Zur De-ontologisierung in Philosophie und Sozialwissenschaft, 2002, UVK, S. 73.
  - 69) 正確には、システム／システム-関係ではなくシステム／環境-関係を記述するための概念である。だが、システム／システム-関係を記述するためには、複数のシステムは互いにとって環境の中の一システムであるから、結局は構造的カップリングの概念を用いることになる。それゆえ、簡略に本文のように表現した。
  - 70) ルーマン派の機関紙と言える *Soziale Systeme* 7/2 (2001) が一冊を掲げてこの概念の解明に取り組んでいるにもかかわらず、私の見るところ議論は明確な収斂を見せていない。
  - 71) さしあたり、Jürgen Habermas/Niklas Luhmann, *Theorie der gesellschaft oder Sozialtechnologie*, 1971, Suhrkamp (J. ハーバーマス、N. ルーマン著、佐藤嘉一訳『批判理論と社会システム理論 — ハーバーマス＝ルーマン論争』1984木鐸社) を参照。
  - 72) Niklas Luhmann, *Soziale Systeme*, 1984, Suhrkamp (ニクラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論』上1993年、下1995年、恒星社厚生閣)
  - 73) 本稿では、そのうち、*Die Gesellschaft der Gesellschaft*, *Das Recht der Gesellschaft*, *Die Politik der Gesellschaft* を使用している。
  - 74) Vgl., Frank Becker, Elke Reinhardt-Becker, *Systemtheorie: Eine Einführung für die Geschichte- und Kulturwissenschaften*, 2001, Campus Verlag, S. 66.
  - 75) ルーマンはビーレフェルト大学における退官前最後の学期の講義で、機能的に分化した近代社会においてはすべての人が身分等の属性にかかわらずすべての機能システムに参与する可能性を可能性としては与えられているのだが、その可能性を現実として享受する人々がいる一方で、あらゆる機能システムから排除 (Exklusion) されているかのようなストリートチルドレンが多数生きているという事実、異なる文脈で二度も (!) 触れている。Vgl., Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, 2005, Carl-Auer-Systeme, S. 80, S. 275ff.
  - 76) ルーマン派において、個人と人格と意識システムは別個のものであり、その相互関係は複雑であるが、本稿では立ち入らない。
  - 77) ルーマンによれば、全体社会とは、あらゆるコミュニケーションの総体からなる社会システムである。さしあたり、vgl., Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, 2005, Carl-Auer-Systeme. この定義を、コミュニケーション＝波動という概念で以って敷衍すれば本文のように言うことになるだろう。
  - 78) ルーマン派の機関紙と言える雑誌上で1巻を挙げてこのテーマが取り上げられているの

はそのよい証左となろう。Vgl., *8 Soziale Systeme 1* (2002).

- 79) Horst Kuchling (Oberstudienrat i. R.), *Taschenbuch der Physik - 18, neu bearbeitete Auflage*, 2004, Carl Hanser Verlag, S. 218.
- 80) Ibid, S. 235.
- 81) Vgl., Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2 Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 288ff.
- 82) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2. Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 303.
- 83) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2. Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 304.
- 84) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Systemtheorie - 2. Aufl.*, 2004, Carl-Auer-Systeme, S. 239f.
- 85) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, 2005, Carl-Auer-Systeme, S. 272.
- 86) Niklas Luhmann (hrsg. von Dirk Baecker), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, 2005, Carl-Auer-Systeme, S. 274.
- 87) ルーマンにおいて個別の社会的現象はこのように内部に緊張をはらんだ不安定な存立態であり、個々の心理システムはそれにそのつどなんとか反応しているのだが、その反応において好むと好まざるとにかかわらず、心理システムと社会システムの間相互浸透が生じてしまう。この点で、個人を自足的な単位として想定し、それらの相互作用として社会的現象を観ずる一般的な社会理論とは大きく異なり、反人間主義とも言えよう。また、社会システムを構成する作動たるコミュニケーションも意識システムを構成する思考の連鎖も、本来は連続的な流動体に自ら切れ目を入れることで初めて一個の作動として一応の成立を見る。この意味で、基本的な次元でルーマンの理論は差異志向的である。これらの点で、ルーマンの理論は極めてフランスのポストモダン理論に近い。実際、ルーマン自身もJ. デリダとの親近性は意識しており、しばしばかなり重要な場面で彼の理論との対比で自らの理論を説明している。つまり、コンスタティブな次元で捉える限り、ルーマンの理論はポストモダンに近いと言ってよい。他方、パフォーマンス的な次元では、ルーマンの理論は本文で述べたように極めて構築的な面も持っている。この側面は極めてモダンだと言ってよい。したがって、ある思想を位置づけるのにパフォーマンス的な次元も重要だとすれば — そして私も少なくともフランスのポストモダンの思想にかんしては重要だと思う — ルーマンの理論はフランス系ポストモダン思想とかなり微妙な関係に立つことになる。この点を精確に論じるには別稿を要するので本稿ではこれ以上立ち入らない。
- 88) 以下、主として、Niklas Luhmann, *Das Recht der Gesellschaft*, 1993, Suhrkamp (ニクラス・ルーマン著、馬場靖男・上村隆広・江口厚仁訳『社会の法 1・2』法政大学出版局、2003年); Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, Suhrkampを参照した。
- 89) 用語として明示的に区別されているわけではないが、vgl., Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, Suhrkamp.
- 90) Vgl., Jan Fuhse, *Theorien des politischen System: David Easton und Niklas Luhmann. Eine Einführung*, 2005, VS Verlag.

- 91) ルーマンは、政治と法との構造的カップリングの例として憲法や立法だけを上げるケースが多いが、それは、交差の態様が時代と国により、また政策領域により多様であるから最大公約数的なものを例としてあげたということであろう。
- 92) Vgl., Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, Suhrkamp, S. 277ff.
- 93) Niklas Luhmann, „Interesse und Interessenjurisprudenz im Spannungsfeld von Gesetzgebung und Rechtsprechung“, 1990, 2 Zeitschrift für neuere Rechtsgeschichte 12, S. 1-13 などでは、立法という点で政治の内容が法システムに流入するような表現が取られているが、それは簡略表現でありルーマンの論理を追っていけば本文のように理解する方がより正確であろう。
- 94) もちろん制度的に憲法訴訟が可能なる国に限っての話であるが、可能なるところでもその名宛人に誰がどういう場合になりうるのかは憲法訴訟の制度的枠組みによって異なる。
- 95) いわゆる規制的行政に限らない。いわゆる給付行政の場合でも、行政の給付決定がその名宛人の需給行動の前提となる限り、ルーマンの意味では行政から市民への権力の行使である。ただ、給付要件が明確でその要件を満たしているものが給付申請をした場合には、行政としては給付拒否決定をすれば行政訴訟を提起される可能性があり、その選択肢を市民側が有している限りで、行政には給付決定をする方向に圧力がかかる。このように市民側からも行政への権力も行使されており、その結果、行政から市民への権利行使が見えにくくなっているだけである。
- 96) 権力行使の名宛人たる市民が当該権力行使についての期待的評価的内容のコミュニケーションをなすことはありうる。ただ、①行政にそのコミュニケーションを差し向ける場合、その要求が通るのは、法的要求として正統化できるか、行政に対して非公式的権力の行使に成功できるときなので、それは法的コミュニケーションとも権力行使のコミュニケーションとも区別される意味での、政治的コミュニケーションの一種としての期待的評価的コミュニケーションとは概念上区別されなくてはならない。また、②行政の不当な権力の行使または不行使を他の市民に訴えることもできるが、それは自らが新たな期待的評価的コミュニケーションの起点になっているだけなので、権力行使のコミュニケーションとの交差は生じない。
- 97) 以下では、Niklas Luhmann, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, 1990, Suhrkampを参照した。
- 98) Vgl., Rudolf Stichweh, „Die vielfältigen Publika der Wissenschaft. Inklusion und Popularisierung“, in: ders, *Inklusion und Exklusion*, 2005, transcript.
- 99) Vgl., Niklas Luhmann, *Organisation und Entscheidung*, 2000, Westdeutscher Verlag.
- 100) Vgl., Niklas Luhmann, *Protest*, 1996, Suhrkamp.
- 101) Vgl., Helmut Willeke, *Irony des Staats*, 1992, Suhrkamp.
- 102) 参加する科学者や一般市民と国家機関が参加報酬をめぐって交渉を行えばもちろん経済的コミュニケーションがあるといえるが、この交渉は本文で考えている交渉ではない。
- 103) 国家機関が研究施設を運営し、訓練を受けた研究者がそこで研究活動をし研究成果を公表すれば、彼らも知識産出的コミュニケーションのループに入っていくことになる。
- 104) しかし、交差が生じても伝播的コミュニケーションなので、それだけでは知識産出的コミュニケーションは作動せず、政治システムから科学システムへの浸透はない。ただし、専門家は通常は再現可能な実験室状況を前提に知識を産出しているが、技術が適用され

る場合には適用される場面のローカルな状況が知識産出の前提となった実験室状況と大きく異なるという場合はありうる。そういう場合、現場で生活する素人により提供されたローカルな知識が科学システムに浸透していく可能性も排除はされない。しかしそれは、素人と専門家の接触による効果として知識産出的コミュニケーションが科学システムのなかで起動したということなのであって、政治システムから科学システムへの浸透が生じたというわけではない。

- 105) Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, S. 176.
- 106) ルーマンは「国民」という理念も歴史的な存在物であり不安定な存在物としか見ていないが、それにしても、それを破棄できる道筋が見えているとも考えていない。
- 107) たとえば、「国民」をどこかに置いたところで政治の行方は有力組織間の取引だけで決められている、と一般の人びとが政治を見るようになったらどうであろうか。
- 108) Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, SuhrkampのSelbstbeschreibungの章で取り上げられているのが、「主権」「代表」「国民」という概念であることから、本文のように解釈した。
- 110) 社会と人々の意識は、意味というメディアの上で交差し相互浸透する限りで、同時に変化する。であるから、ここで言われているのは、社会が人々のテンポに適応すべきだということではない。したがって、変化の必要のない安定状態にいつか達するということは期待できず、事後的なモニタリングが常に要求されることになる。
- 111) Vgl., Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, S. 11.
- 112) Vgl., Japp, Risiko, S. 87ff; ders, Klaus Peter Japp, „Die Ausdifferenzierung regulatoriver Risikopolitik“, in: Petra Hiller / Georg Krücken (Hrsg.), *Risiko und Regulierung – Soziologische Beiträge zu Technikkontrolle und präventiver Umweltpolitik*, 1997, Suhrkamp.
- 113) 可及的に根拠つけられた価値的決定は法システムの作動の一構成要素なのであって、法システムの反省理論たる法理論が、そこまで外部的観察者のルーマンに期待するのは彼に対する過大評価であると同時に法理論の主体性の放棄であろう。